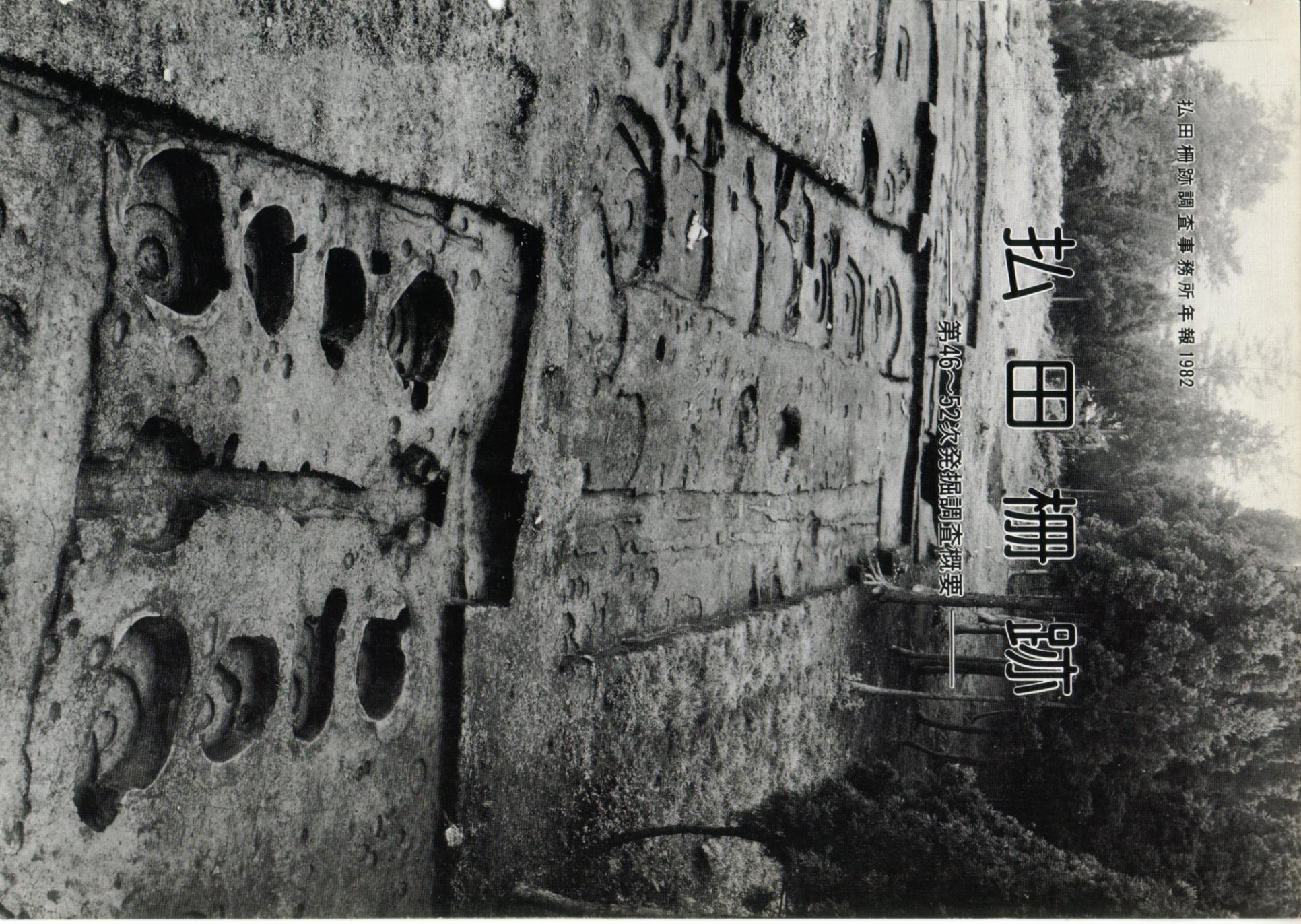


弘田柵跡調査事務所年報 1982

# 弘田柵跡

第46～52次発掘調査概要



# 序 文

払田柵跡調査事務所は本年度第2次5カ年計画の第4年次として、第46次～第52次発掘調査まで7地区の調査を実施いたしました。この内訳は、現状変更届出に伴う調査が3、学術調査が4であります。

本年度の主要な調査は第一に払田柵跡環境整備事業に対応する調査を行うこと、第二に内郭線築地土堀の東端と内郭東門跡の検出、第三に内郭線角材列の位置確認と実態の把握、第四に現状変更届出に伴う事前調査を遂行することなどであります。第一の調査は第47次発掘調査として実施し、西脇殿跡・西前殿跡・政庁西門跡などの掘立柱建物群を検出し、西辺を画する板堀の確認など多大な成果をあげることができました。第二については第48次発掘調査として実施し、すでに完全破壊されていることがわかりました。第三については第51次発掘調査として内郭線角材列を検出し、ほぼ予想どおりの成果をあげることができました。第2次5カ年計画の基本計画にあります内・外郭線の位置確認調査は本年度をもって完了することができました。

今、ここに本年度の発掘調査概要をまとめ当事務所の年報として刊行することになりましたが、これが今後の考古学の研究上は勿論のこと遺跡保存の一助となれば幸いであります。

なお、調査研究にあたりまして、顧問秋田大学教授新野直吉氏、文化庁記念物課・奈良国立文化財研究所・国立歴史民俗博物館・宮城県多賀城跡調査研究所より御指導・御助言を賜わり心から感謝申し上げるとともに管理団体仙北町・同教育委員会、千畑村・同教育委員会および土地所有者・作業員の皆様の御協力に対しまして厚く御礼申し上げます。

昭和58年3月31日

秋 田 県 教 育 委 員 会

教 育 長 畠 山 芳 郎

- 1 本年報は、調査の速報を編集方針とし、全所員が発掘調査と整理作業にあたった。発掘調査概要の作成にあたり、次のとおり執筆分担し、船木義勝が総括した。  
第4章第1・3・4節、第7章……………船木義勝  
第3章、第4章第2節、第6章、第9章……………山崎文幸  
第4章第2節、第5章、第8章……………栗沢光男
- 2 発掘調査および整理作業・概要作成にあたって、下記の方々から御協力をいただいた。  
現場作業員 大河喜栄・茂木福太郎・伊藤隆新・杉沢毅・菅原龍助・大川徳治・後藤龍男・高柳龍太郎・菅原謙蔵・菅原道明・森川周右エ門・越後谷哲也・熊谷道宏・菊地一良・熊谷之広・古屋学・新田光晴・小松みどり  
整理作業員 高橋厚子・長瀬優子・戸沢典子・渋谷志・高橋れい子・熊谷安・長沢廣子・菅原恵子・高柳良子・新田律子・大川貞子・佐々木京子・森川照子・風登絹子  
土地所有者 後藤堅治・後藤和夫・戸沢龍悦・森川傳治郎・後藤哲雄・後藤多市・池田ミサ  
協力 高梨正進会第九支部（代表 後藤八郎）・後藤清治
- 3 墨書土器の判読、木簡の釈文については、国立歴史民俗博物館助教授平川南氏にお願いし、御教示いただいた。
- 4 木簡の釈文、絵馬の判読については、奈良国立文化財研究所長坪井清足氏、同文部技官佐藤信氏から、御教示いただいた。
- 5 緑釉陶器の年代については、国学院大学助教授吉田恵二氏から御教示いただいた。
- 6 種子の同定については、秋田県立大曲農業高等学校教諭藤原陸夫氏、東北農業試験場作物第3研究室主任研究官佐藤陽一氏にお願いし、御教示いただいた。
- 7 土色の記載については、小山正忠・竹原秀雄編著『新版 標準土色帖』（1976・9）を参考にした。
- 8 実測図は、国土調査法第X座標系を基準に作成した。詳細は『弘田柵跡調査事務所年報1977』を参照されたい。

## 目 次

第1章 はじめに	1	第2節 発見遺構	38
第2章 調査計画と実績	2	第3節 出土遺物	44
第3章 第46次発掘調査	4	第4節 小 結	48
第4章 第47次発掘調査	9	第7章 第50次発掘調査	50
第1節 調査経過	9	第8章 第51次発掘調査	52
第2節 発見遺構	12	第1節 調査経過	52
第3節 出土遺物	26	第2節 発見遺構	52
第4節 小 結	31	第3節 出土遺物	56
第5章 第48次発掘調査	33	第4節 小 結	56
第6章 第49次発掘調査	35	第9章 第52次発掘調査	58
第1節 調査経過	35	第10章 調査成果の普及と関連活動	60

## 表 目 次

第1表 発掘調査計画表	2	第2表 発掘調査実績表	3
-------------	---	-------------	---

## 挿 図 目 次

第1図 払田柵跡発掘調査地域図	2—3
第2図 第46次発掘調査地形図	4
第3図 第46次発掘調査実測図	5
第4図 S D471・S X472・S D473 実測図	6
第5図 S L470 東壁土層図	6
第6図 出土土器	7
第7図 第47次発掘調査地形図	10
第8図 第47次発掘調査遺構配置図・政庁模式図	11
第9図 J Aライン北壁土層図	12
第10図 西前殿跡	13
第11図 S B541-10柱立割	13
第12図 S B540-7柱・S B541-15柱・S B542-13柱立割	14

第13図	土壙群実測図	15
第14図	S D 144・S K 489西壁土層図	15
第15図	政庁域南西部実測図	17
第16図	西脇殿跡	18
第17図	S B 499 - 20柱立割	19
第18図	S B 499建物・500 - 3 柱立割	19
第19図	政庁域西部実測図	20
第20図	S D 481・482土層図	21
第21図	政庁西門跡	23
第22図	S B 530 - 10柱立割	23
第23図	S X 528 土層図	24
第24図	政庁域北西部実測図①	25
第25図	政庁域北西部実測図②	25
第26図	出土遺物①	26
第27図	出土遺物②	27
第28図	出土遺物③	28
第29図	出土遺物④	29
第30図	出土遺物⑤	30
第31図	第48次発掘調査地形図	33
第32図	第48次発掘調査実測図	33
第33図	第49次発掘調査地形図	35
第34図	第49次発掘調査遺構配置図	39
第35図	38ライン西壁土層図・模式図	40
第36図	S E 550実測図・掘形プラン	41
第37図	S X 554 実測図	42
第38図	S X 555 実測図	42
第39図	S X 556 実測図	43
第40図	S X 557 実測図	43
第41図	S D 558・S X 559・560・561実測図	43
第42図	出土遺物①	46
第43図	絵馬実測図	47
第44図	出土遺物②	47

第45図	出土遺物③	48
第46図	第50次発掘調査地形図	50
第47図	第50次発掘調査実測図	50
第48図	第50次発掘調査遺構配置図	51
第49図	Bトレンチ西壁土層図	51
第50図	第51次発掘調査地形図	53
第51図	第51次7地区発掘調査実測図	54
第52図	第51次7地区D実測図	54
第53図	7地区D・bサブトレンチ東壁土層図	55
第54図	7地区D・dサブトレンチ東壁土層図	55
第55図	出土土器	56
第56図	第52次発掘調査地形図	58
第57図	第52次発掘調査実測図	58
第58図	北壁・東壁土層図	59

## 彩 色 図 版

1 (上) 西前殿全景 (下) 西脇殿全景

## 図 版 目 次

図版 1	第46次発掘調査	(1)調査区全景 (2)調査区全景
図版 2	第46次発掘調査	(1)S D 473溝跡 (2)古建築遺材
図版 3	第47次発掘調査	(1)調査区全景 (2)調査区全景
図版 4	第47次発掘調査	(1)前殿跡 (2)前殿跡
図版 5	第47次発掘調査	(1)S B 541 - 10柱 (2)S B 540 - 7柱・S B 542 - 13柱
図版 6	第47次発掘調査	(1)西脇殿跡 (2)西脇殿跡
図版 7	第47次発掘調査	(1)西脇殿跡南側柱 (2)西脇殿跡北側柱
図版 8	第47次発掘調査	(1)S B 499 - 20柱 (2)S B 499 - 21柱
図版 9	第47次発掘調査	(1)S B 500 - 3柱 (2)S B 500 - 3柱
図版10	第47次発掘調査	(1)政庁西門跡 (2)S B 530 - 10柱
図版11	第47次発掘調査	(1)S A 498柱列 (2)S A 543柱列

- 図版12 第47次発掘調査 (1)調査区全景 (2)S D 481溝・S X 495とピット群
- 図版13 第47次発掘調査 (1)S D 144溝・S D 244溝 (2)S D 144溝・S D 244溝
- 図版14 第47次発掘調査 (1)S D 144溝・S D 489土壌 (2)S D 144溝
- 図版15 第47次発掘調査 (1)S X 529 (2)S D 144溝・S X 529
- 図版16 第47次発掘調査 (1)S D 144溝・S D 481 A 溝・S D 481 B 溝・S D 481 C 溝  
(2)S D 144溝・S D 481 A 溝・S D 481 B 溝・S D 481 C 溝
- 図版17 第47次発掘調査 (1)S B 530建物・S D 481溝・S D 482溝  
(2)S D 125溝・S D 481溝
- 図版18 第47次発掘調査 (1)S B 530建物・S D 481溝 (2)S B 530建物・S D 481溝
- 図版19 第47次発掘調査 (1)S D 481溝・S X 524 (2)S D 481溝・S D 187溝
- 図版20 第47次発掘調査 (1)S D 483溝 (2)S D 483溝
- 図版21 第47次発掘調査 (1)S K 511土壌・S K 512土壌 (2)S K 489土壌
- 図版22 第47次発掘調査 (1)S K 514土壌 (2)S X 528
- 図版23 第47次発掘調査 出土遺物 1
- 図版24 第47次発掘調査 出土遺物 2
- 図版25 第47次発掘調査 出土遺物 3
- 図版26 第47次発掘調査 出土遺物 4
- 図版27 第48次発掘調査 (1)発掘調査前 (2)調査区全景
- 図版28 第49次発掘調査 (1)調査区全景 (2)S E 550井泉
- 図版29 第49次発掘調査 (1)第16号木簡出土状況 (2)絵馬出土状況
- 図版30 第49次発掘調査 第16号木簡
- 図版31 第49次発掘調査 絵馬
- 図版32 第49次発掘調査 出土遺物 1
- 図版33 第49次発掘調査 出土遺物 2
- 図版34 第50次発掘調査 (1)B トレンチ調査区全景 (2)A トレンチ調査区全景
- 図版35 第51次発掘調査 (1)7 地区D (2)7 地区D
- 図版36 第51次発掘調査 (1)7 地区 b サブトレンチ (2)b サブトレンチ S A 466  
(3)b サブトレンチ S A 467
- 図版37 第51次発掘調査 (1)7 地区 d サブトレンチ (2)d サブトレンチ S A 466  
(3)d サブトレンチ S A 467
- 図版38 第51次発掘調査 (1)3 地区 A トレンチ (2)出土土器 (3)出土土器
- 図版39 第52次発掘調査 (1)調査区全景 (2)調査区全景

# 第1章 はじめに

弘田柵跡<sup>はいつなのまき</sup>は秋田県仙北郡仙北町弘田・千畑村本堂城廻にある。遺跡は雄物川の中流域に近い大曲市の東方約6km、横手盆地北側の仙北平野中央部に位置し、第三紀硬質泥岩の真山・長森の残丘を中心として、北側の烏川・矢島川・南側の丸子川(鞠子川)に囲まれた沖積地にある。

1906年(明治5)頃から開始された高梨村耕地整理事業の際発見された埋木が、地元の後藤宙外・藤井東一の努力によって歴史的遺産と理解され、遺跡解明の糸口が開かれた。1930年(昭和5)3月後藤宙外が調査を実施し、さらに同年10月文部省囑託上田三平によって学術調査がおこなわれて遺跡の輪郭が明らかにされた。この結果に基づき、1931年(昭和6)3月30日付けで国指定史跡となり現在に至っている。

1970年(昭和45)代になって、指定地域内外の開発計画が立案された。そこで秋田県教育委員会は地元仙北町と協議の上、この重要遺跡を保護するため基礎調査を実施して遺跡の実態を把握することを目的に、1974年(昭和49)現地に「秋田県弘田柵跡調査事務所」を設置し、本格的な発掘調査を開始した。さいわい、地元管理団体仙北町当局および地域の人々の深い理解により、史跡指定地内は開発計画から除外された。

現在は「弘田柵跡発掘調査要項」の第2次5カ年計画に基づいて計画的に発掘調査を実施している。当弘田柵跡調査事務所が設置されてからの調査成果を要約すると次のとおりである。

史跡は長森を中心とする内郭(線)と、長森・真山を含む外郭(線)に囲まれている。内郭は東西770m、南北320mの長楕円形で延長約1.76kmであり、外郭は東西1,370m、南北780mの長楕円形で延長約3.6km、面積およそ87万5千㎡である。外郭線は角材列が一列にならび、東・西・南・北に八脚門がつく。内郭線は築地土堀(東・西・南の山麓)と角材列(北の湿地)が連なり、南・北に八脚門がつく。これら内郭の門は新旧2時期ある。外郭南門・内郭南門延長上の長森丘陵上に政庁がある。政庁は東西63m(210尺)、南北81m(270尺)の板堀で区画され、東・西・南に門がついている。板堀の中には正殿・東脇殿・西脇殿が配置され、これらの遺構は6時期あり、主要建物の基本的配置は6期通じて一貫していて、政治的機能を果していた場所と考えられる。政庁の南側板堀に接するように東前殿・西前殿がある。

出土品には、土師器・須恵器・緑釉陶器があり、ほかに木簡・墨書土器・埴などがある。木簡には「飽海郡隊長解申請」「十火大猥二石二斗八升」「嘉祥二年正月十日」など文書・貢進様木簡がある。墨書土器には「懺悔」「厨」「厨家」「缶舎」「文」などがある。

管理団体仙北町は1979年(昭和54)から保存管理計画による遺構保護整備地区である内郭地域の土地買上げ事業を進めており、1982年(昭和57)からは環境整備事業を開始している。

## 第2章 調査計画と実績

昭和57年度の発掘調査は「払田柵跡発掘調査要項」に基づく、第2次5カ年計画の第4年次にあたる。さいわい発掘調査費については秋田県の要求額どおりの国庫補助金の内示（総経費1,300万円のうち、国庫補助額650万円）を得たので、次のような「昭和57年度払田柵跡発掘調査計画(案)」を立案した。

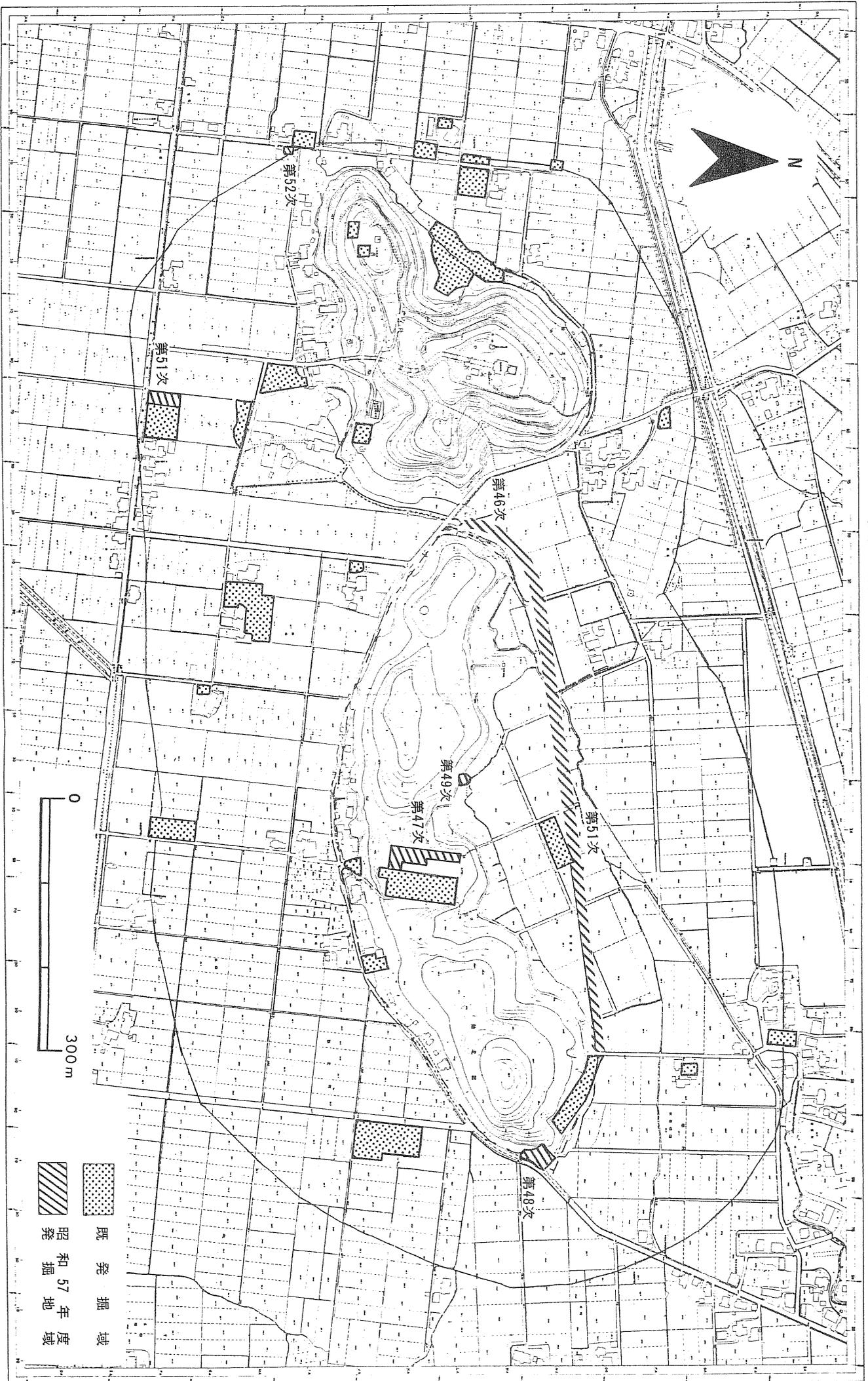
第1表 発掘調査計画表

調査次数	調査地区	調査予定面積	調査期間	備考
第46次	外郭西部 (払田字森合)	50m <sup>2</sup>	4月20日～5月10日	但し、国庫補助 対象外事業
第47次	政庁地区西部 (払田字長森)	1,750m <sup>2</sup>	5月11日～6月30日	
第48次	内郭東部 (払田字長森)	600m <sup>2</sup>	7月1日～8月31日	
第49次	長森北部 (払田字百目木・長森)	300m <sup>2</sup>	9月1日～10月20日	
第50次	外郭西部 (払田字館前)	100m <sup>2</sup>	10月21日～10月30日	
第51次	内郭線北部 (払田字百目木・森合)	200m <sup>2</sup>	11月1日～11月30日	
合計	6地区	3,000m <sup>2</sup>		

払田柵跡の環境整備事業が昭和57年度から開始され、政庁地区の整備事業が来年度から着工される見通しとなってきた。このため政庁域の西部建物群および西部区画施設の有無と位置確認をする必要が出てきたため、第47次発掘調査として実施した。第48次発掘調査は昨年度買収・家屋移転となった地点であり、内郭線築地土塀の東端地点にあたる一帯である。本調査は内郭線位置と内郭東門跡の検出をめざしたが、開墾による破壊が著しく、痕跡をとどめていなかった。

今回の調査地区内には内郭東門跡が存在していなかったと断定した。第49次発掘調査は通称「ホイドスズ」地点である。本調査は、最近水田の開墾により範囲が狭くなり荒廃が著しくなってきたことなどから、長森北部地区の調査の起点として実施した。当地点は木簡の出土場所

史跡 弘田柵跡



第1図 弘田柵跡発掘調査地域図

として知られており慎重な調査が要求されるため、降雪期となった時点で調査を来年度に継続することにした。第51次発掘調査は第2次5カ年計画の基本計画に沿って実施した、内郭線角材列の位置確認調査である。本調査では土地所有者全員の承諾を得ることができず、一部発掘できなかったが、ボーリング棒などの確認作業によりほぼ目的を達成することができた。

昭和57年度の発掘調査の実績はつぎのとおりである。

第2表 発掘調査実績表

調査回数	調査地区	発掘面積	調査期間
第46次	外郭東部（払田字森合）	88㎡	4月2日～4月7日 4月15日～4月26日
第47次	政庁地区西部（払田字長森）	1,180㎡	4月26日～10月16日
第48次	内郭東部（払田字長森）	420㎡	9月7日～9月22日
第49次	長森北部（払田字百目木・長森）	110㎡	10月12日～12月6日
第50次	外郭西部（払田字館前）	142㎡	11月24日～12月11日
第51次	内郭線北部（払田字百目木・森合）	110㎡	10月27日～12月9日
第52次	外郭西部（払田字森崎）	9㎡	9月20日～9月29日
合計	7地区	2,059㎡	

なお、出土遺物・図面等の資料整理は年間を通して実施した。

## 第3章 第46次発掘調査

### 第1節 調査経過 (第2図、図版1)

管理団体である仙北町あてに、昭和56年8月27日付で仙北郡高梨土地改良区理事長大野清栄氏より土地改良事業（現況水路を舗装水路とする）を理由とした現状変更許可申請書が提出された。申請書は秋田県教育委員会を経由して、昭和56年9月22日付秋教文収第528号をもって文化庁へ進達された。

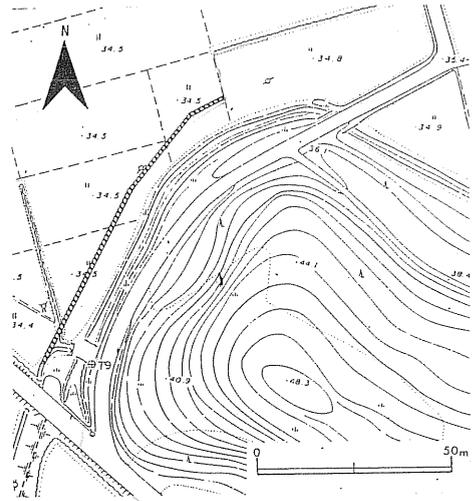
これに対し、文化庁から申請者あてに昭和56年11月6日付委保第4の902号をもって「①掘削を伴う部分については、秋田県教育委員会が実施する発掘調査終了後工事に着手すること。②調査の結果、重要な遺構等が発見された場合は文化庁と協議の上、計画を変更し、遺構の保存を図ること。③その他、実施に当たっては、秋田県教育委員会の指示を受けること。」との通知があった。

通知を受けた仙北郡高梨土地改良区より、昭和57年3月26日付仙高土改発第9号をもって発掘調査担当依頼が当事務所に提出され、これを受けた当事務所では昭和57年4月6日付秋教払収第1号をもって埋蔵文化財緊急発掘調査として「土地改良事業に伴う発掘調査の担当」を承諾する旨、仙北郡高梨土地改良区理事長大野清栄氏に回答し、「第46次発掘調査」として実施することにした。

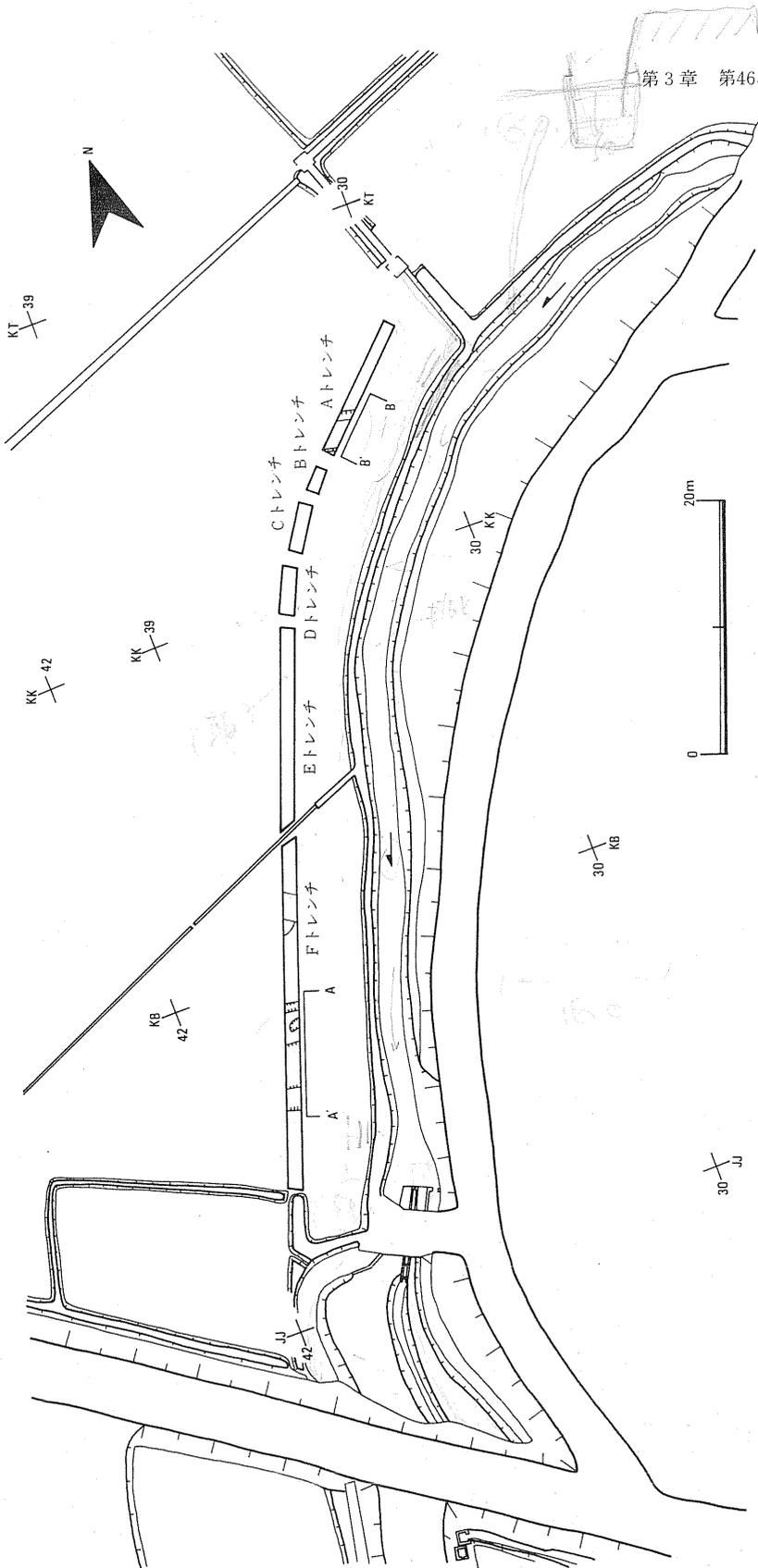
4月2日に基準点移動及び基準杭の設置を行い、現状変更申請地面積93㎡を対象とした発掘調査を開始した。新規水路設定コース内に水路計画中心線をセンターとする幅1.2mのトレンチを設定し、長短にかかわらず北から南（上流から下流）へA～Fトレンチとした。4月19日から検出した5遺構の実測・写真撮影を行い、27日に調査区の平板測量、28日に調査区最終写真撮影を行って調査を完了した。

### 第2節 発見遺構 (第3～5図、図版2)

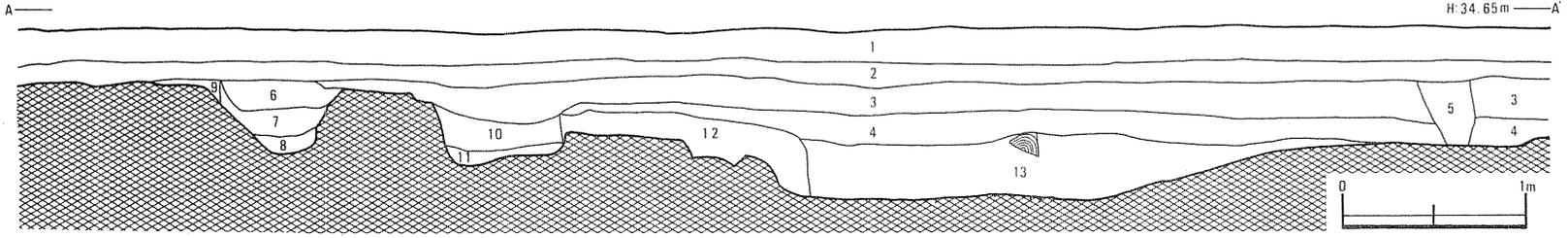
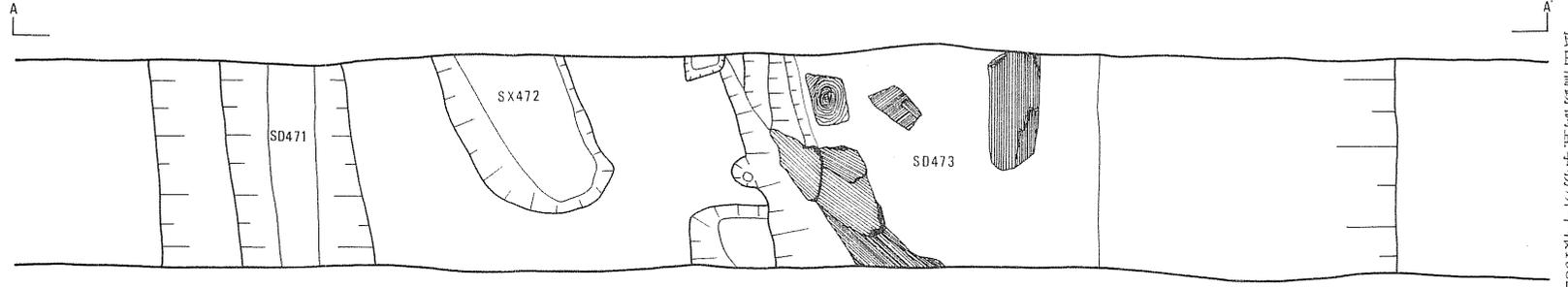
本調査においては、溝3・河道1・その他1の5遺構を発見した。以下遺構の説明を行う。



第2図 第46次発掘調査地形図

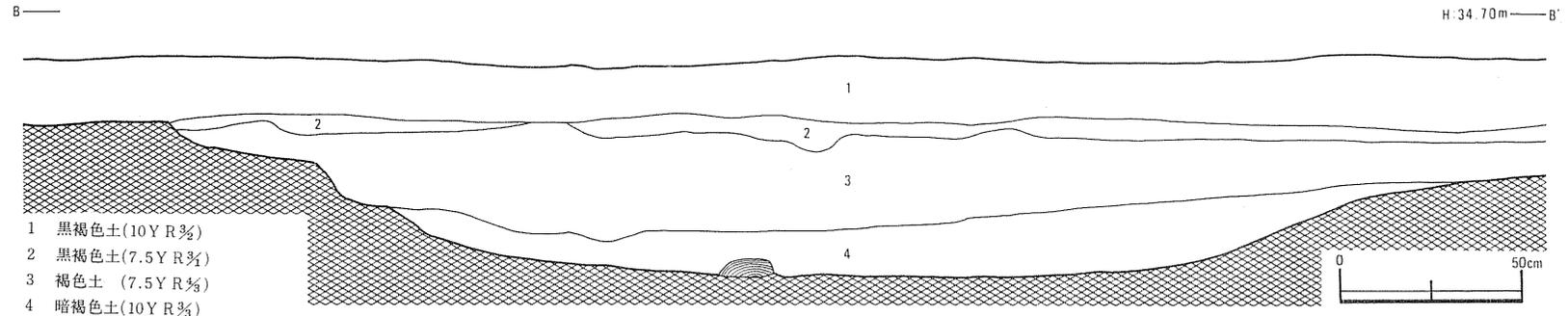


第3図 第46次発掘調査実測図



- |                                 |                               |                                  |                               |   |
|---------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|---|
| 1 黒褐色土(10Y R $\frac{2}{2}$ )    | 2 オリーブ黒色土(5 Y $\frac{2}{2}$ ) | 3 オリーブ黒色土(5 Y $\frac{2}{2}$ )    | 4 黒褐色土(10Y R $\frac{2}{2}$ )  | 5 灰黄褐色土(10Y R $\frac{2}{2}$ )・暗緑灰色砂(10G Y $\frac{2}{2}$ ) |
| 6 オリーブ黒色土(5 G Y $\frac{2}{2}$ ) | 7 オリーブ黒色土(5 Y $\frac{2}{2}$ ) | 8 オリーブ黒色砂質土(7.5Y $\frac{2}{2}$ ) | 9 オリーブ黒色土(5 Y $\frac{2}{2}$ ) | 10 オリーブ黒色土(5 Y $\frac{2}{2}$ )                            |
| 11 黒褐色土(2.5Y $\frac{2}{2}$ )    | 12 黒褐色土(10Y R $\frac{2}{2}$ ) | 13 黒褐色土(2.5Y $\frac{2}{2}$ )     |                               |   |

第4図 S D471・S X472・S D473実測図



- |                               |
|-------------------------------|
| 1 黒褐色土(10Y R $\frac{2}{2}$ )  |
| 2 黒褐色土(7.5Y R $\frac{2}{2}$ ) |
| 3 褐色土 (7.5Y R $\frac{2}{2}$ ) |
| 4 暗褐色土(10Y R $\frac{2}{2}$ )  |

第5図 S L470東壁土層図

**S D 471 溝跡**

Fトレンチ内において検出した東西に走る溝跡である。上面幅1.17m、底面幅20cm、深さ40cmである。覆土はオリブ黒色土で、最下層が砂質土であることから水の流れがあったと思われる。掘形の仕事は非常に丁寧で暗渠等の仕事とは考えにくく、古代の遺構である可能性が強いと思われる。

**S D 473 溝跡**

Fトレンチ内において検出した東西に走る溝跡である。上面幅3.25m、底面1.57m、深さ35cmで、覆土中下位より土師器片・須恵器片・加工の痕跡が明瞭である材木等が出土している。覆土中に植物遺体が多量に認められることから、水の流れがあったと思われる。

**S D 474 溝跡**

Fトレンチ南端において検出した南東から北西に走る溝跡である。上面幅40cm、底面幅35cm、深さ16cmである。近代の旧道脇排水跡である。

**S L 470 河道跡**

Aトレンチ内において検出した東西に走る河道跡である。上面幅4.1m以上（南端未確認のため）、底面幅1.5m、深さ44cmで最下層から土師器片が出土している。覆土中の植物遺体の堆積が認められるため、古代の河道跡と思われる。

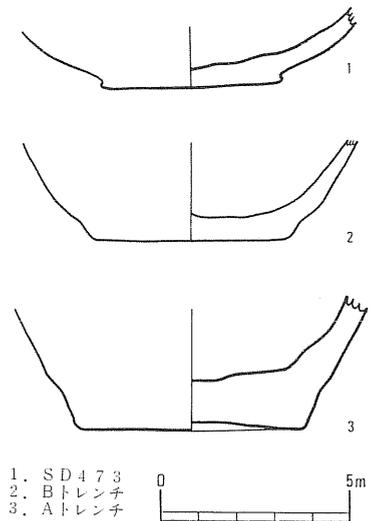
**S X 472**

Fトレンチ内において検出した不整形遺構で、確認できる範囲内で東西85cm、南北70cm、深さ35cmである。

**第3節 出土遺物** (第6図)

出土土器はAトレンチ（S L 470 含む）25点、Bトレンチ13点、Eトレンチ6点、Fトレンチ内S D 473 覆土中2点の計46点である。大半が土師器・須恵器の小破片で、復原図示可能な遺物はわずか3点であった。

1は土師器杯の底部破片である。底部切り離しは右回転糸切り無調整である。胎土は砂粒及び白色粒子を含み粗雑である。焼成は普通で、色調は内外面共に灰白色である。2は土師器杯の底部破片である。底部切り離しは右回転糸切り無調整である。胎土は砂粒及び白色粒子を含むが緻密である。焼成は普通で、色調は内外面共に灰白色

**第6図 出土土器**

である。3は土師器鉢の底部破片である。底部切り離しは右回転糸切り無調整である。胎土は小礫・砂粒及び白色粒子を含み粗雑である。焼成は良好で、色調は外面がにぶい黄橙色、内面が灰白色である。

#### 第4節 小 結

申請地は内部角材列と築地の接点にあたると思われる場所で、内郭西門跡の推定所在位置でもあるため十分に留意して調査を行った。第51次発掘調査の結果、内郭線角材列は本調査区よりさらに東を走っていることが判明したため、内郭角材列と築地の接点及び内郭西門は長森丘陵際に存在すると思われる。本調査では、発掘調査区域が限定されているため内郭西門跡を検出することができなかったが、S D 471・473溝跡は古代の遺構である可能性が強く、今後への手がかりを得ることができたといえる。S D 471・473溝跡は、ほぼ東西に走行しているため長森丘陵西麓と直角に位置しており、S D 473溝跡の検出状態及び出土遺物をも併せ考えると極めて至近の位置に古代の施設の存在がうかがえる。内郭西門跡の推定位置には、長森丘陵裾の比較的平坦な所を切り開いてつくられた町道があり、この町道周辺の調査を今後行うことにより解明できるであろう。

## 第4章 第47次発掘調査

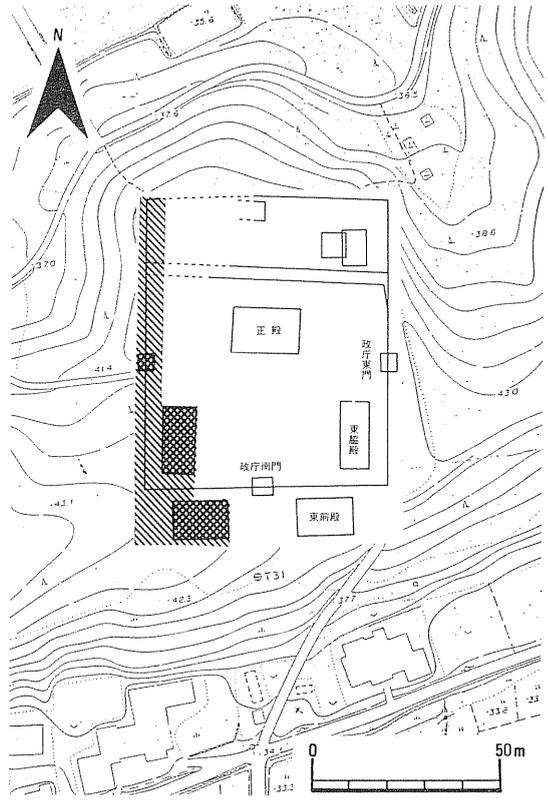
### 第1節 調査経過 (第7図、図版3)

第47次発掘調査は仙北町払田宇長森56番地の1,180㎡を対象とした。当遺跡政庁域の発掘調査は東側3分の2程度完了しており、西側の調査については後世に残すことを基本に考えていた。ところが、昭和56年度に至り、政庁域の環境整備事業を実施することが決定し、政庁が整備事業に組み込まれることになった。昭和56年11月25日に開催された第1回払田柵跡環境整備審議会で政庁域西側の板塀・建物位置などについて確認調査をすべきであることが指摘された。そこで当事務所では、政庁域西部の範囲確認を「第47次発掘調査」として実施した。本調査の目的は、第一に政庁域東部の調査で発見された建物群が対称形の位置に存在するか否か、第二に従来の調査で不十分だった部分について西側で再度確認しておくことである。このように調査範囲は部分的、最少限度の調査にとどめることであった。

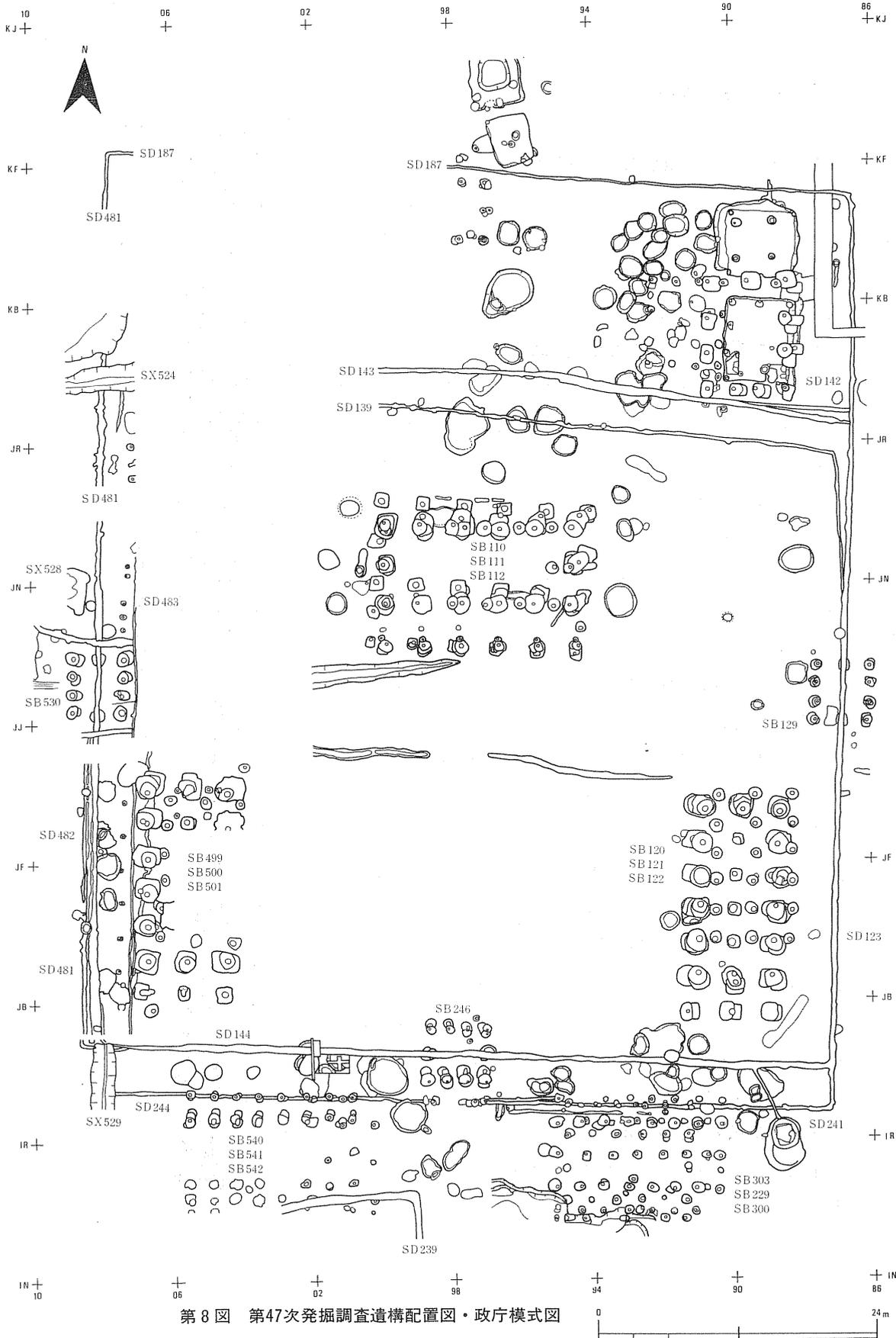
4月26日から準備作業に入り、発掘前の写真撮影・テント設営・ベルトコンベアーの整備点検などを行う。28日から基準点移動、5月6日からグリッド杭埋設を開始した。IT02グリッド第1層から緑釉皿形土器を発見。器形からみて、払田柵跡の最終年代を想定させる資料となりそうである。18日からIS・IT06~08にかけて黒褐色土が認められた。調査地区西端で黒褐色土がみつかったことは地形全体を見なおさねばならないことである。古地形を復原すれば、調査区西側に谷が入っていたことになり、この谷を埋めるように第1次盛土整地層が存在しているのではないかと予想させる。したがって、本調査区の西側一帯は何らかの施設があることを予想させる。20日西前殿跡・板塀跡の実測に入るため遣り方設定を開始した。22日SD144・244の西端コーナーがSX529によって切られていることがわかった。27日西前殿建物周辺は旧八幡神社と鎮守の森の様相を保っていた場所であったらしい。表土を剥ぐとすぐ地山に達し、古代包含層はすでに失われている。神社や杉の伐採・伐根などによる破壊が想像以上に大きいものであることがわかる。28日宮城学院女子大学助教授工藤雅樹氏、秋田市立城東中学校1年生が来跡。29日JC05・06グリッド遺構確認面から塀がまとまって出土。6月4日西脇殿周辺の表土剥ぎを完了したが遺構を検出できない。第2次大戦前まで行われていた馬力競争のコース・施設設置により破壊された跡が出てくる。ここでも古代包含層がすでに失われている。西側区画施設であるSD481と正殿北側の東西を走るSD139・SD143の接点周辺を精査したところ、破壊された痕跡がみつきりSX524とした。SX524・529は同一期の同じ仕事の可能性が大である。14日西側の板塀SD481が2~3条のようであり、東側のSD123とは異なる状況のよう

である。22日政庁西門・西脇殿は、第1次盛土整地層のなかに造営したものであり、整地層・掘形・抜き穴・柱痕の切合い、重複関係がつかめず苦労の連続である。30日西脇殿第VI期建物が見えてきた。第I～V期建物はほとんど同一位置での建替えのようであり、東脇殿と共通していることがわかる。7月6日火山灰が多量に入っている土壌があり、SK489・511・512などはとくに多い。遺構間の切合いや火山灰を介在とする遺物の取上げには慎重を要した。8日文化庁記念物課桑原滋郎氏来跡。15日SD481溝と平行するSD483溝が一番新しい溝であるらしい。SD483が板塀か否か、SB501に対応するものか否かなど検討しながらの調査は、なかなか進展せずむずかしい。17日SK514より、19日SK515より、土師器杯形土器の内面に漆附着各1点出土。27日当事務所顧問新野直吉秋田大学教授来跡。第16回顧問会議を開き、現地指導をいただいた。

8月3日常陸宮殿下・同妃殿下御来駕、政庁の発掘現場を一巡され御説明申し上げると共に、御下問に対し、お答え申し上げた。6日SD144A・Bと火山灰が堆積しているSK489が重複し、土壌が古く確認されたので火山灰の降下年代と遺構年代を推測する手がかりとなった。19日東北学院大学教授伊東信雄先生来跡。23日政庁城の北西隅でSD481とSD187が直結していることを確認。24日国立歴史民俗博物館助教授阿部義平氏来跡。28日政庁西門が2時期の造営と確定。同日午後3時、本調査の現地説明会を開催、参加者約50名であった。9月7日前殿から写真撮影を開始し、29日までかかる。途中17日から、撮影済の建物から柱穴立割りを開始した。30日西前殿の柱穴立割りと図面上での復原作業を行ったが、実証不十分な建物については南妻側柱列をも発掘することにした。10月2日文化庁記念物課黒崎直氏来跡。6日までに西前殿・西脇殿の造営回数について見通しを得た。13日SD481・482について精査を完了。16日までに柱穴内の埋戻しを完了し、後日機械力を導入して埋戻しすることにして、本調査を終了した。



第7図 第47次発掘調査地形図



第 8 図 第47次発掘調査遺構配置図・政庁模式図

## 第2節 発見遺構 (第8図)

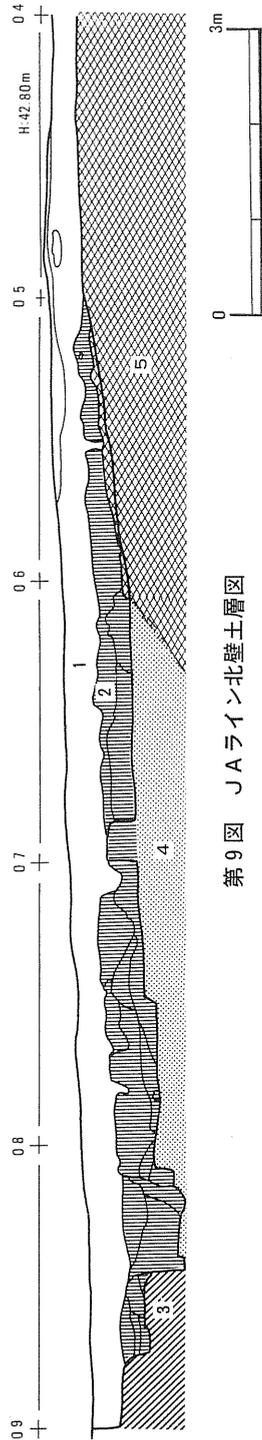
本調査において、建物跡14、柱列跡2、溝跡15、土塙18、焼土遺構1、道路遺構1、その他20の計71遺構を検出した。以下基本層位と第1次盛土整地層について述べた後、西前殿、西脇殿、政庁西門、板塙を中心として地域ごとに分け、関連遺構とともに説明したい。

### 1 基本層位と第1次盛土整地層 (第9図)

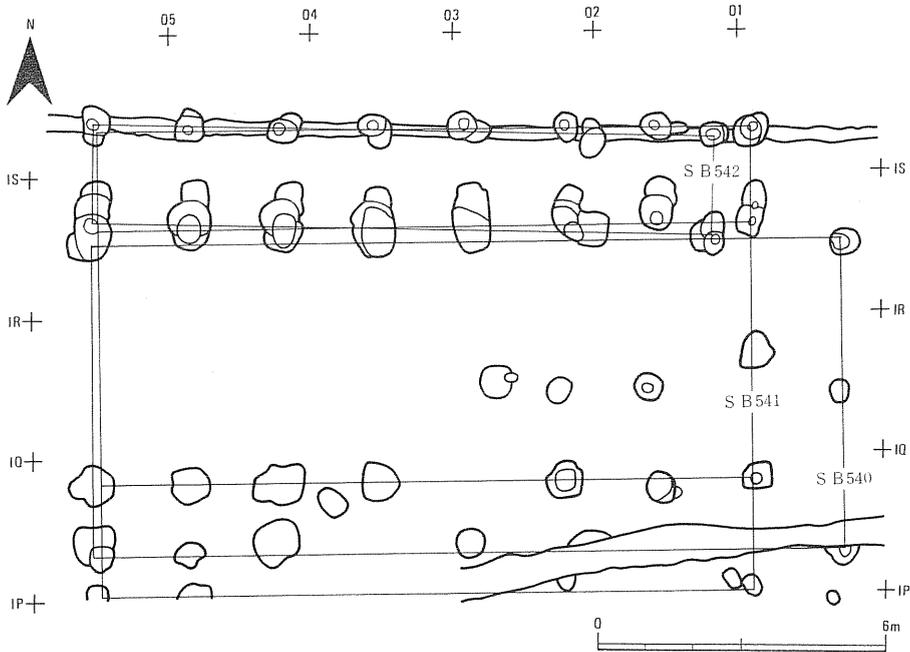
遺跡の層位はJAラインの土層観察から基本的に4層に分けられた。第1層は古代以降、近・現代までに掘り返しや盛土された攪乱層である。第2層は古代遺構・遺物包含層であるが、部分的に攪乱を受けている。第3層は第1次盛土整地層で、古代の版築技法による盛土整地地業(SX546)である。また、この整地層は西側調査区外に延びており、政庁域外西部にも遺構の存在が考えられる。第4層はJA06附近から西へ傾斜していく落ち込みに自然堆積した黒褐色土であり、古代における地山の性質のものであったと考えられる。黒褐色土層の上層からは縄文土器が出土している。第5層は、明褐色粘質土の地山である。次に第1次盛土整地層(SX546)についてふれておく。第12次発掘調査では、政庁域北東側で盛土整地層(SX176)を発見している。本調査ではSX546について、範囲・厚さなどの調査はできなかったが、SX546の東側の輪郭線をつかむことができた。SX546にSD144・244の西端から、西脇殿の西側3分の2程度を含む、北側一帯におよんでいる。SX546とSX176は同時期の仕事とみなすことができる。SX546の西側は、おそらくかなり広範囲にわたるであろう。このように考えてみると政庁域外西部の平坦地には、何らかの遺構群が予想されることとなった。

### 2 西前殿と周辺遺構 (第10~15図、図版4・5)

本調査地域では、建物5、溝5、土塙9、その他6を検出した。



第9図 JAライン北壁土層図

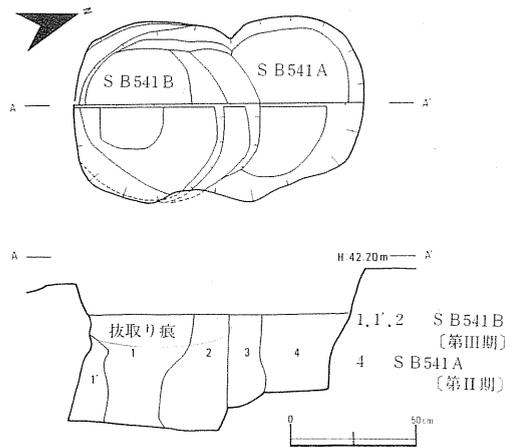


第10図 西前殿跡

(1) 建物跡 (第10~12図、図版4・5)

西脇殿跡の南側に位置する東西棟の掘立柱建物跡で柱穴の切合い関係から第I期~第V期まで全5期を設定した。

**SB540建物【第I期】** 東西棟桁行7間×梁行2間の掘立柱建物跡である。柱穴は北側柱の一部と東妻側柱列、南側柱列を発見した。復原した柱間平均距離は、桁行15.9m(東から2.7+2.7+2.4+1.95+2.1+1.95+2.1m)、梁行6.6m(北から3.3+3.3m)であり計画尺による桁行53尺(東から9+9+8+6.5+7+6.5+7尺)、梁行22尺(北から11+11尺)であると思われる。1尺は平均30.0cmである。柱掘形は、直径40~64cmのほぼ円形を呈し、埋土は炭化物(2%)を含む明褐色土である。柱痕跡は、直径20cmで炭化物(10%)を含む明褐色土である。

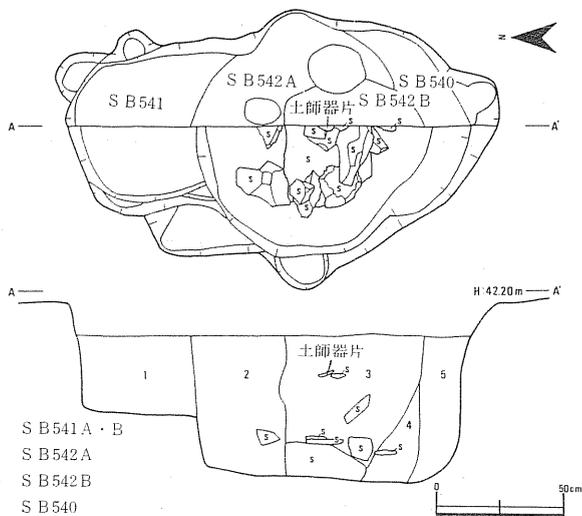


第11図 SB541-10柱立割

**SB541A建物【第II期】** 東西棟桁行7間×梁行4間で、南北に廂をもつ掘立柱建物跡であろう。身舎と廂掘形の一部を確認した。柱掘形はほぼ円形を呈する。埋土は炭化物(1%)

を含む明褐色土である。建物規模は S B 541 B 建物（第Ⅲ期）と重複しているため同規模であろう。

**S B 541 B 建物【第Ⅲ期】** 東西棟桁行7間×梁行4間で、南北に廂をもつ掘立柱建物跡である。柱間平均距離は、桁行13.8m（東から2.1+1.95+1.95+1.95+2.1+1.95+1.8m）、梁行9.9m（北から2.1+2.7+2.7+2.4m）であり、計画尺による桁行46尺（東から7+6.5+6.5+6.5+7+6.5+6尺）、梁



第12図 S B 540—7柱・S B 541—15柱・S B 542—13柱立割

行33尺（北から7+9+9+8尺）である。1尺は平均30.0cmである。身舎柱掘形と廂柱掘形を比べると、身舎柱掘形の方が少し大きいように見える。柱掘形は、直径50～62cmの不整形円形を呈し、埋土は明褐色土である。柱痕跡は直径約20～25cmで、褐色土である。一部には柱抜き取り痕跡が残っている。建物規模はS B 541 A 建物（第Ⅱ期）と同様である。

**S B 542 A 建物【第Ⅳ期】** 東西棟桁行6間×梁行1間の掘立柱建物跡であろう。身舎と廂掘形の一部を確認した。埋土は炭化物（1%）土器片を含む褐色土である。建物はS B 542 B 建物（第Ⅴ期）と重複しているので同規模であろう。

**S B 542 B 建物【第Ⅴ期】** 東西棟桁行6間×梁行1間の掘立柱建物跡である。柱間平均距離は桁行13.2m（東から2.55+2.7+1.95+1.95+1.95+2.1m）梁行2.1mであり、計画尺による桁行44尺（東から8.5+9+6.5+6.5+6.5+7尺）、梁行7尺である。柱掘形は、直径50cmの楕円形を呈し埋土は炭化物（1～3%）土器片を含む暗褐色土である。柱痕跡は直径22～30cm位で炭化物3%を含む暗褐色土である。S B 542 A B とした建物は南北1間と判断した。建物の東妻側柱の南北延長線上の精査を充分に行ったがどうしても検出することができなかった。

(2) 溝跡（第13～15図、図版13～16）

本調査地域では、5条の溝を検出した。

**S D 144** 政庁域南側を画する施設で政庁南門から西側を確認した。S D 144 溝の上面幅40～71cm、底面幅32～35cm、深さ62.5cmであった。溝内の平面観察や土層観察で、板痕跡がみとめられ、板材の厚さは7～12cm程であった。政庁南門より東側のS D 144 で発見した12尺等間の板痕跡は部分的な検出にとどまり、全体の確認ができなかった。S D 144 は火山灰が入っ

ているSK 489を切っていた。したがって、SD 144はSK 489火山灰降下後の仕事とみなすことができよう。SD 144は西端より1.6m東よりの地点で、A・Bの2条に分かれていた。SD 144 A・Bは西端でSX 529に切られているが、わずかに残る痕跡から、Bが2条に分かれ、SD 144 B・Cとなっているのを確認した。したがってSD 144は西端において3条に分かれていたことになり、古い順にならべるとSD 144 A→SD 144 C→SD 144 Bとなった。

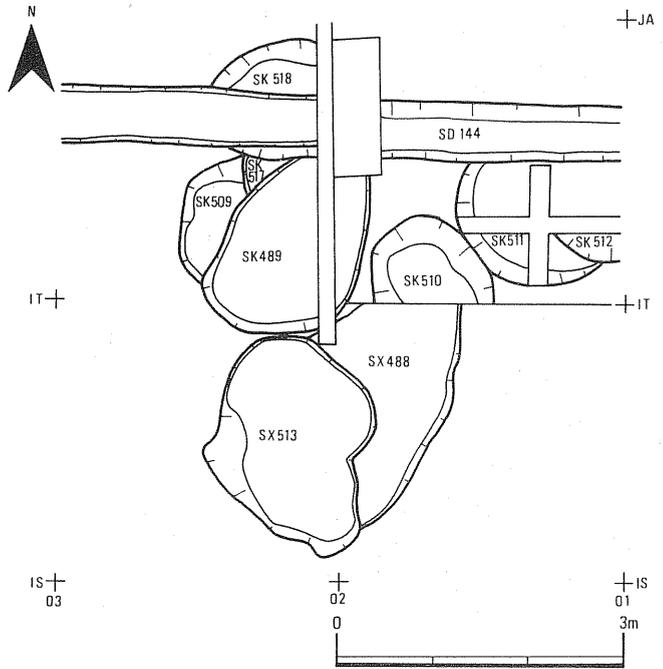
**SD 244** 政庁域南側を画する施設で、SD 144より3～4cm南側を東西に平行して走る溝である。SD 244は上面幅20～43cm、底面幅17～35cmであった。溝内を精査したが、板痕跡を認めなかった。SD 244は、SB 541建物・SB 542建物の廂によって切られているため、両建物以前につくられたものである。SD 244は西端において、SX 529によって壊されていた。

**SD 493** SB 542—11柱掘形の南側に位置する溝状遺構で、溝幅25～35cmである。北端はSB 542—11柱掘形に切られているが、南側はさらに未調査区に延びるものである。

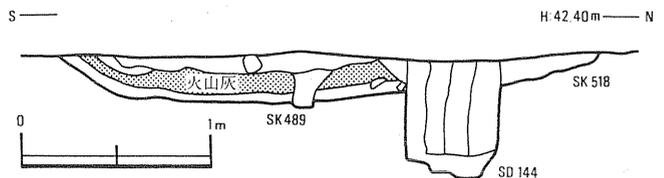
**SD 520** 調査区南部に位置する溝状遺構で、溝幅52～85cmあり、東西に延びている。SB 540・SB 541建物の柱穴を切っている。

**SD 534** SD 144の北側に位置する溝状遺構で、溝幅30～35cmである。南端はSD 144に切られているが、北側はさらに未調査区に延びるものである。

政庁域を区画する溝はSD 144とSD 244の2条であり、西端を確認できた。SD 144は西前殿の第Ⅱ～Ⅴ期建物に、



第13図 土壌群実測図



第14図 SD 144・SK 489西壁土層図

S D 244 が西前殿の第 I 期建物に対応する溝であることから、新旧関係は明らかである。S D 144 が火山灰をもつ土壙と切合い関係にあり、将来火山灰の分析・年代が確定すれば重要な決め手となるであろう。

(3) 土壙 (第13・14図、図版21)

本調査地域では、土壙 9 を検出した。

S K 489 S D 144 の南側に位置する楕円形の遺構で東西1.62m、南北1.78m、深さ30.5cmである。覆土中には厚さ約11cmの火山灰堆積層があり、この上面から完形に近い土師器の杯などが出土した。S D 144・S K 518に切られ、S K 509・S K 517を切っている。

S K 492 S B 542 建物北西隅柱の北側に位置する不整形の遺構で、東西2.17m、南北2.18m、深さ32cmである。覆土中の火山灰堆積層下より土器片が出土した。

S K 508 S K 492 の東側に位置する不整形の遺構で、東西68cm、南北73cm、深さ22cmである。S K 492 に切られている。

S K 509 S K 489 の西側に位置する遺構で、東西59cm、南北1.11m、深さ13cmである。覆土には火山灰が多く混入している。S K 489・S K 517に切られている。

S K 510 S K 489 の東側に位置する不整形の遺構で東西1.27m、南北95cm、深さ35cmである。覆土中より完形に近い土師器の杯などが出土した。

S K 511 S D 144 の南側に位置する遺構で、東西1.58m、南北1.34m、深さ39cmである。覆土中には厚さ約12cmの火山灰堆積層がある。S D 144・S K 512に切られている。

S K 512 S D 144 の南側に位置する遺構で、東西70cm、南北31cm、深さ41cmである。覆土中には厚さ約10cmの火山灰堆積層がある。S D 144 に切られ S K 511 を切っている。

S K 517 S K 489 の北側に位置する遺構で東西44cm、南北36cm、深さ21cmである。覆土中には火山灰が混入している。S K 489・S K 518に切られ、S K 509を切っている。

S K 518 S K 489 の北側に位置する遺構で、東西1.10m、南北1.20m、深さ20cmである。覆土は火山灰・炭化物をわずかに含む褐色土である。S D 144 に中央部を切られている。

(4) その他の遺構 (第15図、図版15)

S X 488 S D 244 の北側に位置する不整形の遺構で、東西2.31m、南北2.68m、深さ15cmである。S D 244・S K 510を切っている。

S K 490 S K 509 の西側に位置する楕円形の遺構で、東西1.08m、南北1.16mで、覆土中には厚さ5cmの火山灰堆積層があり、この上面から一括して土師器杯が出土した。

S X 496 S K 508 の東側に位置する楕円形の遺構で、東西1.57m、南北1.45m、深さ10cmである。

S X 513 S X 488 の西側底面で確認した不整形の遺構で、東西1.46m、南北2.06m、

深さ21cmである。S X 488に切られS B 541 - 3柱掘形、S B 542 - 2柱掘形を切っている。

**S X 519** S K 509の西側に位置する遺構で、東西56cm、南北33cm、深さ19cmである。覆土中に火山灰が多く混入している。

**S X 521** S D 520の南側に位置する不整円形の遺構で、東西1.45m、南北1.03m、深さ17cmである。

**S X 529** 調査区南部に位置し、S D 144 A・B・CとS D 244を切って南へ延びる溝状遺構で、上面幅1.5～

1.95m、底面幅5～20cm、深さ1.22mである。覆土中には土器片・炭化物を含み、わずかに礫も混入している。また土層観察によると2回にわたる仕事が行なわれていた。なお、性格は不明だが、S D 244との関係及びS X 524との関連性を考える必要がある。

### 3 西脇殿跡と周辺遺構 (第16～20図、図版6～9)

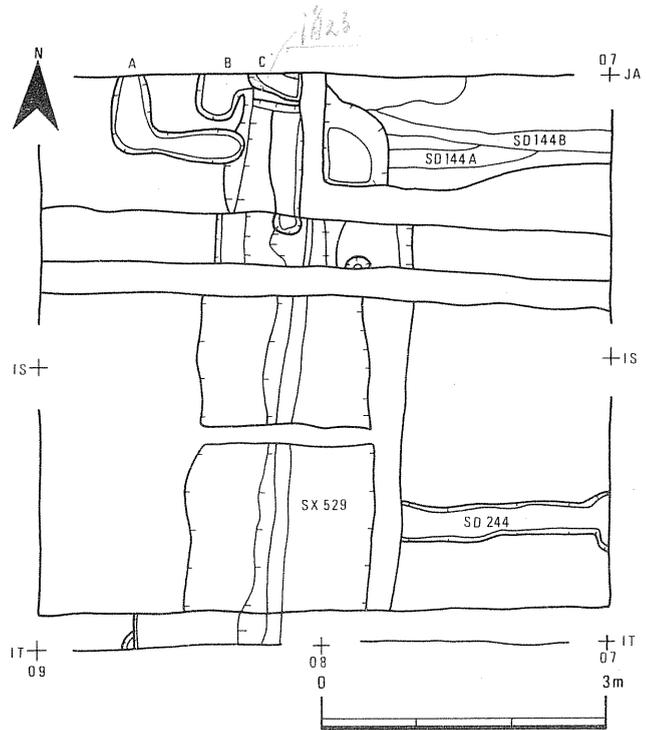
本調査地域では、建物7、柱列2、溝6、土壇9、その他10の遺構を検出した。

#### (1) 建物跡 (第16～18図、図版6～9)

本調査地域では、建物跡は7棟検出された。西脇殿跡は正殿跡の南西に位置し、東脇殿跡と相対する総柱の南北棟建物跡である。柱穴の切り合い関係及びS B 500 - 3柱立割によって全6期建立の建物跡と判明した。

**S B 499A 建物〔第I期〕** 南北棟桁行6間×梁行2間で、総柱の掘立柱建物跡である。柱間は重複のため南妻側柱列梁行7.21m(東から3.6+3.61m)がわかるだけにすぎない。柱掘形は一部しかわからないが、一辺1.3～1.4mのほぼ方形、柱痕直径は平均50cmである。建物を復原すれば、桁行18.0m×梁行7.2mの規模となろう。建物規模は西脇殿跡全6期中最大である。

**S B 499B 建物〔第II期〕** 南北棟桁行6間×梁行2間で、総柱の掘立柱建物跡である。



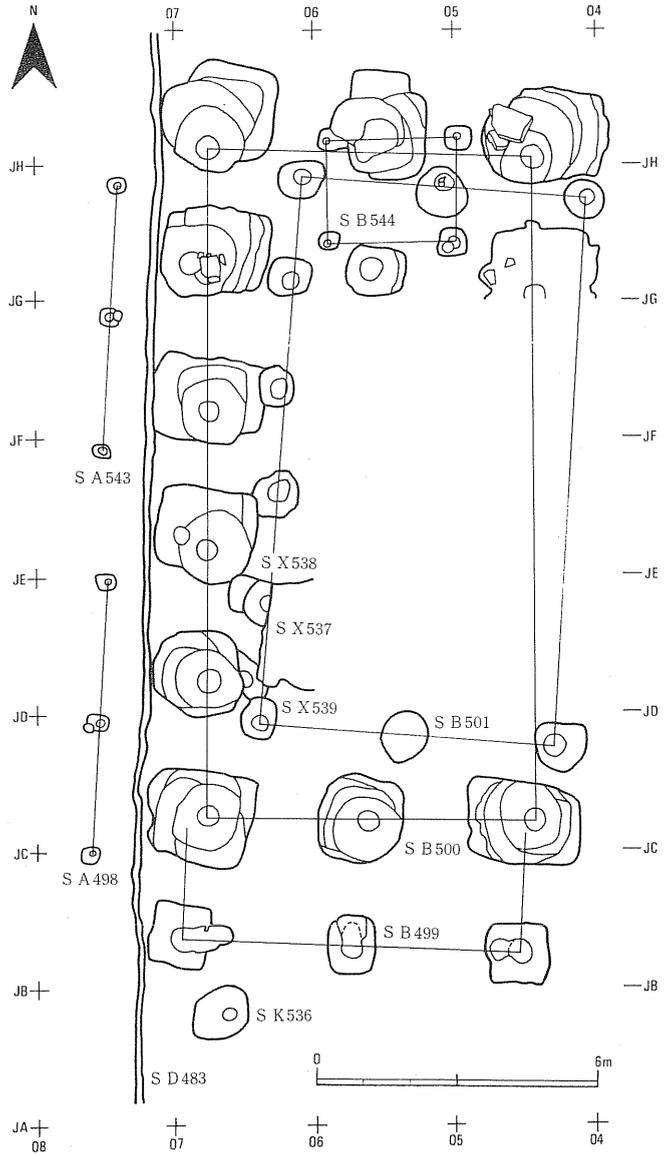
第15図 政庁域南西部実測図

南妻側柱は、第Ⅰ期建物の柱をそのまま利用し、添柱をして補強している。北西隅柱（S B 499 B - 3）では柱掘形を検出しているため、第Ⅰ期建物の柱を全て利用したものではないようである。復原建物は、S B 499 A 建物（第Ⅰ期）と同規模である。

**S B 500 A 建物** 【第Ⅲ期】 南北棟桁行5間×梁行2間で、総柱の掘立柱建物跡であろう。柱掘形は、第Ⅳ・Ⅴ期との切り合いのため一部しか確認できなかった。建物規模は第Ⅰ・Ⅱ期の建物より、南北桁行1間分が北に縮小されている。

**S B 500 B 建物** 【第Ⅳ期】 南北棟桁行5間×梁行2間で、総柱の掘立柱建物跡であろう。柱掘形は、第Ⅴ期建物との切り合いのため一部しか確認できなかった。建物規模は、S B 500 A 建物（第Ⅲ期）と同様である。

**S B 500 C 建物** 【第Ⅴ期】 南北棟桁行5間×梁行2間で、総柱の掘立柱建物跡である。柱間平均距離は桁行14.5m（北から2.48+3.25+3.00+2.85+2.92m）、梁行6.98m（東から3.49+3.49m）で、計画尺による桁行48尺（北から8+10+10+10+10尺）、梁行23尺（東から11.5+11.5尺）である。1尺は平均30.3cmである。S B 500 C - 6柱は当初掘立柱であったが、補修の際に根石を使用したものである。柱掘形は1.3～1.5mの不整楕円形を呈し、直径45～50cmの柱痕跡が認められる。柱穴の深さは約1.05mで、



第16図 西脇殿跡

埋土は掘形、柱痕跡共に褐色土である。またS B 500 - 3柱立割りの土層観察によって、掘形に柱を入れて根元を一度固定してから残り部分を埋めていることが判明した。建物規模は、S B 500 A・B建物（第III・IV期）と同様である。

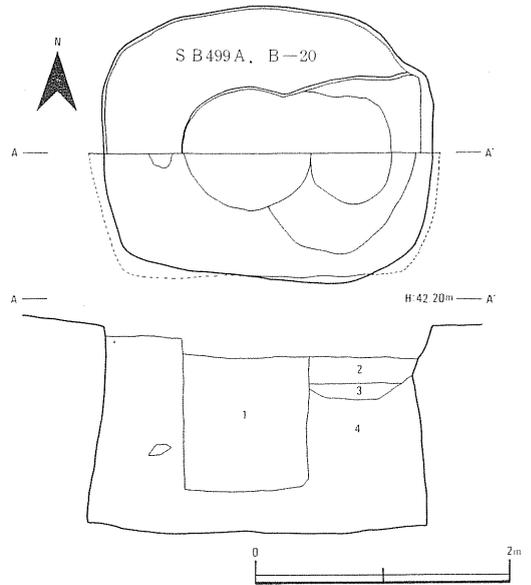
**S B 501 建物** 【第VI期】 南北棟桁行5間×梁行2間で、総柱の掘立柱建物跡である。柱間平均距離は桁行11.92m（北から2.28+2.40+2.26+2.43+2.55m）、梁行6.15m（東から3.09+3.06m）で、計画尺による桁行40尺（8尺等間）、梁行20尺（10尺等間）である。1尺は平均30.1cmである。柱掘形は0.75~1.1mの楕円形で、直径35~50cmの柱痕跡が認められる。建物規模は第III~V期建物からさらに縮小され、建物方向が東にふれている。

**S B 544 建物** S B 500 建物との切り合いのため、東西1間（2.35m）×南北1間（2.35m）だけ確認した。柱掘形は50~60cmの隅丸方形で、直径14~25cmの柱痕跡が認められる。埋土は褐色土である。4本の柱穴は一連のものであり、掘立柱建物跡であるか否か、判断できなかったが、一応建物として取扱うことにした。柱穴はS B 500 C建物に切られているので、第V期建物以前であり、仕事からみて西脇殿以前のようにも思われる。あるいは、西脇殿の足場穴であった可能性も考えられる。

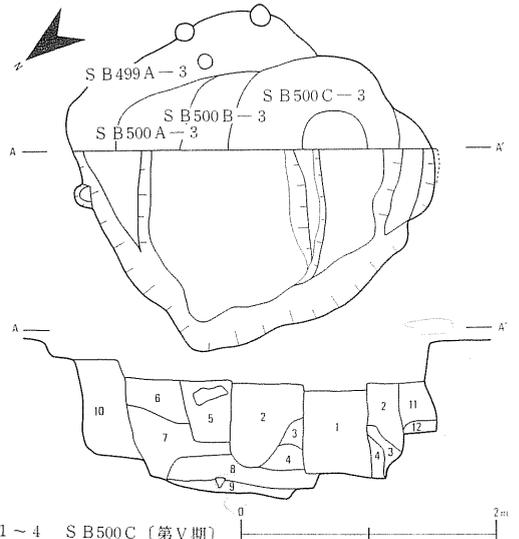
(2) 柱列跡 (第16・19図、図版11)

本調査地域では、柱列跡3が検出された。

**S A 498 柱列** S B 499 の西に位置する南北筋2間の掘立柱列である。柱間平均距離は5.



第17図 S B 499-20柱立割



- 1~4 S B 500 C (第V期)
- 5 S B 500 B (第IV期)
- 6~8 S B 500 A (第III期)
- 9 S B 499 B (第II期)
- 10 S B 499 A (第I期)

第18図 S B 499建物・500-3柱立割

88m（北から3.03+2.85m）で、柱掘形は40~50cmの方形を呈し、直径15~20cmの柱痕跡が認められる。

**S A 543 柱列** S B 499 の西に位置する南北筋 2 間の掘立柱列である。柱間平均距離は 5.78m（北から2.85+2.93m）で、柱掘形は35~40cmの方形不整楕円形を呈し、直径15~20cmの柱痕跡が認められる。S B 543 - 3 柱掘形は、S K 515 に切られている。

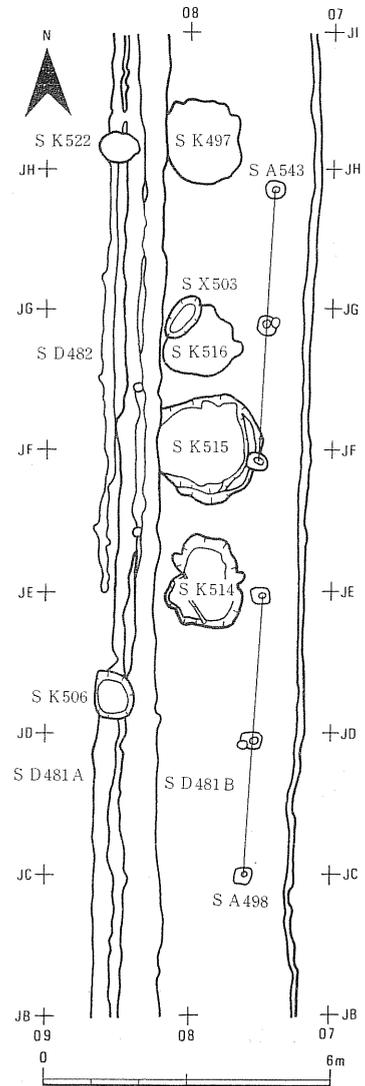
S D 481 に平行して約10尺東に掘立柱列を 2 列検出した。S A 498・543 は柱筋方向にわずかなずれはあるが連係していると考えられ、南北筋 2 間の 2 柱列が一直線上に直列に並んでいたと復原できるであろう。柱間平均距離は 14.51m（北から2.85+2.93+2.85+3.03+2.85m）で、計画尺による47.5尺（9.5尺等間）であろう。S D 481 と S B 499 を区画する位置にある S D 481 と S A 498・543 間は通路であり、S A 498・543 は目隠し塀の性格や、足場穴であったとも考えることができる。存在時期は柱列の位置関係から考えて、S B 499 に伴うものであろう。

(3) 溝跡 （第19・20図、図版16~20）

本調査地域では、南北に平行して走る 6 条の溝が検出された。

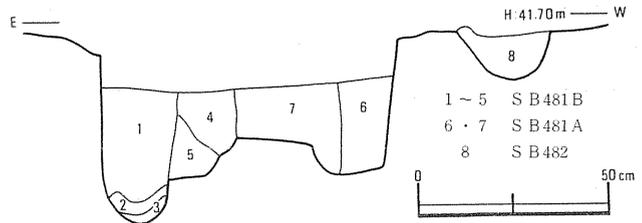
**S D 481** 調査区西部を南北に走る長さ約78mの溝状遺構である。S B 500 建物西側柱列から約 5 m 西を平行して走り、S B 530 建物の南北妻側中央柱を通るもので、南で東西に走る S D 144 溝とほぼ直角に接続する。S D 481 A は溝幅45~55cmで、埋土は褐色である。大半は S D 481 B に切られて掘形の一部しか残っていない。S D 481 B は溝幅20~40cmで、埋土は暗褐色土である。3 期の中で一番明瞭に確認できる。S D 481 C は溝幅20~38cmで、埋土は褐色である。J B ラインで途切れているため、全長約 3 m しか確認できない。

**S D 482** S D 481 の西を南北に走る溝である。溝幅は24~25cmで、埋土は暗褐色土である。S B 530 - 11 柱掘形と J E ラインの間約14.5mを検出した。北端は S B 530 建物を意識したつくりであったと思われる。南端は J E ラインで途切れるが、それを補うかのように S D



第19図 政庁域西部実測図

481 AがJ Eライン付近から西に張り出すため、両者の関連性をさらに検討する必要がある。しかし、S D 481 AがS D 482を意識した造りとなっていることから、S D 482はS D 481 A以前のものであると考えることができるであろう。



第20図 S D 481・482土層図

**S D 483** S D 481の東約3 mを平行して走る溝である。溝幅は14~16cmで、埋土は褐色土である。S B 500建物・S D 494・S K 484・S X 533を切っている。J Aラインを南端として北へ25mまで確認したが、さらに北へ延びると思われる。

**S D 494** S D 483の東を蛇行しながら南北に走る溝である。溝幅は20~30cmで、埋土は黒褐色土である。S B 500建物・S D 483・S K 484に切られている。

S D 481は全3期の重複で、S D 481 Aは東西に走るS D 144 A、S D 481 BはS D 144 B、S D 481 CはS D 144 Cと接続している。新旧関係は古い方からS D 481 A・481 C・481 Bである。S D 481 AはS D 482を意識して造られたと思われ、S D 482の途切れた部分を補うようにして西に張り出している。S D 483はS B 500建物を切って北に延びており、S B 501建物に伴うものか否かについては不明である。S D 494はS B 500建物、S D 483に切られており、位置関係から考えるとS B 499建物以前と思われる。

#### (4) 土壌 (第16・19図、図版22)

本調査地域では、土壌9を検出した。

**S K 484** S B 500の北西に位置する不整楕円形の遺構で、東西2.95m、南北1.5 m、深さ24cmである。S B 500 - 3柱掘形、S D 483・484を切っている。

**S K 485** S B 501 - 2柱の東に位置する不整円形の遺構で、東西95cm、南北1.46m、深さ14cmである。S B 501 - 2・S B 500 - 1に切られている。

**S K 487** S B 500建物の北東に位置する不整楕円形の遺構で、東西1.06m、南北77cmである。中央に直径約35cmの柱痕跡と思われるプランが認められるが、対応する柱穴は検出されなかった。

**S K 497** S K 484の南西に位置する不整楕円形の遺構で、東西1.45m、南北1.97m、深さ11cmである。S D 481 Bを切っている。

**S K 514** S B 500建物の西に位置する不整楕円形の遺構で、東西94cm、南北2.4 m、深さ44cmである。覆土中より漆の付着した土師器片が出土した。

**S K 515** S B 500 建物の西に位置する不整円形の遺構で、東西2.15m、南北2.4 m、深さ47cmである。覆土中より土器が一括した状態で出土した。遺物の中には、漆の付着した土師器杯や墨書土器などがある。S D 481 B・S X 504 に切られている。

**S K 516** S B 500 建物の西に位置する不整円形の遺構で、東西1.65m、南北1.2 m、深さ21cmである。S X 503・504 に切られている。

**S K 522** S K 497 の西に位置する不整円形の遺構で、東西83cm、南北65cm、深さ5 cmである。S D 482・483 A を切っている。

**S K 536** S B 499 - 21柱の南に位置する不整楕円形の遺構で、東西93cm、南北1.4 m、深さ22cmである。覆土中より土器が一括した状態で出土した。

(5) その他の遺構 (第16・19図)

**S X (F) 491** S B 500 - 15柱の東に位置する不整形遺構で、東西95cm、南北1.57mの範囲に焼土を検出した。焼土範囲はさらに東へ広がるもので、焼土の厚さは約18cmである。焼土中より埴が出土している。S B 501 - 15柱掘形を覆っている。

**S X 502** S K 522 の南に位置する不整円形の遺構で、東西85cm、南北80cmの範囲にコブシ大の礫が密集している。S D 482 を切っている。

**S X 503** S K 516 の北に位置する不整楕円形の遺構で、東西56cm、南北98cmの範囲にコブシ大の礫が密集している。S K 516 を切っている。

**S X 504** S K 515 の北に位置する不整円形の遺構で、東西88cm、南北67cmの範囲にコブシ大の礫が密集している。S K 515・516・S D 481 B を切っている。

**S X 506** S K 514 の南西に位置する不整円形の遺構で、東西95cm、南北1.24mの範囲にコブシ大の礫が密集している。S D 481 A・B を切っている。

**S X 507** S A 498 - 3柱の西に位置する不整円形の遺構で、東西1.47m、南北2.19mである。S X 533 を切り、S D 481 B に切られている。

**S X 533** S B 499 - 21柱の西に位置する不整円形の遺構で、東西1.42m、南北2.08mである。S D 483、S X 507 に切られている。

**S X 537** S B 500 - 15柱の東に位置する不整形の遺構で、東西1.24m、南北2.35mである。S B 501 - 12柱掘形、S X 539 を切っている。

**S X 538** S B 500 - 12柱の南東に位置する不整形の遺構で、東西40cm、南北83cmである。S B 500 - 12柱掘形、S B 501 - 12柱掘形を切っている。

**S X 539** S B 500 - 15柱の東に位置する不整形の遺構で、東西50cm、南北90cmである。S B 500 - 15柱掘形、S B 501 - 15柱掘形、S X 537 に切られている。

S X (F) 491 はS B 501 - 15柱掘形を覆っているため、S X 537・538 と共にS B 501 建物

以後と考えられる。S X 502 ~ 504・506は近世における攪乱と思われる。

4 政庁西門跡と周辺遺構 (第21~23図、図版10・11・17・18・22)

本調査地域では、建物2、溝5、道路状遺構1、その他1を検出した。

(1) 建物跡 (第21・22図、図版10・11・17・18)

政庁西門跡は正殿跡の面に位置し、政庁東門跡と相対する南北棟建物跡である。柱穴の切り合い関係およびS B 530 - 10柱立割によってほぼ同位置での全2期建立の建物と判明した。

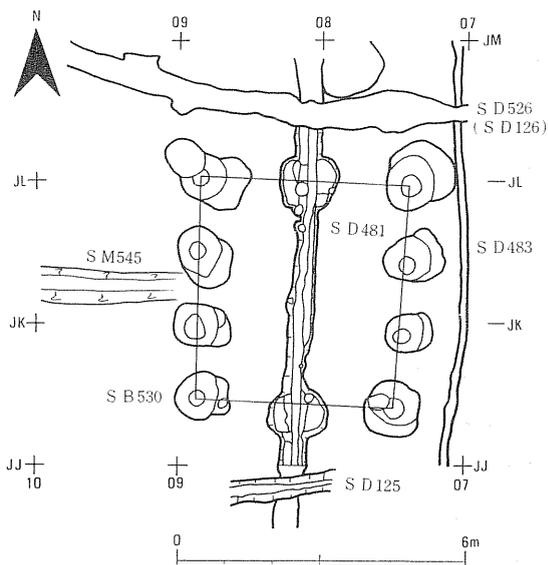
**S B 530 A 建物 [第I期]** 南北棟桁行3間×梁行2間の掘立柱建物跡であろう。柱掘形は第II期との切り合いのため一部しか確認できなかったが、隅丸方形・不整楕円形であったと思われる。S D 483に北西隅柱掘形を切られている。

**S B 530 B 建物 [第II期]** 南北棟桁行3間×梁行2間の掘立柱建物跡である。柱間平均距離は桁行4.69m(北から1.67+1.49+1.53m)、梁行4.14mで、計画尺による桁行16尺(北から6+5+5尺)、梁行14尺(7尺等間)である。柱掘形は隅丸方形・不整楕円形を呈し、直径35~45cmの柱痕跡が認められる。深さは約1.05mで、埋土は掘形が褐色土、柱痕跡が明褐色土である。S D 481 Bに南北妻側中央柱掘形を切られている。S D 527 覆土が、S B 530 B - 7柱掘形を覆っていた。

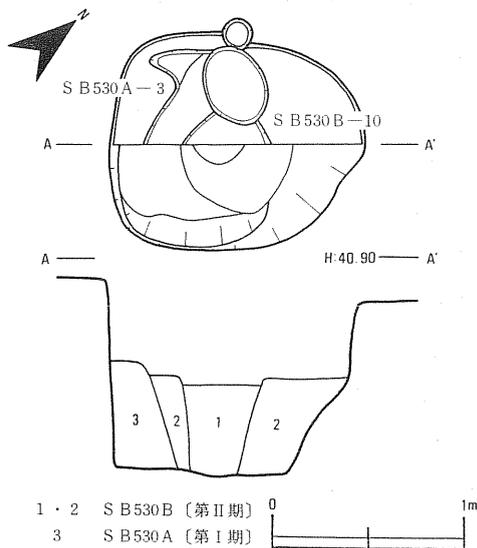
(2) 溝跡 (第21図、図版17)

本調査地域で検出された5条の溝のうち、新たな2条について説明する。

**S D 526** 政庁西門跡の北を東西に走る溝である。上面幅は50~95cmで、西に行くに従って幅広くなる。正殿南に端を発するS D 126と



第21図 政庁西門跡



第22図 S B 530 - 10柱立割

同一遺構であろう。S D 481・483 を切っている。

**S D 527** 政庁西門内を東西に走る S B 530 - 7 柱掘形、S D 481 を覆った状態で検出された溝である。最大幅は84cmと広いが、覆土が7cmほどしか残っておらず、西に行くに従って浅くなるため、一部しか確認できなかったものである。

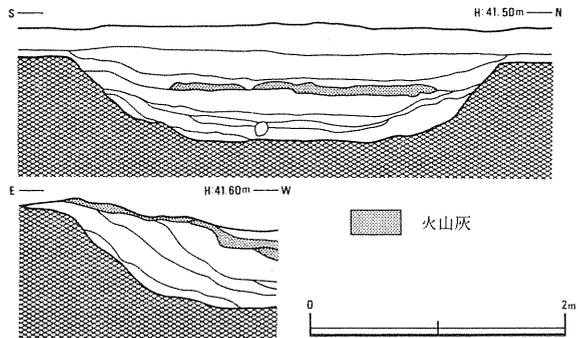
S D 481はS B 530建物の中央を通っており、南北妻側中央柱掘形と重複している。S D 481は3時期を確認しており、S D 481 AはS B 530 南北妻側中央柱手前で途切れていることからS B 530 建物と同時存在のものである。S D 481 BはS B 530 建物南北妻側中央柱掘形を切っている。S D 481 Bは政庁西門以後であり、この時期には政庁西門が存在しなかった可能性が強い。S B 530 建物内においてS D 481の重複が見られるが、J A 08で検出したS D 481 Cと同一なのか、それともS D 481 Dとしなければならないものかは不明である。またS D 481 Bの掘形と板材痕跡である可能性も残すものである。S D 483はS B 530 A - 1 柱掘形を切ってさらに北にのびている。東脇殿跡北西部に端を発するS D 125は、S B 530 南でS D 481 A・B、S D 482を切っている。

(3) 道路状遺構 (第21図)

**S M 545** 政庁西門跡の西側中央から西に延びている道路状遺構である。幅60~75cmで、中央が約10cmほど低くなっている。古くから伝わる古道の位置と合うため、古代における政庁西門からの道と断定することはできないものである。

(4) その他の遺構 (第23図、図版22)

**S X 528** [第23図] 政庁西門跡の北に位置する不整形遺構で、東西1.75m、南北4.2mであるが、さらに西に広がるものである。深さは94cmで、西に行くに従って深くなる。覆土中に火山灰の堆積が見られ、上下層中には炭化物及び土師器片が含まれている。S X 528内からは火山灰が多量に検出された。火山灰の上下層に炭化物・土器片が含まれて



第23図 S X 528 土層図

いるため、火山灰降下年代は私田柵存続期間内と考えてよいだろう。S B 530 A 建物柱掘形内埋土中に火山灰は含まれず、S B 530 B 建物柱掘形内埋土及び柱痕跡には火山灰が含まれていることから、火山灰降下年代はさらに限定されたものになるであろう。

## 5 政庁域北西部の遺構 (第24・25図、図版19)

本調査地域では、溝2、その他の遺構3を検出した。溝は、新たな1条についてのみ説明する。

**S D 531** S D 481の東約1.5mを南北に蛇行して走る溝で、全長約33m、上面幅13~19cm、深さ6cmで、S X 524に切られている。

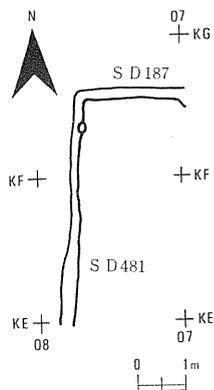
**S X 495** S D 531の東に位置する遺構で、さらに東に広がると思われる。東西88cm、南北1.85m、深さ15cmで、S A 523 - 1柱掘形を切っている。

**S X 524** 正殿跡の北西に位置する遺構で、上面幅1.4~2.5m、底面幅20~50cm、深さ1.53mである。S D 481に直交して東西にのびる溝状の遺構で、S D 481・139・143の交点と思われる部分を切っている。覆土はほぼ水平堆積で、炭化物・土器片を含んでいる。S D 481を切っており、S X 525に切られている。S D 139・143をも切っていると思われる。性格は不明だが、S D 481の南端を同じように切っているS X 529との関連性を検討する必要がある。

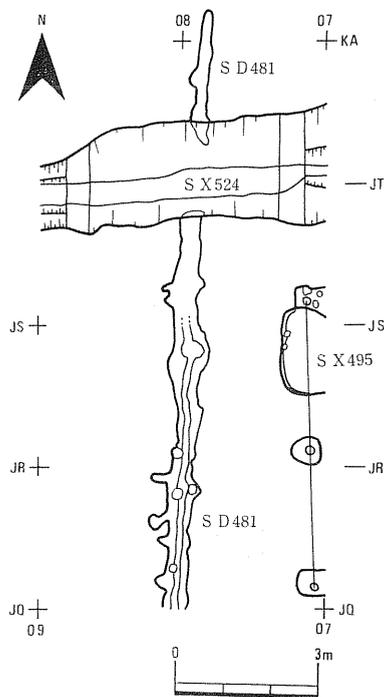
**S X 525** S D 531の東に位置する東西1.42m、南北42cm、深さ6cmの不整形遺構で、S D 481・S X 524を切っている。

南北に走るS D 481と東西に走るS D 187が、K G 07グリッド内において、ほぼ直角に接続して政庁域北西部を画している。S D 187の上面幅は約35cm、深さ約35cmである。S D 187とS D 481の接点において、両遺構の仕事の違いは認められず、一連の仕事であったと思われる。また政庁域北西部は、第一次盛土整地層(S X 546)の北西隅でもある。正殿の北を区画する

S D 139・143の延長線上にあたるJ S 07・J T 07グリッドにおいて、S D 481と接続すると思われたが、S X 524によって接続すると思われる部分が切られており、確認することができなかった。S D 139・143の間隔は正殿後方において最大4mほどあるが、西端ではS X 524の上面幅2m以内であったと思われる。



第24図 政庁域北西部実測図①



第25図 政庁域北西部実測図②

第3節 出土遺物 (第26～30図、図版23～26)

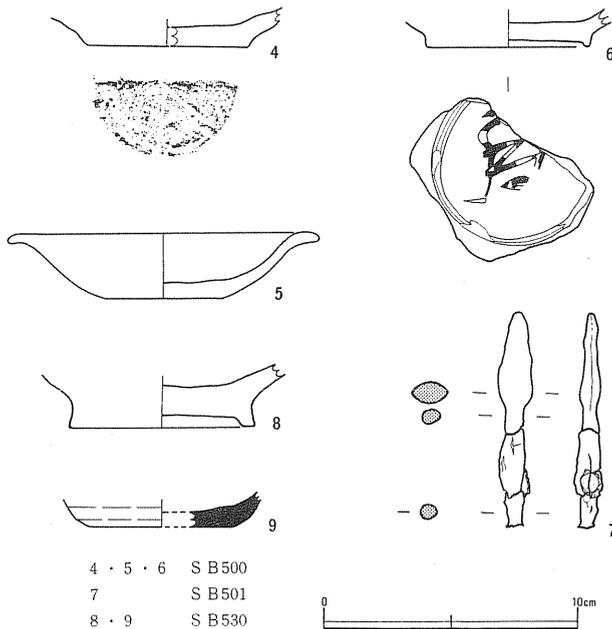
出土遺物については、建物・溝・土壇・その他の遺構・各層出土遺物の順に述べる。

1 建物跡出土遺物 (第26図、図版23)

S B 499 建物の柱穴から土師器の細片が出土したが、特記するものはない。S B 500 建物の遺物は、掘形・柱痕の確認作業の過程で出土したもので、遺物と建物時期との比定ができていないものが多い。S B 500 建物の柱穴埋土からは、土師器・須恵器のほか内黒土師器・鉄滓・縄文土器などが出土した。4・5はS B 500の柱穴埋土から出土した土師器で、いずれも右回転糸切り無調整である。法量は口径12.2cm、底径4.7cm、器高2.8cm。6はS B 500 C建物(第V期)の柱穴埋土から出土した土師器で、高台を付したあとと底外面に「厨」と墨書している。S B 501 建物の柱穴埋土から土師器と須恵器・鉄鏃・縄文土器などが出土した。7はS B 501の柱穴埋土から出土した鉄鏃である。S B 530 建物の柱穴埋土からは土師器・須恵器のほか陶硯が出土した。8は土師器、9は須恵器でいずれも右回転糸切り無調整であり、9の底外面には刻字・墨痕をのこしている。S B 540 建物から遺物は出土しなかった。S B 541・542 建物の柱穴埋土から土師器・須恵器の破片がわずかであるが出土している。S B 544 建物からは土師器を出土しているが、破片のため図示できなかった。

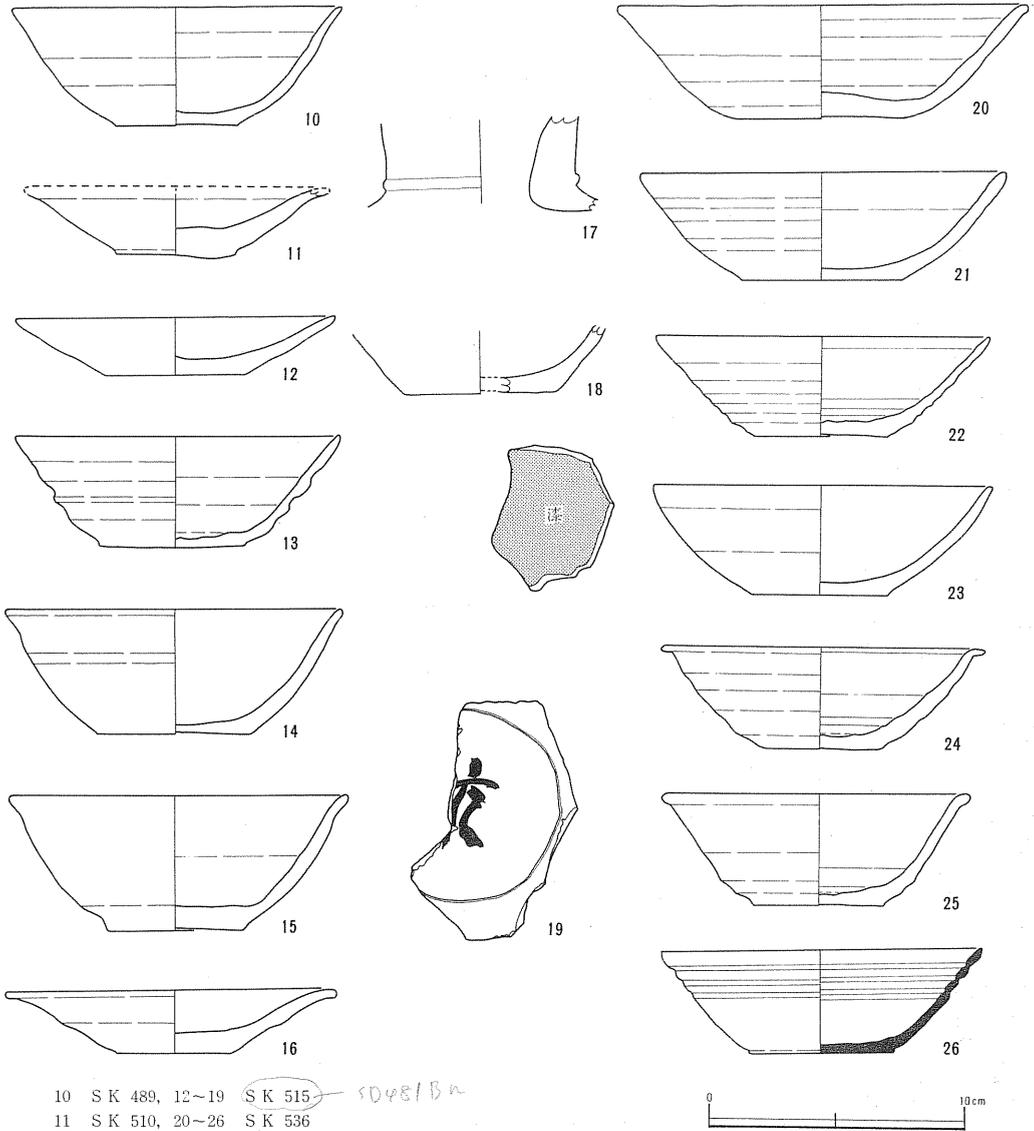
2 溝跡出土遺物

S D 144・244・481・482・483 溝跡から出土した土器は土師器杯形土器が主体で、いずれも右回転糸切り無調整のものが多く、須恵器は僅少であった。このほか、S D 481からは轡の羽口・須恵器杯の転用硯が出土した。S D 483 溝内から鉄滓も出土している。以上のように溝跡から出土した遺物は小破片であり、図示できるものはなかった。



4・5・6 S B 500  
7 S B 501  
8・9 S B 530

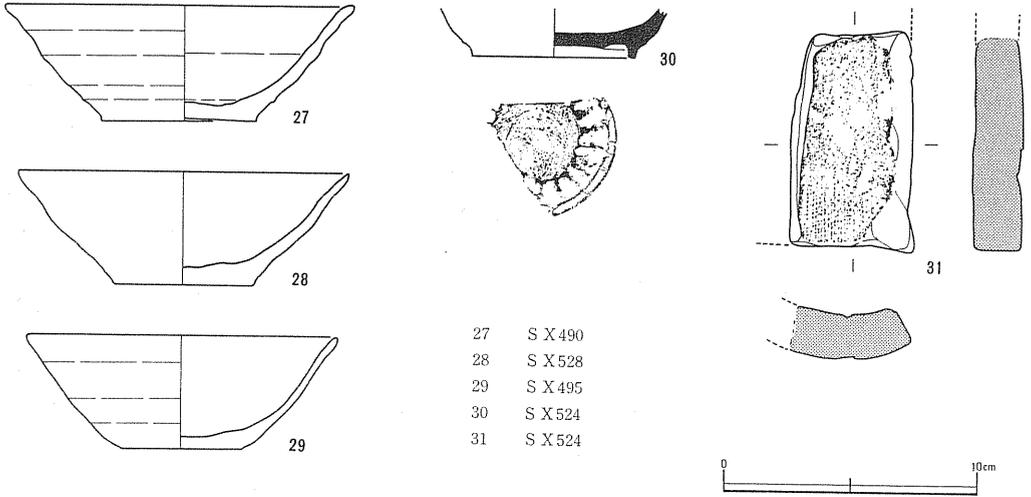
第26図 出土遺物 ①



第27図 出土遺物 ②

3 土壙跡出土遺物 (第27図、図版23・24)

本調査で土壙数20をかぞえたが、復原図示できる遺物は少なかった。10はS K 489の火山灰直上から出土した土師器で、右回転糸切り無調整である。法量は口径12.8cm、底径4.7cm、器高4.7cmである。11はS K 510・12はS K 511から出土した土師器である。13~19はS K 515出土で、19の須恵器以外はすべて土師器であり、同一時期としてよい一括である。13~16・18はいずれも右回転糸切り無調整である。13の法量は口径13cm、底径5.2cm、器高4.7cmである。



- |    |         |
|----|---------|
| 27 | S X 490 |
| 28 | S X 528 |
| 29 | S X 495 |
| 30 | S X 524 |
| 31 | S X 524 |

第28図 出土遺物 ③

14は口径13.1cm、底径6.1cm、器高5cm、16は口径13.0cm、底径4.6cm、器高2.7cmである。17は壺の頸部で一条の隆帯がめぐっている。18は土師器杯底面に漆が残っていた。19は須恵器杯形土器で回転ヘラ切り無調整で、底外面に墨書がある。20～26はS K 536出土で、同一時期の一括である。20～25は土師器でロクロ成形右回転糸切り無調整である。20の法量は口径16.3cm、底径6.5cm、器高4.5cm、橙色である。21は口径14.4cm、底径6.3cm、器高4.3cm、にぶい黄橙である。22は口径1.3cm、底径4.8cm、器高4.1cm、浅黄橙である。23は口径13.4cm、底径4.3cmである。24・25は口唇部を外反させているのが特徴である。24の法量は口径12.6cm、底径5.2cm、器高4.1cm、浅黄橙である。25は口径11.8cm、底径5.2cm、器高4.5cm、淡橙である。26は須恵器で内外面ともににぶい黄橙色を呈し、内外面の体部中央に浅い沈線を意図的にしるしたようである。26の法量は口径12.7cm、底径5.6cm、器高4.3cmである。

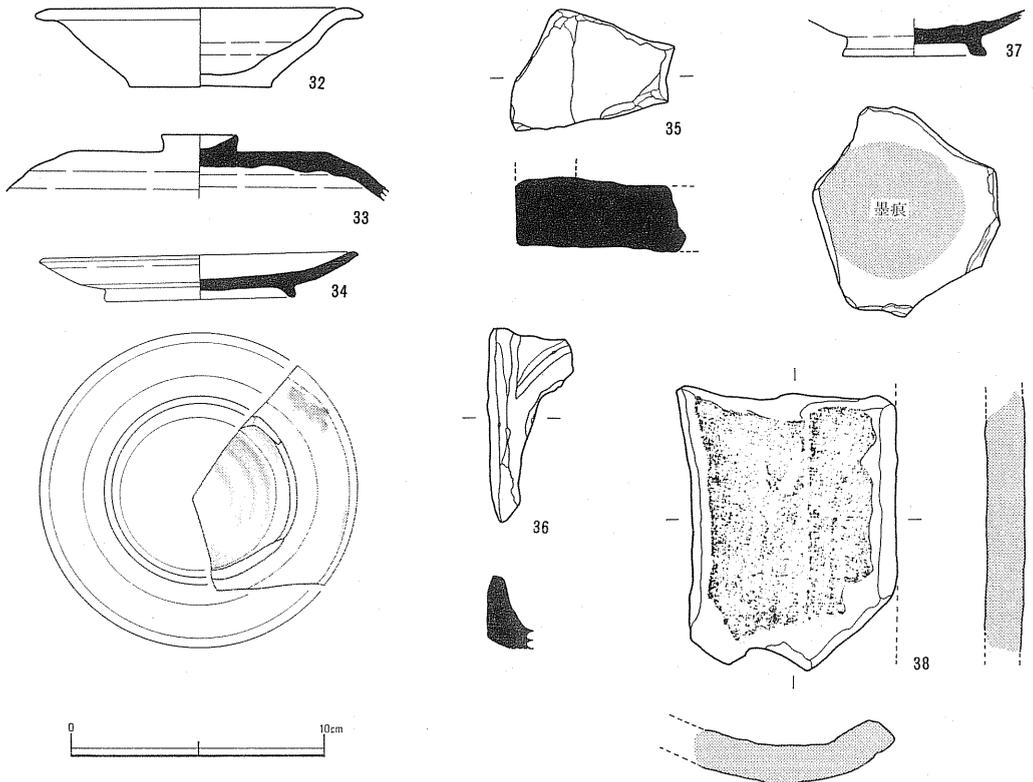
#### 4 その他の遺構出土土器

調査した12の遺構から遺物が出土した。S X 490では火山灰の上・下から、土師器杯と須恵器甕が出土した。27は火山灰上面出土で、口径13.1cm、底径5.3cm、器高4.2cm、淡橙色である。S X 495では土師器杯(29)と須恵器甕が出土。29の法量は口径12.2cm、底径4.6cm、器高4.5cm、浅黄橙色である。S X 524からは土師器杯・甕・須恵器壺・平瓦(31)・鉄滓・甕の羽口などが出土した。30は須恵器壺の底外面に付高台と菊花痕がある。S X 528の土層中に火山灰が入っている。火山灰下層から土師器杯・甕・須恵器杯・甕と鉄滓・火山灰層中に土師器杯・須恵器甕と甕の羽口・火山灰直上から土師器・鉄滓などが出土している。28は火山灰層より一つ下の層より出土した土師器、口径12.5cm、底径5.6cm、器高4.5cm、灰白色で回転糸切り無調整である。S X 529からは土師器・須恵器甕と縄文土器が出土している。S X 524と

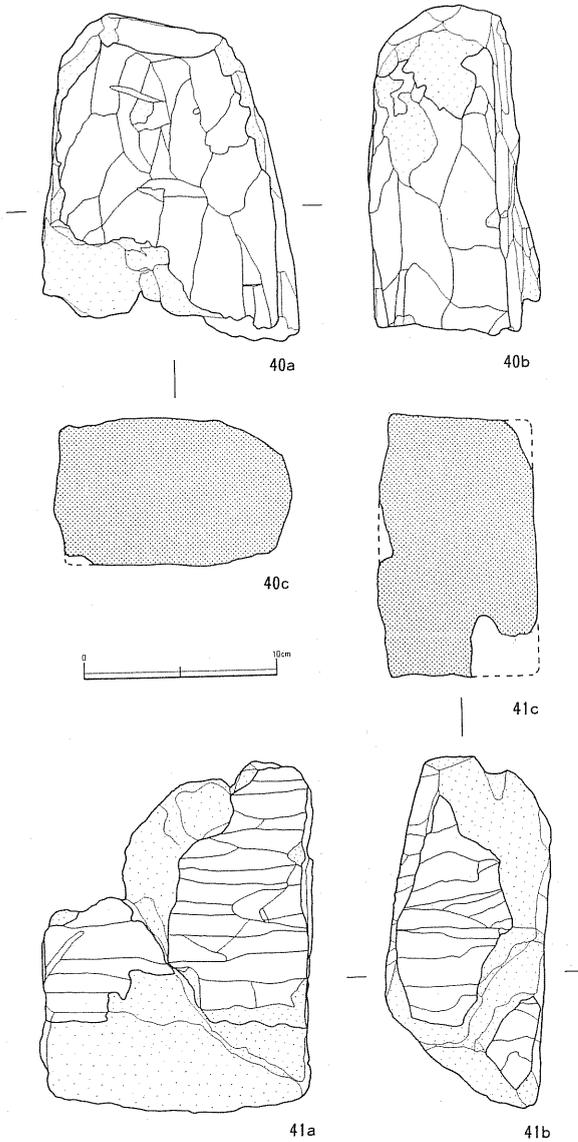
S X 529 が同一期の仕事であり、出土遺物の量を比較すれば、S X 529 が僅少でS X 524 の方が多い。

### 5 各層出土遺物

32は第1層出土の土師器皿で、口径13cm、底径5.7cm、器高3.3cm、淡橙色で右回転糸切り無調整である。33は第1層出土の須恵器蓋で、つまみの一部と内面に丹塗りされている。34は第1層出土の緑釉陶器で復原実測できた唯一のものである。ロクロ成形、回転ヘラ切りによって切り離され付高台がある。器面のヘラミガキ痕跡はなく、内外面はナデ、底部外面はヘラケズリの調整がある。胎土は灰、淡灰オリーブ色に近く、多孔質で須恵器の胎土に似ている。法量は口径12.6cm、底径7.6cm、器高1.8cmである。釉薬がわずかに残っているというよりも、素焼以前に付いたものが、ごくわずかに残っている。この緑釉の年代であるが、折戸53号窯様式に相当し、およそ11C代にあたる。35・36は第2層上・中面から出土した風字硯である。35は型押しづくりであり、36は手つくねであろう。36は海部と陸部との境に連弧形の内堤をつくるものであろう。いずれも成形後、ナデ・ヘラケズリなどによって全形を整えている。38は第II層上面出土の平瓦である。39は第1層から出土した釘で、長さ10.9cmである。西脇殿とした



第29図 出土遺物 ④



第30図 出土遺物 ⑤

cm、もう一つは現長23.5cm、幅16.0~17.2cm、厚さ8.6~9.0cmである。4例から原形を推測すれば、長さは不明、幅13~17cm、厚さ7~9cmと、規格品だとすれば数値にばらつきがあるので数種類あるのではなかろうか。

建物とその周辺から磚の破片がまとまって出土した。復原できたものは、J C 05・J C 06グリッドの第2層上面から発見したもので、4個体のうち2個体を図化した。完全に復原できたものではなく、部分的なもので、完形品を想定できるものはなかった。おそらく復原形は条磚=長方磚であろう。磚の色調は橙色で、浅黄橙を呈するところもあり、また強く火を受けている部分と・表面が黒づんでいる部分もある。良質の密度の細かい粘土を用いて砂粒を含まないが、気孔が多く見た目よりも軽い。仕上げは金属製の工具を用いて、四面をていねいに削っている。工具の刃先はわずかな弧をもつようで、削りの中央が少しくぼんでいる。ケズリの幅は約2~3cmでなかろうか。40は、現長17.5cm、端部の幅9.0cm、厚さ7.0cm、最大幅13.4cm、厚さ7.8cmである。41は現長18.5cm、幅13.9~14.1cm、厚さ7.5~8.2cmである。本書に掲載しなかったが残り2つの計測値を示すと、一つは、現長16.6cm、幅15.2~16.7cm、厚さ8.2~8.7

## 第4節 小 結

本調査の目的は第一に政庁域東部の調査で発見した遺構群が西部において対称形の位置に存在するか否か、第二に従来の調査で不十分であった部分について西部で再確認しておくことである。従って、政庁域西部の全面調査というよりも部分的調査にとどまらざるを得ないという側面があった。ここでは遺構の重複関係とその変遷を東部遺構と関連させてまとめる。

1 第1次盛土整地層について 政庁域北東隅の第1次盛土整地層（S X 176）は盛土工法I a～I d層まで大きく4工程の版築技法による整地地業であり、同種の整地がおそらく北西隅にも存在することは、地形からみてすでに予想していたことである。しかし、本調査の第1次盛土整地層（S X 546）とした整地地業は、土層観察によって版築技法を用い、西脇殿・政庁西門の北側一帯にまでおよんでいることがわかった。S X 176とS X 546は同技法であり、創建に伴う最初の土木工事であることを明確にした。今回の調査区はS X 546の範囲東側にあたり、西側はS D 481よりさらに西におよんでいる。今後、新しい視角で地形を見直すことが必要であり、政庁に隣接する官衙群が存在することを推測させる。

2 西前殿 政庁南門の西前方に位置する東西棟の建物で、さきに「東前殿」とした建物

	西 前 殿	東 前 殿
I	S D 244 — S B 540	S B 303 — S D 240
II	S D 144	S B 299 A
III		S B 541 A
IV		S B 299 B
V		S B 300 A
		S B 300 B

と対称形をなすため「西前殿」と仮称することにした。検出した建物は位置、柱穴等の切合い関係から、第I期～第V期の遺構期の変遷をみとめた。東・西前殿の建物を相対させると左のようになる。両建物に共通していることは、第一に建物の第II・

III期を同規模とし、その前後とを入れて3段階の変遷となっている。第二に第I期建物は、S D 240・S D 244の南側に位置している。第三に第II期以降の建物はS D 240・S D 244の上に造営している。また、第I・IV・V期建物は東西の建物規模が相異なる。

3 西脇殿 さきに「東脇殿」とした建物と対称形をなすため「西脇殿」と仮称することにした。検出した建物は位置、柱穴の切合い関係から、第I期～第VI期の遺構期の変遷をみとめた。東・西脇殿を相対させると次のようになる。第I期S B 120＝S B 499 A、第II期S B 121 A＝S B 499 B、第III期S B 121 B＝S B 500 A、第IV期S B 121 C＝S B 500 B、第V期S

B 121 D = S B 500 C、第VI期 S B 122 = S B 501。両建物の柱間規模と面積を比較してみると、第 I・II 期、第III～V 期、第VI期と 3 段階の変遷となっている。このように、東脇殿と西脇殿は基本的に同様な変遷をたどると考えてよいようである。

**4 政庁西門** さきに「政庁東門」「政庁南門」とした建物と対称形をなす建物を「政庁

	政庁西門	政庁東門	政庁南門
I	S B 530 A	S B 129 A	S B 246 A
II	S B 530 B	S B 129 B	S B 246 B
III		S B 129 C	S B 246 C

西門」と仮称した。検出した建物は位置、柱穴の切合い関係から、第 I・II 期とした。政庁東門・政庁南門を相対させると左のようになる。政庁 3 門の柱間は同規模であり、棟通り中央柱 2 本の柱痕跡がないことも共通する。政

庁南門については問題ないが、政庁東門については再検討を行うことにする。

**5 板塀について** 政庁城南側では S D 244・S D 144、西側では S D 481 A・S D 481

B・S D 481 C・S D 482、北側では S D 187 を検出した。東側で切合い関係が明確でなかった南側 2 条は S X 529 によって切られ、正殿北側を東西に走る S D 139 (171)、S D 143(172) と S D 481 との接点も S X 524 によって切られていた。S X 524 と S X 529 は同期の仕事と考えられ、この仕事の目的について解決できていない。

**6 土壌について** 本調査において土壌を多数みとめたが、精細な検討を行っていない。

S K 489 土壌が S D 144 に切られていることがわかった。火山灰分析結果は資料の風化が激しく成果を得なかったが、遺構変遷を考えるうえに重要な要素である。

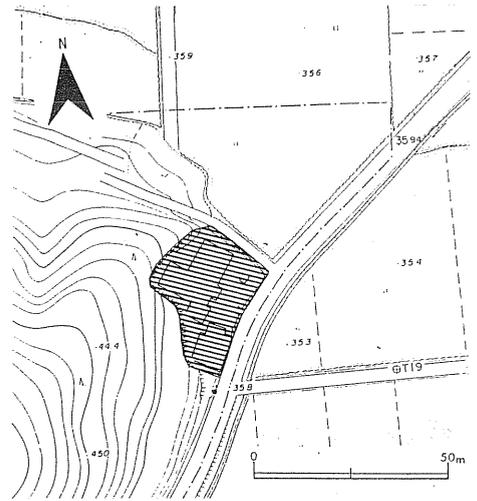
## 第5章 第48次発掘調査

### 第1節 調査経過 (第31図、図版27)

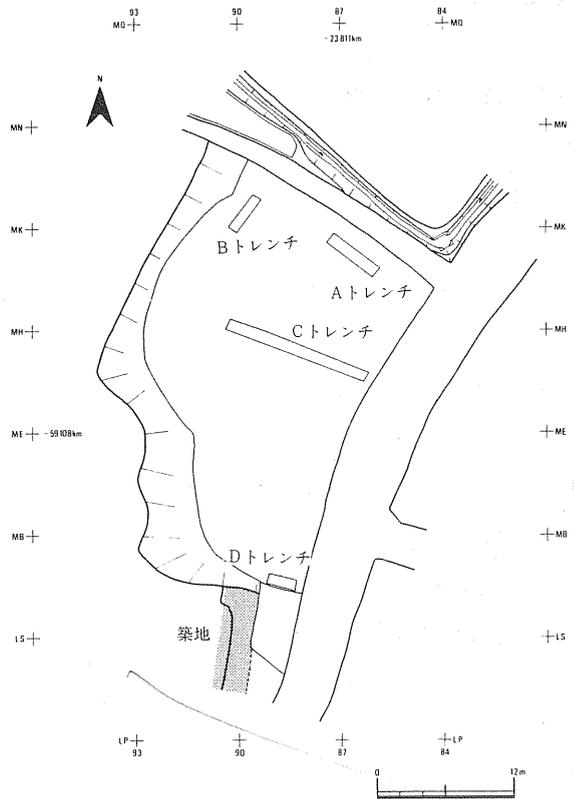
第48次発掘調査は、仙北町払田字長森23番地2のうち約420㎡を対象とした。当地域は長森東端に位置し、現況は旧宅地跡ではほぼ平坦地である。本調査は内郭東門と築地の存在を確認するのを目的として実施した。

9月7日発掘器材の搬入後、宅地跡であった調査区内に残存するコンクリートの土台や庭石等の除去作業から開始し、これと並行してT18から基準点の移動・基準杭の埋設をした。

19日調査区北端部から南へ掘り下げを開始した。翌10日表土より30cmくらい掘り下げて精査を進めていくが、かなり攪乱されているようである。このため調査区のほぼ中央部にトレンチを入れ土層観察をして、攪乱のおよんでいる深さと遺構存在の有無を見きわめることにした。11日まだ築地、他の遺構は認められない。14日地山まで掘り下げと精査をした結果、地山直上まで掘り返しを受けており、上層は砂利・大小礫が多く混入する近現代の盛土整地層であり、下層に至っては現代の瀬戸物類などが多く埋っている攪乱層であり、築地などの残存する可能性は薄くなってきたが、16日あらたに調査



第31図 第48次発掘調査地形図



第32図 第48次発掘調査実測図

区北西隅にトレンチを入れ、翌17日にも北端部と南端部にトレンチを入れて、内郭東門と築地確認につとめた。とくに南端部よりすぐ南の調査区外（第32図参照）に築地があるためこのトレンチに期待をもったが、結果は築地の基礎地業がすでに破壊されていてその痕跡さえとどめていないことが判明した。なお、トレンチの呼称は北端部よりA・B・C・Dトレンチとし、これらの実測と平板測量及び写真撮影を20日まで行った後、埋戻し作業を開始し、22日には発掘器材を搬出して本調査を終了した。

## 第2節 発見遺構 （第32図）

調査区内は近代の宅地建設に伴う攪乱が著しく、遺構は検出されなかった。

## 第3節 出土遺物

遺物は土師器6点と須恵器3点の計9点で、いずれも攪乱層から出土した小破片で、図示できるものはなかった。

## 第4節 小 結

発掘調査の結果、宅地跡であった調査区はほぼ全域にわたって古代の遺構はすべて破壊されており、このため内郭東門及び築地等の遺構は検出されず、攪乱層から若干土器片が出土しただけであった。なお、調査の状況から当地域には内郭東門が存在しなかったと判明した。この事実確認は、逆に内郭東門の推定地域の範囲を狭くする結果を導びき出したといえる。本調査区外の南端と北西方向には第3次A・第9次発掘調査で築地土塀を検出しており、この両地点間のごく小さな場所が内郭東門の推定位置となったことになる。また、この位置は本調査区北側の水田であり、地主さんの証言によれば、材木がたくさん出た事実があること、長森丘陵上を東西に縦断する古道が走っていて、この古道の東端正面近くにあたることがわかった。このように考え併せると、本調査の結果、内郭東門の位置が特定できるようになったわけで、近い将来、内郭東門の発掘調査を計画したいと考える。

## 第6章 第49次発掘調査

### 第1節 調査経過 (第33図、図版28)

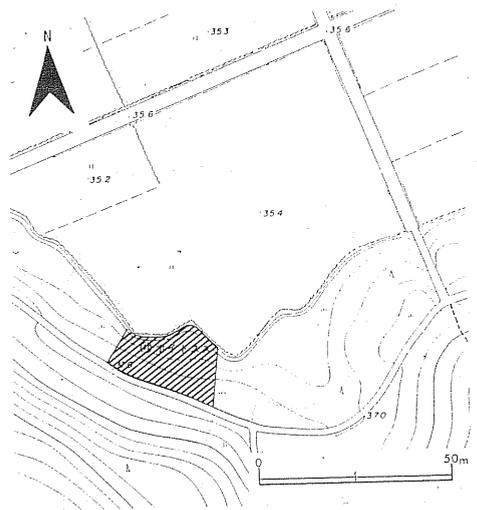
第49次発掘調査は、「ホイド井泉」(通称「ホイド清水」であるが、「<sup>(註1)</sup>厨清水」と提唱した人達もいる。本概要では、文部省の精査報告に習って「ホイド井泉」と呼称するにした。)を中心とした仙北町払田字百目木13番地・同払田字長森59・81・82番地を対象として実施した。

この地区は政庁西門跡より北西方向へ約100m、比高差にして約5m下がった長森丘陵の北麓に位置し、長森丘陵と水田に挟まれた帯状の緩傾斜を呈す原野である。

当地区は昭和5年に文部省によって一度調査が行われているため、当時の記録が今回の調査進行のうえで大いに参考になった。以下『史蹟精査報告第三』<sup>(註2)</sup>の抜粋である。

『長森の北面には一段低き階段があり、西方から之に通ずる小径もある。此の附近は柵の活躍時期には、重要な建築物の存在して居ったものと認められ、格子紋の古瓦を包含して居る処がある。殊に北端の水田に近い部分に俚俗ホイドと唱える井泉跡がある。

井泉跡は最初泥土に埋れて居ったのであるが、柵跡調査の際発掘して種々貴重なる遺物を発見したのである。井戸側は杉材にて造り、厚さ約二寸、幅七、八寸の側板を四隅で組み合わせ方六尺の枠を造って居ったもので、北側の側板には中央上端に水落しの切り欠きがある。井底には湧水があり、底部一面に砂利が敷き詰めてあったらしい。以て飲料水に供したものであることが知られる。井泉の内部並に附近の地中から発見した遺物に就ては更に遺物の項に於て詳説する筈であるが、土師器及び祝部土器に属する皿又は碗の類多く然かもその表面及び底部に墨書の文字あるものは少くない。之れと共に木製の曲げ物類、木箸の類も相当数発見されて居る。又井泉跡の東部の土中から二個に近れて発見された木札の表面には、「件備請取」云々の墨書があった。即ち此の附近には兵站部に属する重要な建築があったものと察せられる。然し此の地点は、北方の敵に対しては暴露される部分であるから最初からかかる建造物があったものとは認め難く、環状外柵完成の頃内部に種々の施設を完備したものであろう。長森は真山と多少



第33図 第49次発掘調査地形図

趣を異にし、柵の建造後、自然の廃頽に委するのみで、何等、特殊の利用がなかったらしく、柵に関する古い遺物を残して居るも之が為めであろう。

(中 略)

長森の北部なるホイド井泉趾の井戸側は、杉材で、長さ約六尺、幅約六寸、厚さ二寸、中央の上方に水落しの切り欠きあり、各隅には組合せの為めの切り込みあり、又幅約一尺の杉板を二枚重ねた側板もあった。

井泉趾及び其の附近から出土した木製品には、桜皮を用いて綴り合せた曲げ物の側並に底板等も発見され、木製箸の長さ約一尺二寸位より七・八寸位のもの多数あり、又盆の破片の如きものも発見されて居る。

前記井泉趾の東約二、三尺を離れた上中に二片に分離した木札を発見した。材は檜か杉か判明せぬが、長さ約七寸三分五厘（二片を継ぎて）幅約八分、厚さ約一分五厘、上端は少しく欠け、又中央より稍下方にて二個に折れて居る。表面の両側に面取を施し、其の中央に左の墨書がある。

件楠請取 閏四月廿六日 寺寿生仙氏監

蝦夷征伐の為に諸国の楠を奥羽地方へ輸送したことは続日本紀以下に屢々見ゆる処であるが、此等の遺物は之を裏書すると同時にかかる遺物の出土に依って、払田柵は、出羽の拓地又は夷賊征服の為に築造したものであったことを証するに足るのである。閏四月は如何なる年号に属するものであるか、古史に依って見ると、本柵趾の南に位する雄勝城附近に於て、蝦夷と抗争して居った天平宝字四年（紀元1420）に閏四月があり。降って五十七年後の弘仁八年に閏四月がある。勿論その後斉衡二年、貞観十六年にもあるが、恐らく奈良朝末か平安初期を降らざるべく、随って柵の築造年代を推定する屈竟の資料となるものである。

(中 略)

ホイド井泉趾の如き限定された場所から出土した一群の遺物は、之に近接せる長森の土中から、新に発見された遺物と共に、本柵趾に直接関係を有するものと認めざるを得ないのである。』

「ホイド井泉」は、昭和5年の文部省による調査以前から、古代の遺物が出土することで知られており、地元郷土史家藤井東一が『払田柵』<sup>(註3)</sup>と題して次のように発表している。以下抜粋である。

『この清水湧出の個所は、水面より三尺位の深さの処で地盤になっているが、周囲に方六尺の井が設置されていることが発見された。井は杉材の二寸厚さ、一尺幅の柵割りのもので、上下に重ねて二尺の深さに設置したもののようであるが、東西の側は、各中央部が腐食して約一尺ほど切れている。北はよく重っているが、東端一尺五寸位は腐朽していて、中央より一尺西

に寄った処に幅三寸、深さ二寸五分の水の落口を切込んであり、更に此井の外一尺二寸の処に、同じ板を並行させて据えられてある。南の方丈は完全に残っているが、重り面が四寸程食い違っている。各隅は、板を上下各々五寸宛の切り込みを以て組合せてあり、組合せ目より外へ各一尺宛の端を存しているようである。

収獲したものは布目瓦が二個型の完全なる土器数個、破片無数、破片に文字のあるもの数個、其内「厨」の文字あるもの三個、官、舎、瓦、仲、各一個、其他箸等である。』

当事務所では、以前から長森丘陵北裾に帯状に位置する緩傾斜地の古代における使われ方とその機能について問題視してきた。内郭北門から長森丘陵間の水田には多量の古代建築遺材が埋れており、多くの建造物の存在が考えられる。また本年度第47次発掘調査によって長森丘陵上の政庁域の全貌がほぼ把握できた現在、内郭北門と政庁域間の位置・性格・機能を究明することによって、より一層払田柵の実態を解明する手がかりとすることができるのではないかと考えた。このような経緯から第47次発掘調査は昔から遺物の多いことで知られている「ホイド井泉」を選定した。

「ホイド井泉」の現状は、荒廃していると言っても過言ではない。長年の落葉の堆積が、清水を浅く、そして飲用できないものとしていたし、開墾による水田の拡張によって清水の規模が年々小さくなっている。一方では「ホイド井泉」を訪れる人々によって貴重な遺物の発見が後を絶たないのも事実である。不文の遺跡と呼ばれる払田柵にとって木簡・墨書土器などは重要な文字資料である。これまでに「ホイド井泉」から次のような木簡が発見されている。<sup>(註4)</sup>

#### 第1号木簡

表 □件精取 閏四月廿六日 寺書生仙□氏監

#### 第2号木簡

〔事カ〕

表 飽海群隊長解 申請□□□□

〔掃カ〕

裏 六月十二日 隊長春日旅□

#### 第3号木簡

表 □十火 大振二石八斗八升

裏 □二斗八升二合

これらの木簡や墨書土器などが数多く発見されている「ホイド井泉」をこれ以上放置しておくことは、現況から判断して限界と考えられるため、長森丘陵北麓調査の起点として「ホイド井泉」から着手することにした。

10月12日に基準点移動及び基準杭の設置を行い、18日には遣り方の設定を終了した。19日か

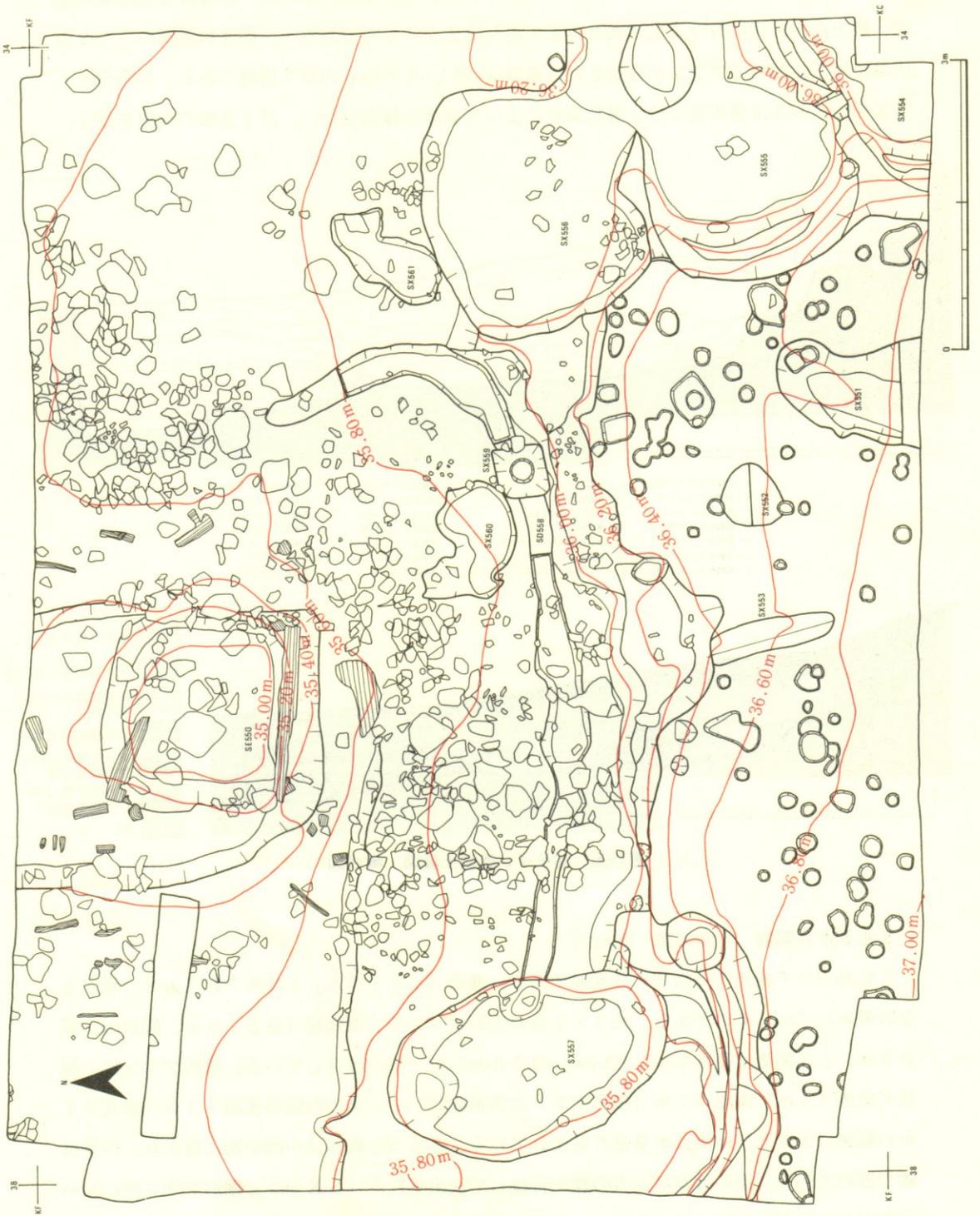
ら調査区南側より表土剥ぎを開始した。23日に第1・2層から土師器片・須恵器片に混じって縄文土器が一括して出土した。南側斜面からの土砂の流入が認められるため、38ラインにサブトレンチを設定して基本層位の把握に努める。KC35・36内にてSX551・552・553を検出する。「ホイド井泉」はSE550と呼称することに決め、清水内の汚泥を取り除く作業を行い、多量の土師器片・須恵器片・木製品を取り上げた。26日に第3層中から土師器杯完形品及び復原可能な数個体分がKD35～37から集中して出土した。第3層は古代遺物包含層で、完形品を含む多くの遺物を取り上げた。29日、第3層下において火山灰を検出した。厚さ約0.5～1cmで調査区の北西隅部分を覆っているため、火山灰層下を第4層として遺物の取扱いを区別した。30日、SE550周辺にコブシ大の礫が集中して検出された。11月4日に調査区東部においてSX554・555・556を検出した。6日、KE37より墨痕鮮やかな「<sup>(註5)</sup>絵馬」が出土した。16日には「絵馬」出土地点から2mほど東のSE550内北側板付近から木簡が出土した。30日に全ての遺構の図面作成を終了し、12月1日から各遺構及び調査区の写真撮影を行う。4日で写真撮影を終了し、6日テント・器材等を撤収・収蔵して調査を完了した。

この間に宮城学院女子大学助教授 工藤雅樹氏(10月15日)、奈良女子大学助教授 佐藤宗諄氏(10月19日)、文化庁文化財保護部記念物課主任文化財調査官 牛川喜幸氏(10月23日)、宮城県多賀城跡調査研究所 白鳥良一氏(10月26日)、国学院大学助教授 小林達雄氏(11月10日)が来跡され、現地指導をいただいた。

また、SE550は遺物の取り上げなど慎重な調査を必要とするため、現条件下での調査は不可能であると判断し、来春再度調査を行うことにした。従って、本年度はSE550内の攪乱層を全て除去し、周囲の精査によって掘形プランを確認した段階で留めて、「絵馬」、木簡の出土レベルで掘り下げを中止した。今次の調査概要は、本年度の中間報告であり、SE550の精査を含めた詳細な調査概要は来年度年報で報告することにしたい。

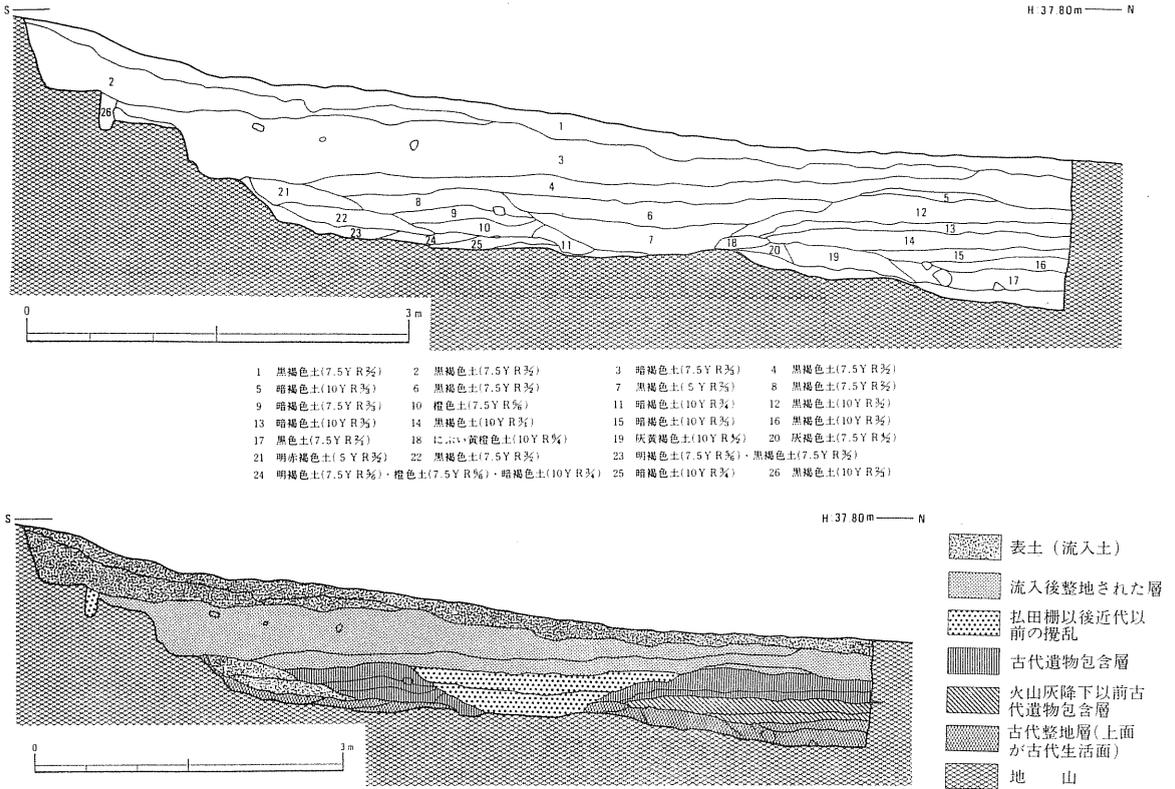
## 第2節 発見遺構 (第34～41図、図版28)

本調査において、井泉跡1・溝1・その他12の計14遺構を発見した。調査区は南から北へ緩い傾斜をもつ原野で、土層観察によれば第1・2層は斜面上方からの流入土、第3～5層は流入後に人為的に整地されたものである。第6・7層は弘田柵の終末期以後から近代以前の攪乱である。第8～11層は古代遺物包含層であるが、一部当時の流入土が含まれており縄文時代の石鏃などが数点出土している。第12・13層は古代遺物包含層で、多量の遺物が出土している。第13層と第14層間に火山灰堆積が認められるが、周囲の状況や堆積状態の観察によって降下時期と堆積時期に大差のない二次堆積と判断した。第14・15層は火山灰降下以前の古代遺物包含



第34図 第49次発掘調査遺構配置図

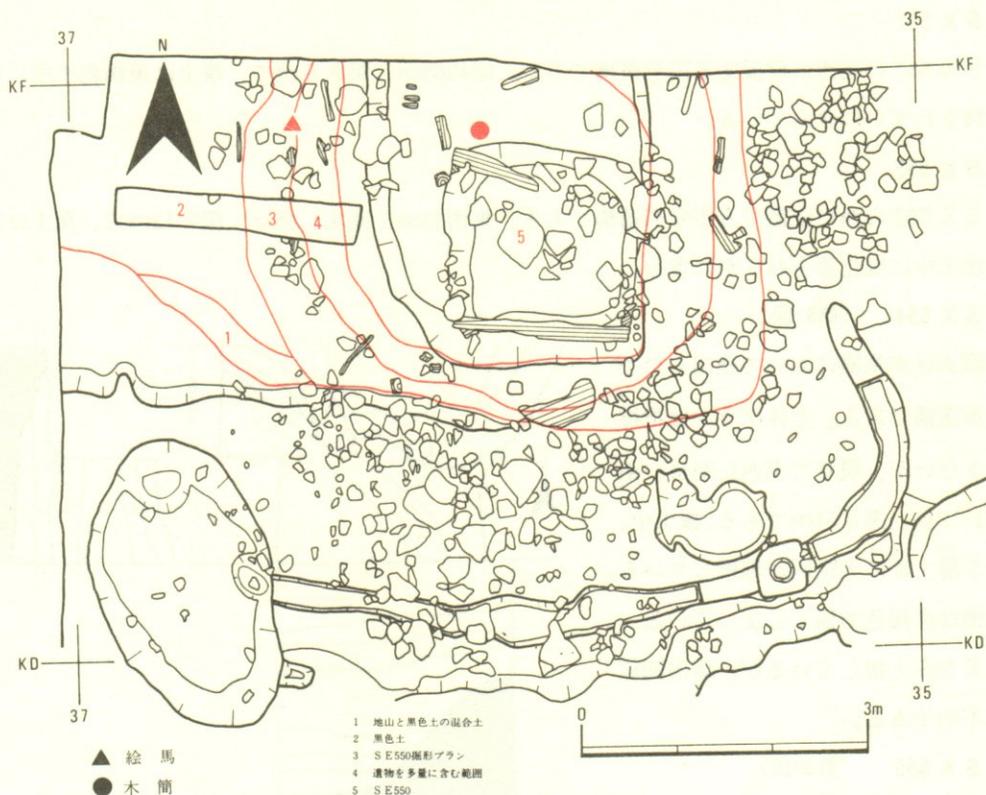
層である。第20・21層は古代における流入土と思われる。第16～20・23～25層は古代の整地層で、層上面を古代における生活面と考えると差し支えないものであろう。前述14遺構のうち火山灰堆積層下においてプランが確認された遺構は、溝1・その他6の計7遺構である。S E 550・S X 561～563は来年度に行う補足調査によって詳細を報告したい。以下遺構の説明を行う。



第35図 38ライン西壁土層図・模式図

S E 550 井泉跡 (第36図 図版28)

K E 36内にて検出した古代の井泉跡である。通称「ホイド<sup>ス</sup>清水」と呼称されており、現在もなお湧水しているものである。約2×2mの方形プランで、南側板(長さ1.9m、幅24cm、厚さ3cm)と北側板(長さ1m、幅24cm、厚さ3cm)の一部が現存している。掘形プランは、現状で東西5.4m、南北3.7m(掘形プラン北側未確認)で、その内側の東西4.3m、南北3.7mの範囲に土器及び木製品が多量に含まれている。S E 550底面は小礫が密に敷かれ、内壁は礫で固めてある。周辺はコブシ大の礫が密接して検出された(S X 563)。掘形プラン内において直立した3本の角材を検出したが、井戸の隅柱とは考えにくい。何故なら北側板に残っている切り込みから井戸全体の構造を推察すると、側板の両隅に切込みを作って組み合わせていく「校



第36図 S E 550 実測図・掘削プラン

倉造」<sup>(註6)</sup>と思われ、この「校倉造」構造のものには隅柱が不要とされているためである。また、S E 550 南東部に未検出の角材があるとすれば、4本の角材は東西3.3 m (11尺) × 南北2.5 m (約8尺)の配置となり、井戸の上を覆う施設の柱であった可能性もある。南・北側板の下に木片が数点あるのを確認していることから、S E 550の井筒は「据付け式」工法を用いたものではないかと推察される。

#### S D 558 溝跡 (第41図)

S E 550を囲むようにして検出された溝跡である。延長約8.8 m、幅25~50cm、深さ5~17 cmで、削平された地山の下場沿いに南に張り出す弧を描きながら東西に走っている。覆土は暗褐色土である。S E 550に雨水が流入するのを防ぐための溝ではないかと推測され、当時はもっと深いものであったと思われる。S X 557・559に切られている。

#### S X 551

調査区南壁際に位置する不定形遺構である。全体プランは把握できないが、現状で東西1.15 m、南北1.51 m、深さ20 cmである。第1層は、黒褐色土で炭化物をわずかに含んでいる。第2・3層は、黒褐色土と明黄褐色土の混合土である。

**S X 552**

S X 551 の北西に位置する円形遺構である。径約65cm、深さ6cmで、覆土は黒褐色土中に炭化物をわずかに含んでいる。

**S X 553**

S X 552 の西に位置する不定形遺構である。東西33cm、南北1.46m、深さ12cmで、覆土は暗褐色土中に炭化物をわずかに含む。

**S X 554 (第37図)**

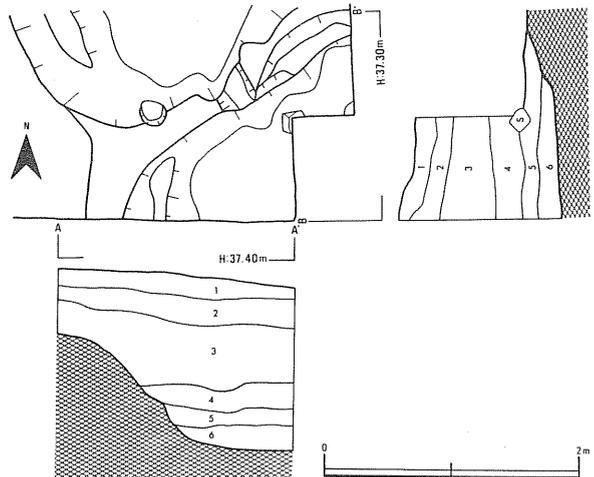
調査区南東隅において検出した不定形遺構である。全体プランは把握できないが、現状で東西1.35m、南北1.52m、深さ54cmである。覆土中、第5層上面に火山灰が堆積している。底面は赤褐色で固くしまっている。S X 555 と接しているが、新旧関係は不明である。

**S X 555 (第38図)**

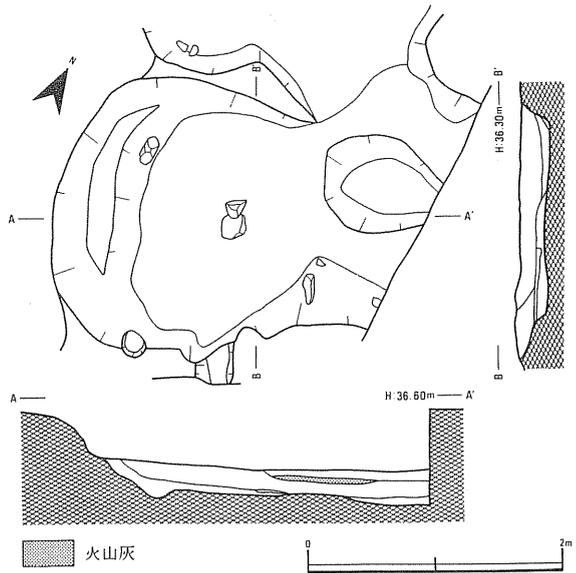
S X 554 の北に位置する不定形遺構である。全体プランが把握できないが、土層断面の観察によれば重複遺構の可能性はある。しかし平面観察では一線で区別することは不可能なため、一遺構として取扱うことにした。現状で東西2.9m、南北2.04m、深さ30cmである。覆土中に火山灰堆積層を含んでいる。S X 554・556 と接しているが、新旧関係は不明である。

**S X 556 (第39図)**

S X 555 の北に位置する不定形遺構である。東西2.13m、南北2.7m、深さ12cmで、覆土中に小礫を多量に含んでいる。S X 555 との新旧関係は不明である。



第37図 S X 554 実測図



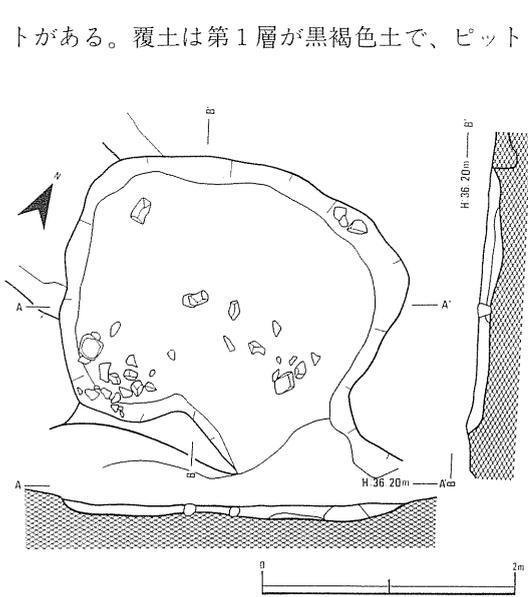
第38図 S X 555 実測図

S X 557 (第40図)

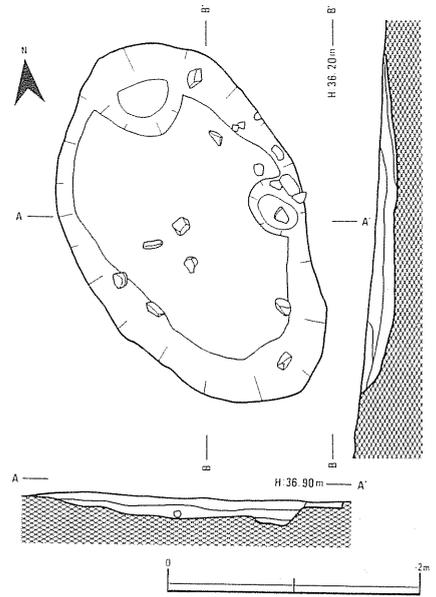
S D 558 西端に位置し、火山灰堆積層下においてプラン確認された不定形遺構である。東西1.85m、南北3.15m、深さ21cmで、覆土中より内黒土師器、平瓦片が出土した。S D 558 を切っている。

S X 559 (第41図)

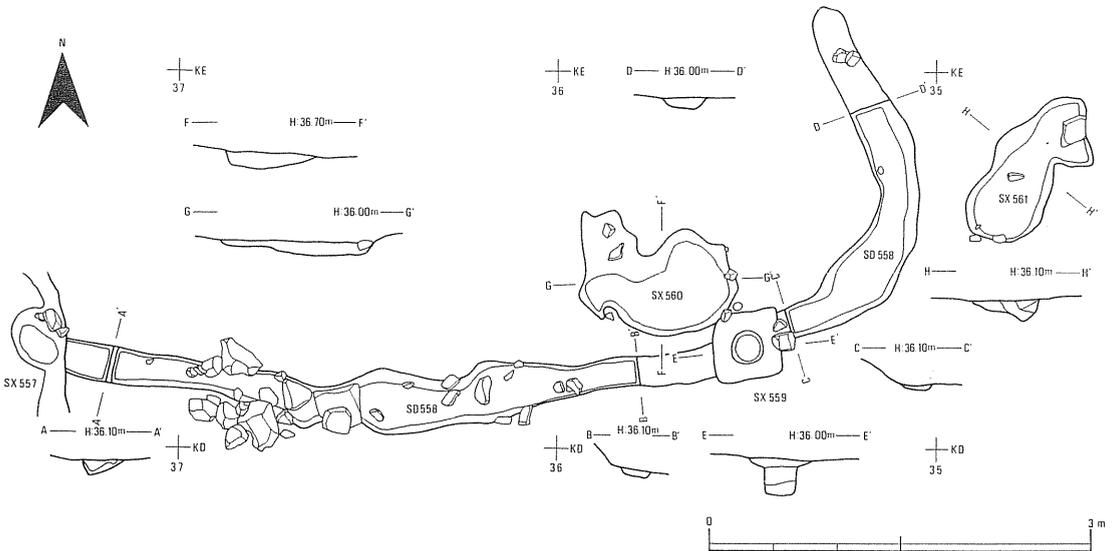
S X 560 の南東に位置し、火山灰堆積層下においてプラン確認された遺構で、50×50cmの方形プランを呈し、中央に径25cm、深さ23cmのピットがある。覆土は第1層が黒褐色土で、ピット内



第39図 S X 556 実測図



第40図 S X 557 実測図



第41図 S D 558・S X 559・560・561実測図

は極暗褐色土と黒褐色土である。S D 558 を切っているが、S X 560 に切られている。

#### S X 560 (第41図)

S X 559 の北西に位置し、火山灰堆積層下においてプラン確認された不定形遺構である。東西1.22m、南北75cm、深さ12cmで、覆土はにぶい黄橙色土と暗褐色土中に小礫を含むものである。

#### S X 561 (第41図)

S X 556 の北に位置する1.4×0.35mの不定形遺構である。深さは17cmで、覆土は黒褐色土である。S X 562 と関係して、S D 558 に結びついていたものと推測される。この場合S D 558 は2時期と考えられ、現在検出してあるものが古く、S X 561・562 と関係する方が新しいと思われる。

#### S X 562

S X 561 の北東に位置し、S X 561 の延長上に20~30cm大の礫が、30~50cm幅で2列に配置されている遺構である。S D 558・S X 561 と関係して、S E 550 に雨水の流入を防ぐための溝であったと推察される。礫は、溝の壁の補強材であったと考えられる。

#### S X 563

S E 550 の周囲に密接して検出された礫群である。その範囲は、S E 550 を中心として東西約9m、南北約6mである。礫の大きさは5~30cmとばらつきがあり、礫の出土状態の観察をも加えて推察すれば、礫を敷きつめて平坦面を造ろうとしたとは考えにくく、むしろS E 550 を設ける際に掘り出した地山の岩石を井筒構築後に周囲に埋め戻して裏込石とし、湧水期に備えたものと思われる。これは礫群の大半が長森丘陵地山の石質(硬質頁岩)と同質のものであり、S E 550 底面において地山の岩石が露出していることから裏付けられるものである。

### 第3節 出土遺物 (第42~45図、図版29~33)

本調査の出土遺物には、土師器・須恵器・縄文土器・瓦・石製品・木製品がある。以下遺構内・遺構外出土遺物の説明を行う。

#### 1 遺構内出土遺物 (第42・43図、図版29~32)

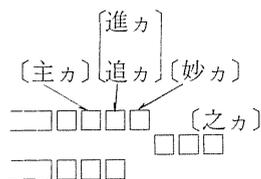
##### S E 550 井泉跡 (第42・43図、図版29~32)

S E 550 掘形内や攪乱された汚泥の中から多量の土師器・須恵器・木製品が出土した。

**須恵器** 42・43共にロクロ成形の杯で、底部切り離しは回転ヘラ切りである。二次調整は認められないが、重ね焼きによる色調の変化が見られる。42は口径13.1cm、底径8cm、器高3.2~3.8cmで、43は口径13cm、底径7.8cm、器高4.1cmである。

**木簡** (図版29・30) S E 550 北側板近くから出土した長さ17cm、幅3.2cm、厚さ6mmの木簡で、柂目板短冊型である。上部欠損、現存部中央で折損寸前である。

第16号木簡



**絵馬** (第43図、図版29・31) S E 550 の掘形内から出土した長さ15.1cm、幅2.3cm、厚さ3mmの木札で、表・裏共に墨痕鮮明な絵が描かれている。観察によって上端と右側端は確認しており、下部及び左側部は欠損している。中央部は折損寸前で、表面は剝離折損している。描かれている絵の詳細は不明であるが、観察の結果次のように推測される。表面は、笠をかぶり衣をまとった人物が姿勢を正しく乗馬している絵であろう。人物は後半身、馬は胴部～臀部・尾・後足が明確である。馬には、鞍や尻繫・杏葉もしくは馬鈴らしきものも認められる。裏面は、中央から上下に運筆が分れており、下方に2本の弧が描かれているが、何を意味するものなのかは不明である。

S X 557 (第42図、図版32)

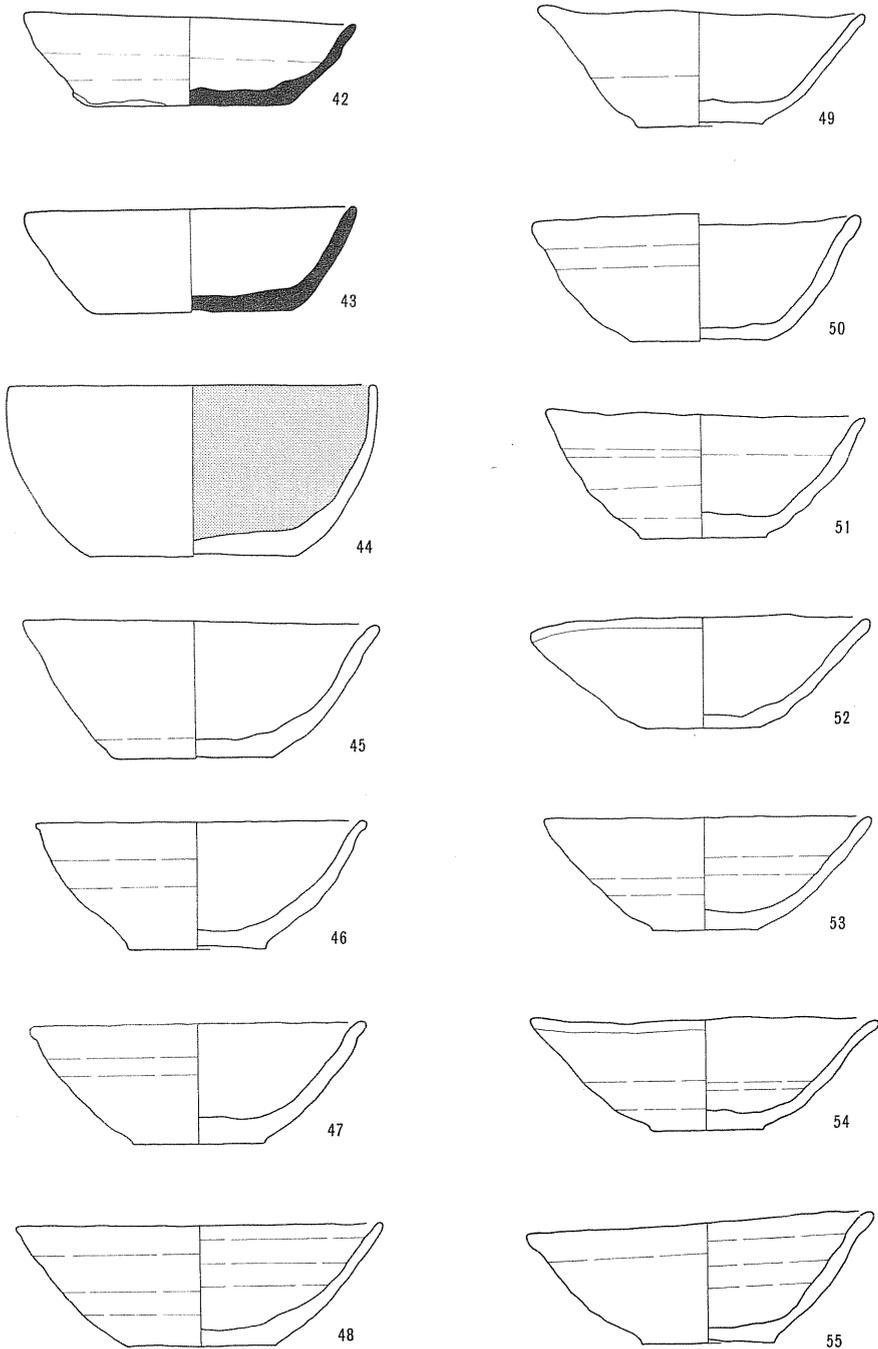
火山灰堆積層下においてプラン確認された遺構の覆土中より出土した。

**土師器** 44はロクロ成形の内黒土師器の杯で、底部切り離しは二次調整のため不明瞭であるが回転糸切りであろう。体外面下部は回転ヘラケズリ後にヘラナデ、同上部は横位ヘラナデ調整が施されている。体内面は横位のヘラミガキが施されているが、内底面のヘラミガキの方向・単位は磨滅のため不明である。法量は口径14.4cm、底径8.2cm、器高6.8cmである。

2 遺構外出土遺物 (第44・45図、図版32・33)

遺構外出土の遺物は、第1～4層の層序ごとに取り上げた。南北38ライン基本層位における第1～2層を遺物取り上げの際の第1層とし、同じく第3～5層を第2層、第8～10・12・13(一部第21・22層を含む)層を第3層、第14・15層を第4層として取り扱った。第1層は流入土、第2層は流入後整地された層、第3層は古代遺物包含層(一部古代における流入土を含む)、第4層は火山灰降下以前の古代遺物包含層である。第1・2層からは土師器・須恵器に混って縄文土器(縄文前期)も出土している。第3・4層からは多量の遺物が出土したが、場所によっては第3・4層の区別が困難な場合もあり、一部層序的に取り違えた遺物もあるかもしれない。以下遺物の説明を行う。

**土師器** 45～57はロクロ成形の杯で、底部切り離しは右回転糸切りである。出土層位で区分

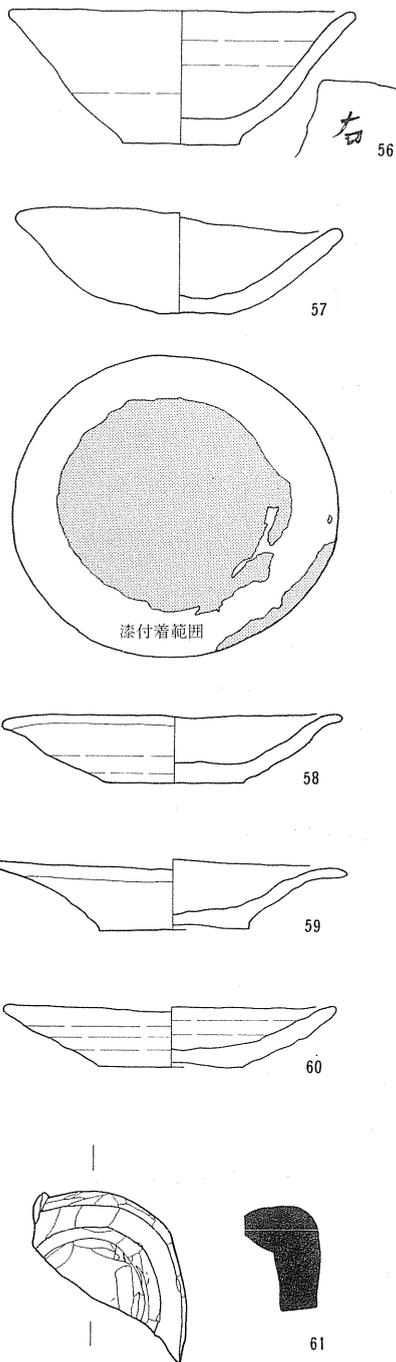


出土地点 42・43 S E550 44 S X557  
 46 第II層  
 45・47～52・55 第III層  
 53・54 第III層

第42図 出土遺物 ①



第43図 絵馬実測図



出土地点 56・59～61 第III層  
57・58 第IV層



第44図 出土遺物 ②

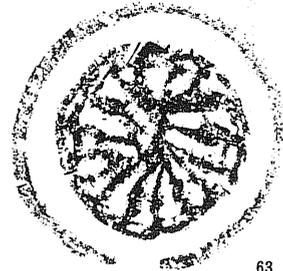
すれば、46が第2層出土、45・47～52・55・56が第3層出土、53・54・57が第4層出土である。50は口径13cm、底径5.4cm、器高4.8～5.1cmで、体外面に茶褐色の残滓が付着している。47は口径12.9cm、底径5cm、器高3.4～4.2cmで、体内面に漆が付着している。土器と漆膜の間(注7)にあった種子を12月15日シャーレに移して観察を続けたところ、1月8日に発芽した。現在も観察続行中である。58～60はロクロ成形の皿で、底部切り離しは右回転糸切りである。出土層位は59・60が第3層、58が第4層出土である。

**陶硯** 61は型作りの形象硯である。底面を除いてヘラケズリ調整を施し、その後側面を除いてヘラナデを施している。出土層位は第3層である。

**その他** 62・63は菊花状痕のある土師器底部破片である。62はロクロ成形で、底部を右回転糸切りで切り離した後に、外底面の粘土を右回りに内から外へ篋状工具でつまみ上げるようにして高台を作ったもので、作業痕跡が菊花状になったものである。63は高台を付ける段階で底面に粘土紐を高台内側に貼付し、外底面の粘土を左回りに内から外へ篋状工具で高台に押しつけるようにしたもので、作業痕跡が菊花状になっているものである。



62

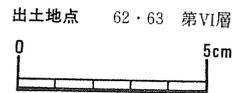


63

#### 第4節 小 結

S E 550 は湧水を利用した井泉であったと推察され、設置際には湧水周辺を平坦地をするための削平を行ったと思われる。S E 550 には湧水期に備えて裏込石を使用し、井泉の周囲には雨水の流入を防ぐ溝を掘るなど、周到に計画された井泉作りであったと思われる。

昭和5年に発掘調査をした上田三平、藤井東一の記録によれば、井泉の四方に側板が残っていて、側板細部の記録内容に「校倉造」の特徴が窺える。今回の調査によってS E 550 は現存する側板2枚のうち、北側板西端に残る切り込みから判断して、前述の「校倉造」と呼称される構造であったと推察してよいであろう。山本博氏の『井戸の研究』によれば「校倉造」の手法が一般に普及するのは、東大寺の開眼式が行われた天平勝宝4年(752)以後とされている。S E 550 設置時期が、出土遺物及び火山灰との関係から弘田柵の創建期に近いものと思われる。またS E 550 の規模は約2×2mであるが、これは平城宮跡など官衙の井戸と同規模であり、庶民の井戸の規模(約50×50cm～約90×90cm)よりはるかに大きいものである。S E 550 井泉の大きさから見た場合、弘田柵が官衙であることの裏付け資料となるであろう。S E 550 北側



第45図 出土遺物 ③

板は一部しか現存しないが、上田三平、藤井東一の記録によれば、側板に水の落とし口が切り込まれてあったとされている。この記録からS E 550は湧水を利用した井泉であったと思われる。

出土遺物は、大きく4層に分けて取り上げた。遺物は、層序ごとに一つのまとまりをつかめそうである。火山灰の降下年代はまだ不明であるが、火山灰堆積層下の第4層出土遺物は、上層遺物との編年作業を行ううえでの貴重な資料となるであろう。来年度の補足調査による出土遺物をも含めて充分検討してみたい。

S E 550に伴うと思われるS D 558やS E 550掘形・S X 563は、全て火山灰堆積層下において検出されたので、S E 550設置時期は火山灰降下以前であろう。

本年度の調査はS E 550未精査部分を残しているため、本概要は中間報告となった。来年度資料を追加して報告したい。

註1 藤井東一が『秋田考古学会誌』第2巻4号(払田柵趾号)中の「払田柵」で提言している。

註2 上田三平 1938:「払田柵趾」史蹟精査報告 第3 (昭和13年)

註3 藤井東一 1930:「払田柵」秋田考古学会誌第2巻第4号 (昭和5年)

註4 平川 南 1979:「東北地方出土の木簡について」木簡研究創刊号 (昭和54年)

註5 本資料を「絵馬」としたが、「絵馬」とすべきか否か議論の余地がある。また「絵馬」の理解についても疑問を残している。これらに関する資料について研究者の御教示を賜りたい。

註6 山本 博 1970:「井戸の研究」(昭和45年)

註7 豆科ヌスビスハギ(Desmodium)属ヌスビトハギ種かヤブハギ種であろう。

## 第7章 第50次発掘調査

### 第1節 調査経過 (第46図、図版34)

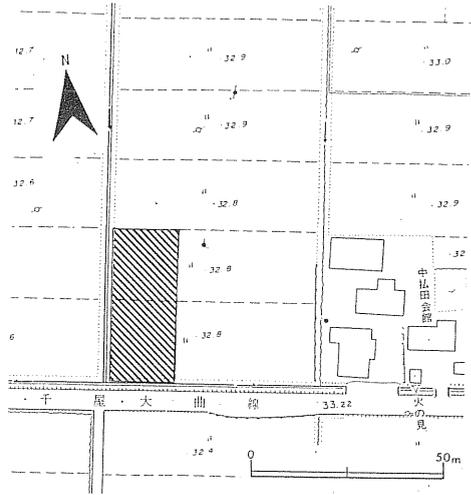
管理団体仙北町あて、昭和57年3月3日付仙北郡仙北町払田字真山18番地池田ミサ氏より盛土造成のための現状変更許可申請書が提出された。これに対し文化庁から申請者あて、昭和57年4月5日付、委保第4の214号にて「工事の着手は、発掘調査の終了後とすること」などの条件を付して許可通知があった。このため当事務所では「第50次発掘調査」として申請地面積679㎡のうち142㎡を発掘した。

11月24日、T27から基準点の移動を開始するとともに、調査区東側にAトレンチ、西側にBトレンチとし、幅2m、長さ35.5mの2本を設定した。風雪が強く調査が進展しない。耕作土を除去したところ、第40次発掘調査で検出したS L 401水路跡とS L 402河道跡がのびていることが観察できた。12月6日平板測量、土層図を作成し、11日調査を終了した。

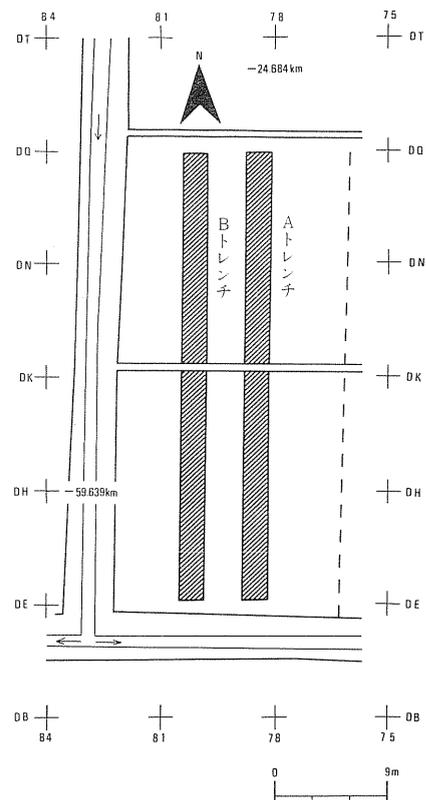
### 第2節 発見遺構 (第47～49図)

**S L 478 河道跡** 調査区の北東隅から南西方向へ斜めに通過している河道跡である。河道の東西肩は地山（青灰色粘質土）である。河幅は約5.5～8.0m、肩から河底まで48～55cmであった。河道は北東から南東方向へ走っていることがわかった。

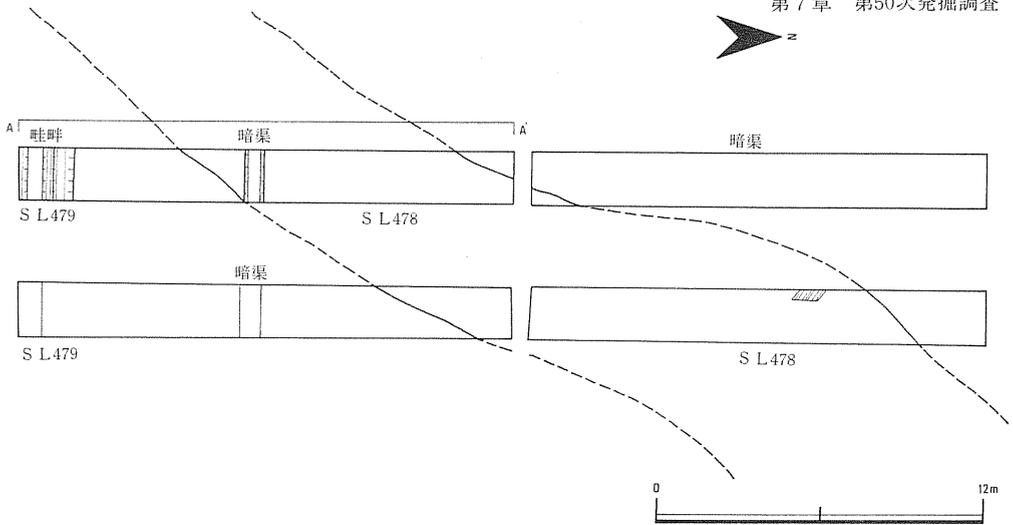
**S L 479 水路跡** A・Bトレンチの南端にあり、東西に走る水路跡である。水路の北肩は地山（青



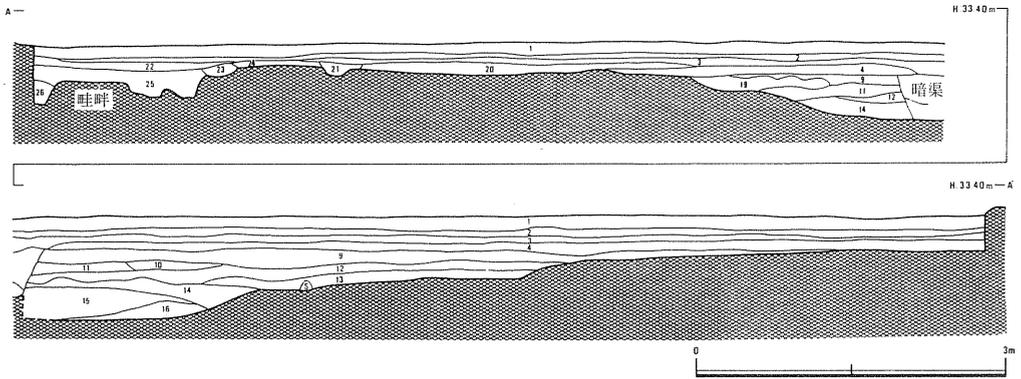
第46図 第50次発掘調査地形図



第47図 第50次発掘調査実測図



第48図 第50次発掘調査遺構配置図



第49図 Bトレンチ西壁土層図

灰色粘質土)である。S L 479とは北側から水路(65cm)、畦畔(70cm)、水田の痕跡であろう。

### 第3節 出土遺物

S L 479 水路内から、近代の陶器 2 片が出土したのみである。

### 第4節 小 結

1. S L 478 河道跡は、長森・真山間から南流する 1 本の河道で、第40次発掘調査で検出した S L 401 河道跡と連続するものであろう。

2. S L 479 水路跡は近代の陶器片がみられたことから、高梨村耕地整理事業以前の痕跡を見出すことができるのでなかろうか。

## 第 8 章 第51次発掘調査

### 第 1 節 調査経過 (第50図)

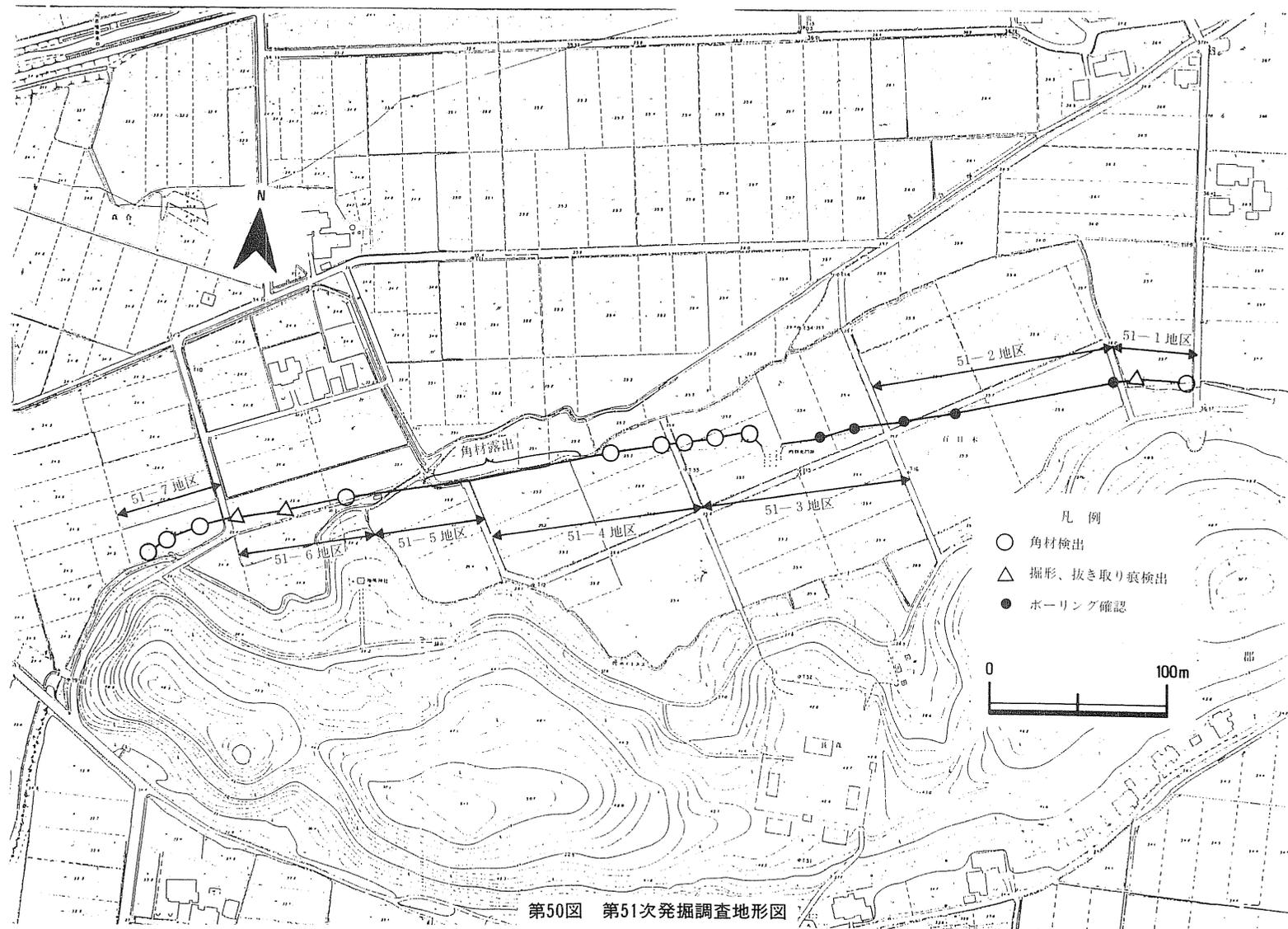
第51次発掘調査は、仙北町弘田字森合22の1～2・26の1・39・40と仙北町弘田字百目木5の1～2・16・17・18の1～2・19の1～2・30の1～2・70の1～2・71の1～2のうち約110㎡を対象とした。当地域は内郭北門より直線にして東へ約230mで第9次発掘調査区の西側までと、同北門から角材列西端まで約360m、延長約590mである。本調査は、推定内郭線角材列の位置と角材列重複の実態の把握を目的として実施した。発掘調査区は広範囲であるため便宜上東側より51-1～51-7の7地区(以下51を略す、第45図参照)に分けて呼称した。なお、2地区から内郭北門東側の3地区までは今回土地所有者の発掘承諾を得られなかったため、ボーリング探査による確認調査のみとなった。また調査は7地区から開始した。本調査を開始するにあたり、土地所有者各位と話し合った結果、掘り下げの深さは耕作土の除去だけとし、角材頂点の確認と7地区におけるわずかな地点の精査にとどまった。

7地区へ器材を搬入後T9から基準点を移動し、基準杭の埋設を行った。ボーリング棒によって角材列位置の検討をつけ、A・B・Cトレンチの3本を設定した。Aでは角材列が検出できず、B・Cでは暗渠と重複していた。このためA・B間にDトレンチを設け、さらに拡張することにした。この結果、SA466とSA467の掘形を検出したが西端はSL468に切られていた。SA466とSA467の西端はほぼ同一地点とみなすことができたが、延長線上は水路のなかに含まれてしまった。SA466とSA467に、b・c・dのサブトレンチを入れ土層観察したところ、角材痕跡が2本ずつ入っていた事実は貴重な発見であった。

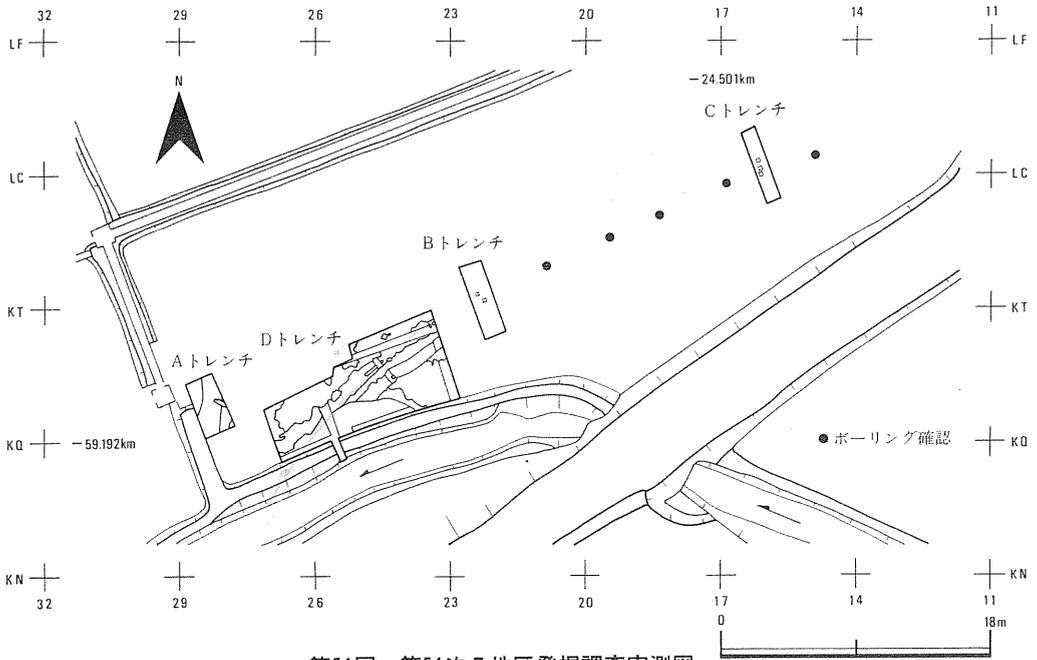
11月8日から、1・3～6地区間の基準点の移動と基準杭の埋設を行った。前述したような事情から2・3地区間はボーリング棒による探査を行った。17日内郭北門跡の北西隅柱からのびる角材列を追跡したが、暗渠などによって切られていることと深く掘れないことなどが重なって充分につかみきれなかった。18日から各トレンチの土層図作成・写真撮影を始めた。29日から平板測量を開始し、12月8日には実測作業を終えた。12月9日器材を搬出し、本調査を終了した。

### 第 2 節 発見遺構 (第51～54図、図版35～38)

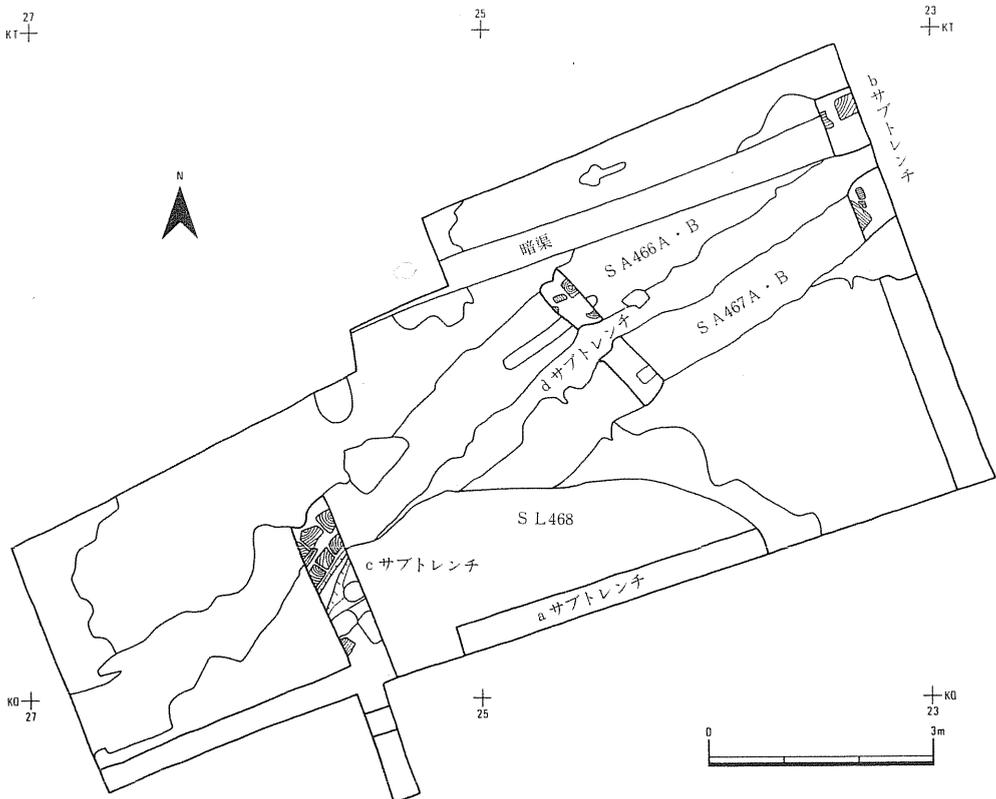
本調査では1～7地区間に16カ所のトレンチを設定し、13カ所で角材、角材の掘形、抜き取



第50図 第51次発掘調査地形図



第51図 第51次7地区発掘調査実測図



第52図 7地区D実測図

り痕跡を検出し、記録することができた。1～6地区間は発掘範囲も狭く、深さも15～30cmしか掘ることができず、調査内容も確認程度にとどまらざるを得なかった。7地区では一部拡張できたので、平面での精査を行うことができた。

1 1地区 東からA・Bトレンチとした。Aでは直立する角材1本と、Bでは掘形の一部を認めたが、壊されていた。

2 2地区 ボーリング棒による確認調査を行った。

3 3地区 内郭北門から東側はボーリング棒による確認調査を行い、西側には3本のトレンチを入れた。東側からA・B・Cトレンチとした。Aでは角材一列とその掘形を検出した。これは第2次発掘調査のSA02に連なるものである。Bでは角材一列を確認し、ボーリング棒ではもう一列ありそうである。Cでは角材一列を確認した。

4 4地区 東からA・Bトレンチとした。A・Bともに2～3列の角材列と掘形を検出したが切り合い関係は不明である。

5 5地区 4から5地区にかけて用水跡が走り、角材が密接して露出している。

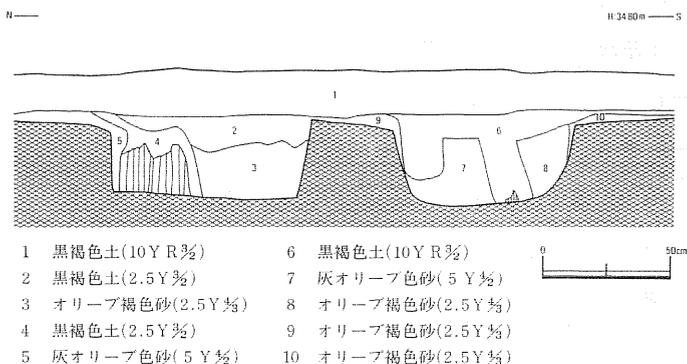
6 6地区 東からA・B・Cトレンチとした。Aでは角材一列、Bでは角材に伴う横木、Cでは角材二列を確認した。いずれも遺構の切り合い関係をつかむことはできなかった。

7 7地区 当初西からA・B・Cトレンチを設定した。Aでは南北に走るSX465溝があり、地山を削った底面から

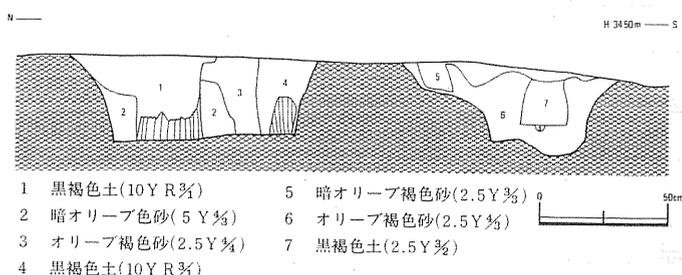
土師器杯が出土した。B・Cでは角材3列が重複、さらに暗渠によって切られていたため、切り合い関係をつかめなかった。このため、A・B間にDトレンチを追加した。DではSA466とSA467の2本の溝が平行して走り、内郭線角材列の西端と思われたので、全面拡張し、平面調査となった。

#### SA 466 A・B角材列

SA 466 掘形は上面幅0.8～1.0m、底面幅70～80cmである。SA 466 掘形のなかに



第53図 7地区D・bサブトレンチ東壁土層図



第54図 7地区D・dサブトレンチ東壁土層図

A・B 2列の角材をみとめた。充分な精査ではないが、A列とB列のそれぞれの角材間隔はほぼ密接といえるが、A・B列間の間隔が比較的大きいように思えた。A・B列間隔はCサブトレンチでは約10cm、dサブトレンチでは約25cmである。S A 466 A・B角材列は西端でS L 468に切られていた。

**S A 467 角材列** S A 467 の掘形は上面幅60~95cm、底面幅50~70cmである。S A 467 掘形のなかにA・B 2列の角材をみとめた。角材の抜き穴痕跡の観察から、A列とB列のそれぞれの角材間隔はほぼ密接といえるが、A・B列間の間隔が大きいように思う。A・B列間隔はbサブトレンチでは約15cm、dサブトレンチでは25cmである。S A 467 A・B角材列は西端でS L 468に切られていた。

**S L 468 河道跡** S L 468 はS A 466・S A 467 を切っている河道跡である。この地点は現況水路の屈折する場所であり、現在でも大雨の際には水田を削っている。

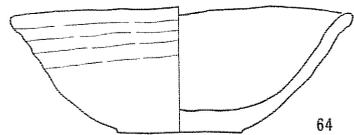
### 第3節 出土遺物 (第55図、図版35~38)

本調査の出土遺物は、土師器が24片・須恵器11片・縄文土器3片の総計38片であり、復原実測できたのは図示した2点である。64は7地区Aトレンチの第4層上面より出土したもので、65は3地区Aトレンチ北東隅の第2層中より出土したものである。

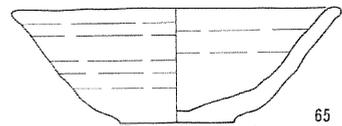
**土師器** 64は杯の完形品である。底面切り離しは、右回転糸切り無調整。胎土は砂粒・白色粒子を含むが緻密、色調は内外面ともににぶい橙色、焼成は良好である。65は杯で半分近く現存する。底面切り離しは右回転糸切り無調整である。胎土は緻密、色調は内外面ともににぶい褐色、焼成は良好である。

### 第4節 小 結

本調査の過程では、推定内郭線角材列の位置と角材列の重複がどのようになっているのかなどに重点を置いた。しかしながら、土地所有者の発掘調査承諾が得られず、ボーリング探査だけの地区や水田下の暗渠施設を壊さないこと深掘りを禁止したなどの制約から、充分な調査内容とはならなかったが、一応本調査の目的を達成したと思う。昭和5年、「内柵」を調査した上田三平の記録を記しておく。『外柵の角材が一行であるに比して極めて複雑



64



65



64 51-7 A

65 51-3 A

第55図 出土土器

に大抵四列になって居る。(三列と見做さるる処もあるが) 四列は略接近して居るが二列づつ一組となって居たらしく二列と二列の間は大抵一尺以上の間隔はある。(中略) 内側の二列先ず建立され、或る時間を経て更に外側に沿えて前の柵と略等しき位置に建設したものである。』

上田報告と本調査結果とを比較してみたい。7地区の平面および土層観察では内郭線が2時期(SA466とSA467)であり、それぞれ2本づつ併立していたことを決定した。第9次発掘調査において、内郭線角材列の東端を調査した時点で、今次調査結果と同様な見解を予想していたので、これらを裏づけたことになる。SA466溝とSA467溝の間隔は掘形の肩で25~60cmである。場所によってはSA466溝とSA467溝とが重複するところもある。おそらくSA466が存在していた時期、あるいは角材が朽ちてしまった場所にSA467を建てたものであろう。上田報告も同様な結論となっているが、異なる点は、北側二列が古く、南側二列の時期が新しいということであり、第2次・第9次発掘調査結果からも推察できることである。

もう一つ検討しなければならないことがある。上田報告でも指摘していることであるが、内郭北門と角材列は単列(一列の角材列)しか連続していないことである。第2次発掘調査において内郭北門(全2期)に接する角材は、各期一列であった。それではどの地点から二列になるのか、この課題を解決したかったのであるが、土地所有者の了解が得られず、調査範囲を拡張することができなかった。第9次発掘調査では、SA83とSF75、SA82AとSD77と接していた。このような事例と併せ考えてみると、各期二列のうち、A列(北側)の角材が建物や築地と接し、B列(南側)の角材は途中で止まってしまうようである。第9次発掘調査では、A列の角材は大きく深くしっかりと埋設されていたが、B列の角材は比較的浅い様相であった。本調査においては、この部分の精査が充分でなかったが、ほぼ同様な実態だったと思う。また7地区におけるSA466のA列とB列の間隔は10~25cm、SA467のA列とB列の間隔は15~25cmであるが、各期角材の列間は密接していると言ってもよい。以上のような内郭線角材列と外郭線角材列を比較してみる。外郭線角材列は1時期単一列であった。どうして内郭線角材は二列であったのか明解でないが、B列の角材はA列の角材より低く、A列の補強材の性格を強くもっていたのであろうか。

今回の調査では内郭線角材の西端をおさえ、その先にある水路の中と周辺分布調査をおこなったが、角材・築地土堀らしい痕跡はなかった。本年度第46次発掘調査において、角材列の西端から南約65mの地点でSD471溝・SD473溝を検出した。この2条の溝は古代の仕事のようであり、長森丘陵から直角に真西方向をさしていた。このようなことから、当地域周辺の古代を想像すれば、内郭線角材列は、現況水路の中を南に約65mほど走り、内郭西門跡に接している可能性が大きいのではないかと思う。

## 第9章 第52次発掘調査

### 第1節 調査経過 (第56図、図版39)

管理団体仙北町あてに、昭和57年3月26日付で仙北郡仙北町払田字森崎145番地後藤多市氏より車庫新築のための現状変更許可申請書が提出された。申請書は秋田県教育委員会を経由して、昭和57年4月19日付秋教文取第5号にて文化庁へ進達された。

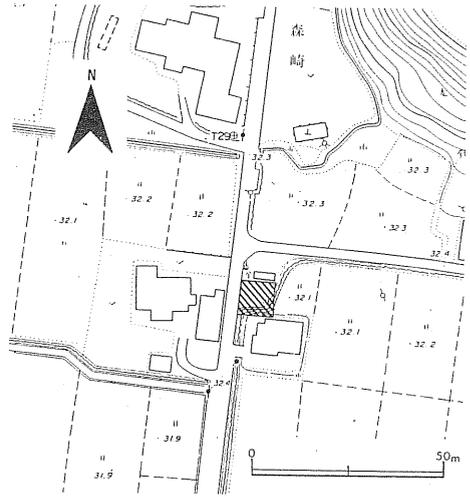
これに対し、文化庁から申請者あてに、委保第4の371号にて「申請地は地下遺構の存在が予測されるため、事前に発掘調査を行い、その結果を待って処理するのが適当である」との通知があった。

当事務所では「第52次発掘調査」として、車庫新築予定地(24㎡)内に幅1mのT字トレンチを設定して9㎡を発掘調査した。

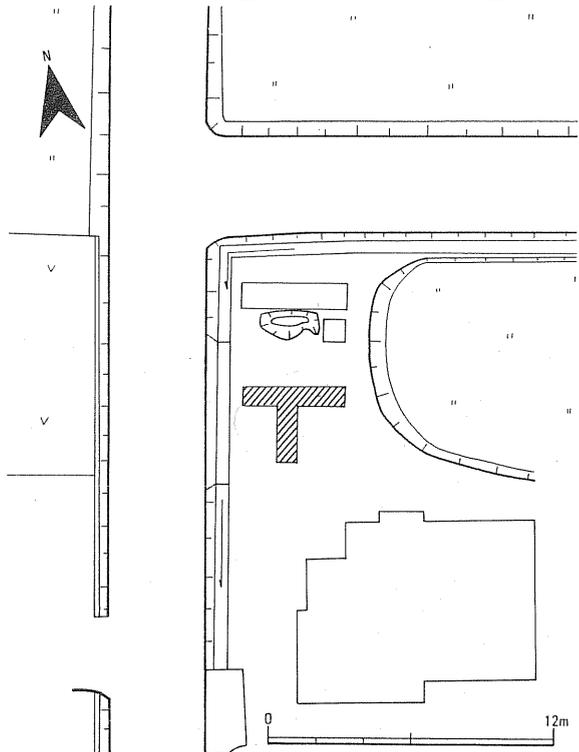
### 第2節 発見遺構

(第57・58図)

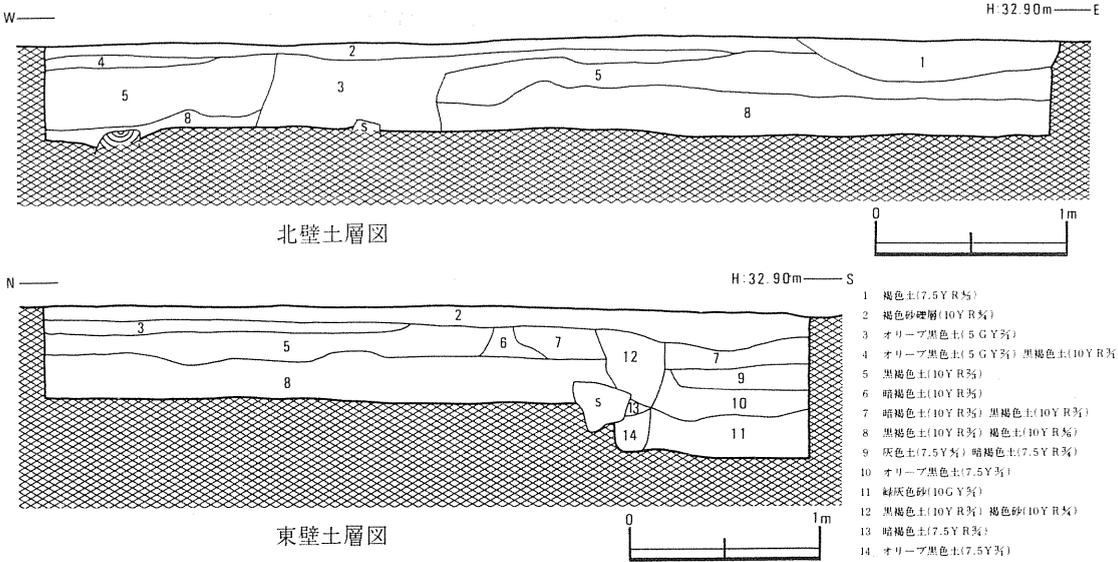
調査区全体が近代の盛土整地層で、第1層が木の根による攪乱、第2～8層までが砂礫等を多量に含む近代の盛土、第9～11層が瀬戸物片を多量に含む近代の用水路跡、第12～14層が現代の水道管理設時の掘形で、古代の遺物包含層及び古代の遺構は検出されなかった。



第56図 第52次発掘調査地形図



第57図 第52次発掘調査実測図



第58図 北壁・東壁土層図

### 第3節 出土遺物

南北に設定したトレンチ内より土師器小破片2点が出土した。

### 第4節 小 結

土層観察によれば、近代盛土整地事業が大きく分けて3回ほど行われていることが確認できる。盛土整地事業の際に作業の手が地山にまで及んでおり、古代遺物包含層及び古代遺構は検出されなかった。地山面においては近代用水路跡・杭跡などが確認されただけである。

## 第10章 調査成果の普及と関連活動

### 1 現地説明会の開催

昭和57年 8月28日

第47次発掘調査について……………船木義勝・山崎文幸

### 2 諸団体主催行事への協力活動

月 日	行事の名称	主 題	協力所員	主 催 者
5. 28	史跡見学	払田柵跡の概要	船木義勝	秋田市立城東中学校
5. 21	史跡見学	払田柵跡の概要	船木義勝	仁賀保町文化財保護協会
6. 1	研修会	払田柵跡の概要	船木義勝	秋大歴史地理ゼミナール
6. 1	研修会	払田柵跡の概要	船木義勝	横手市文化財保護協会
6. 4	現地見学	払田柵跡の概要	船木義勝	大曲市立松倉小学校
6. 8	研修会	払田柵跡の概要	船木義勝	本荘・由利校長会
6. 8	研修会	払田柵跡の概要	船木義勝	琴丘町郷土史研究会
6. 9	史跡見学	払田柵跡の概要	船木義勝	由利町立鮎川小学校PTA
6. 10	史跡見学	払田柵跡の概要	船木義勝	全県勤労青少年ホーム
6. 13	研修会	払田柵跡の概要	山崎文幸	全国歴史教育者協議会
6. 18	現地見学	払田柵跡の概要	船木義勝	千畑村立千屋小学校
6. 19	史跡見学	払田柵跡の概要	船木義勝	横手市老人クラブ
6. 25	郷土学習	払田柵跡の概要	船木義勝	仙北町立仙北南小学校
7. 9	研修会	払田柵跡の概要	船木義勝	大曲・仙北地方教育委員会連合会
7. 11	考古学講座	考古学を理解するために	山崎文幸	歴史協議会大曲仙北支部
7. 13	野外観察研修会	払田柵跡の概要	船木義勝	大曲・仙北教職員研究会
7. 21	研修会	払田柵跡の概要	船木義勝	大曲市立角間川小学校教職員
7. 24	研修会	払田柵跡の概要	山崎文幸	仙北町農近ゼミナール
7. 28	研修会	払田柵跡の概要	船木義勝	横手高校考古学クラブ
7. 31	野外観察研修会	払田柵跡の概要	船木義勝	仙北町史談会・千畑村文化財保存会
8. 4	文化財めぐり	払田柵跡の概要	船木義勝	秋田県教職員互助会

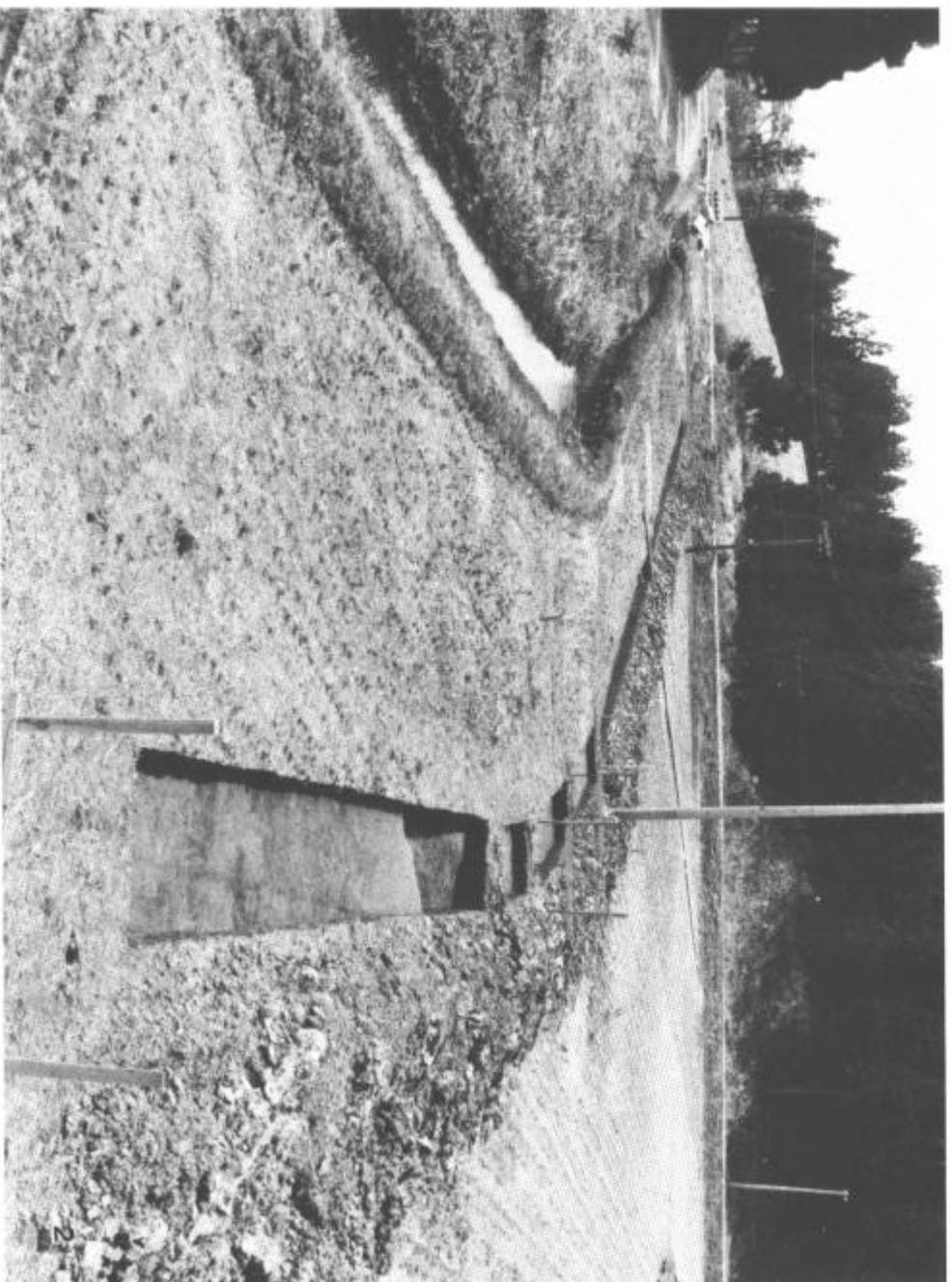
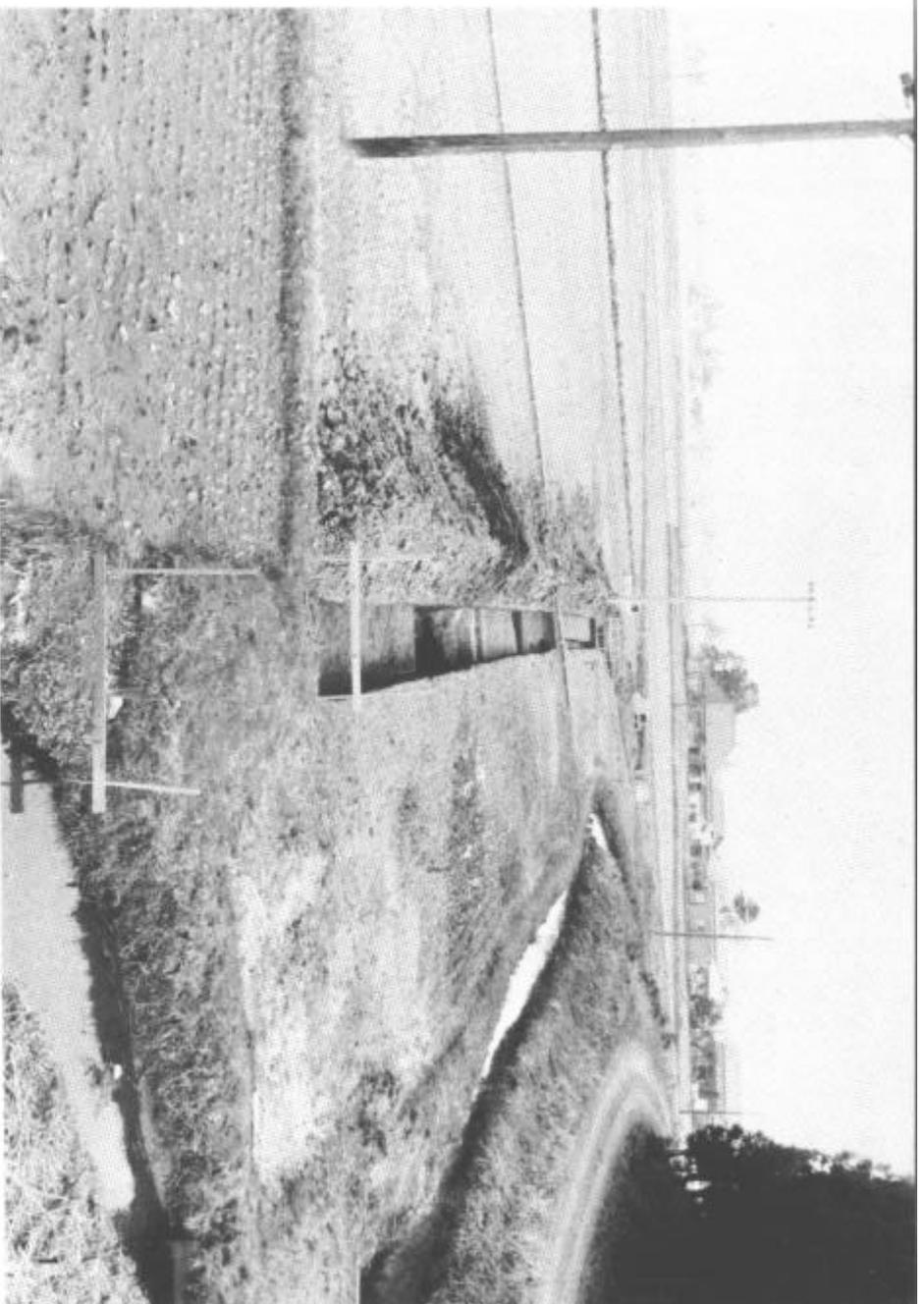
月 日	行事の名称	主 事	協力所員	主 催 者
8. 22	文学散歩	払田柵跡の概要	山崎文幸	小坂町図書館
8. 24	史跡見学	払田柵跡の概要	船木義勝	日本水道協会秋田支部
8. 26	研修会	払田柵跡の概要	山崎文幸	大曲・仙北小中教務主任研修会
9. 6	研修会	払田柵跡の概要	船木義勝	神岡町教職員
9. 9	史跡見学	払田柵跡の概要	船木義勝	岩手県湯田町史談会
9. 14	研修会	払田柵跡の概要	船木義勝	郡市生涯教育推進大会
9. 16	史跡見学	払田柵跡の概要	山崎文幸	仙北町老人クラブことぶき学級
9. 21	史跡見学	払田柵跡の概要	山崎文幸	千屋農協若妻会
9. 21	研修会	払田柵跡の概要	山崎文幸	大森町書道クラブ
9. 22	史跡見学	払田柵跡の概要	船木義勝	大曲市立大曲小学校
9. 22	研修会	払田柵跡の概要	船木義勝	大曲・仙北校長会
10. 6	研修会	払田柵跡の概要	船木義勝	土崎公民館高齢者学級
10. 7	史跡見学	払田柵跡の概要	船木義勝	六郷小学校6年生
10. 7	研修会	払田柵跡の概要	船木義勝	千畑村小中教職員
10. 8	研修会	払田柵跡の概要	船木義勝	仙北町みずほ学園
10. 13	中学生を持つ母親学級研修会	払田柵跡の概要	船木義勝	秋田市東部公民館
10. 15	研修会	払田柵跡の概要	船木義勝	県内市町村教育委員会事務職員会
10. 17	研修会	払田柵跡の概要	山崎文幸	秋田仙北ライオンズクラブ
10. 21	研修会	払田柵跡の概要	船木義勝	本荘市子吉公民館
11. 28	考古学セミナー	古代Ⅰー払田柵	船木義勝	秋田県生涯教育センター

### 3 顧問会議の開催

第16回 顧問会議 昭和57年7月27日

第17回 顧問会議 昭和58年3月9日





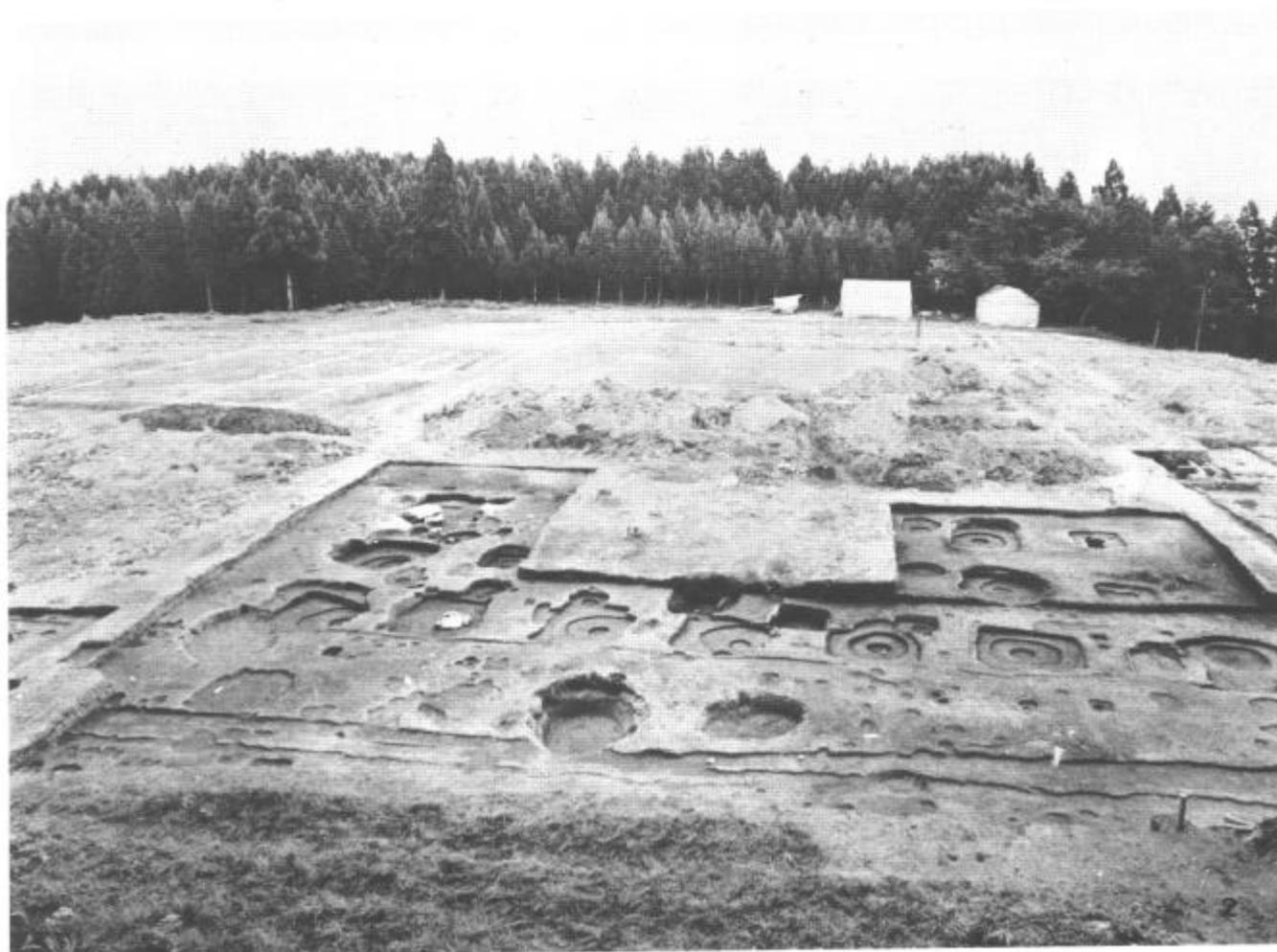
図版 1 第46次発掘調査  
1 調査区全景〔南▶北〕 2 調査区全景〔北▶南〕



図版2 第46次発掘調査

1 S D473溝跡〔南西▶北東〕

2 古建築遺材〔南▶北〕



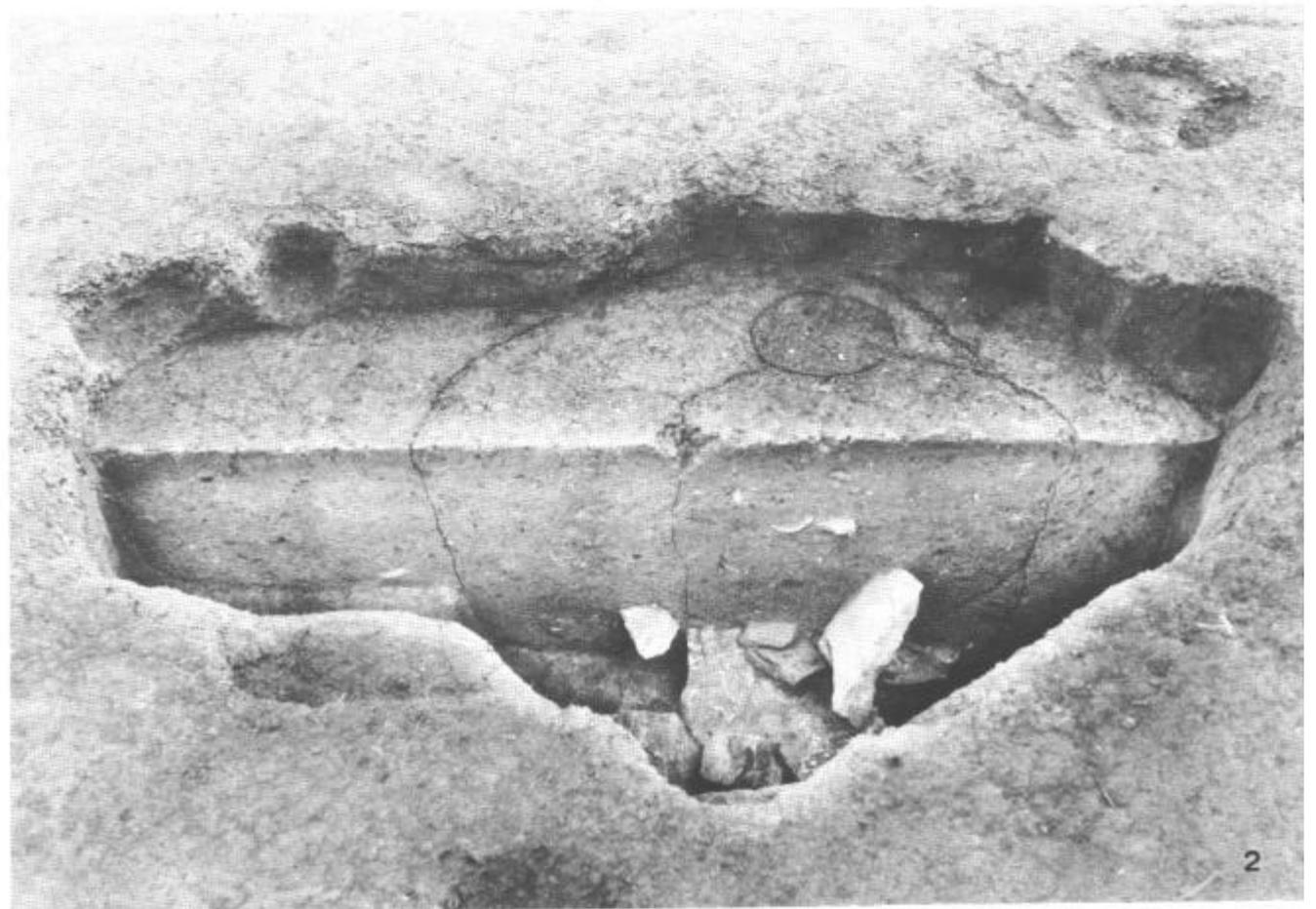
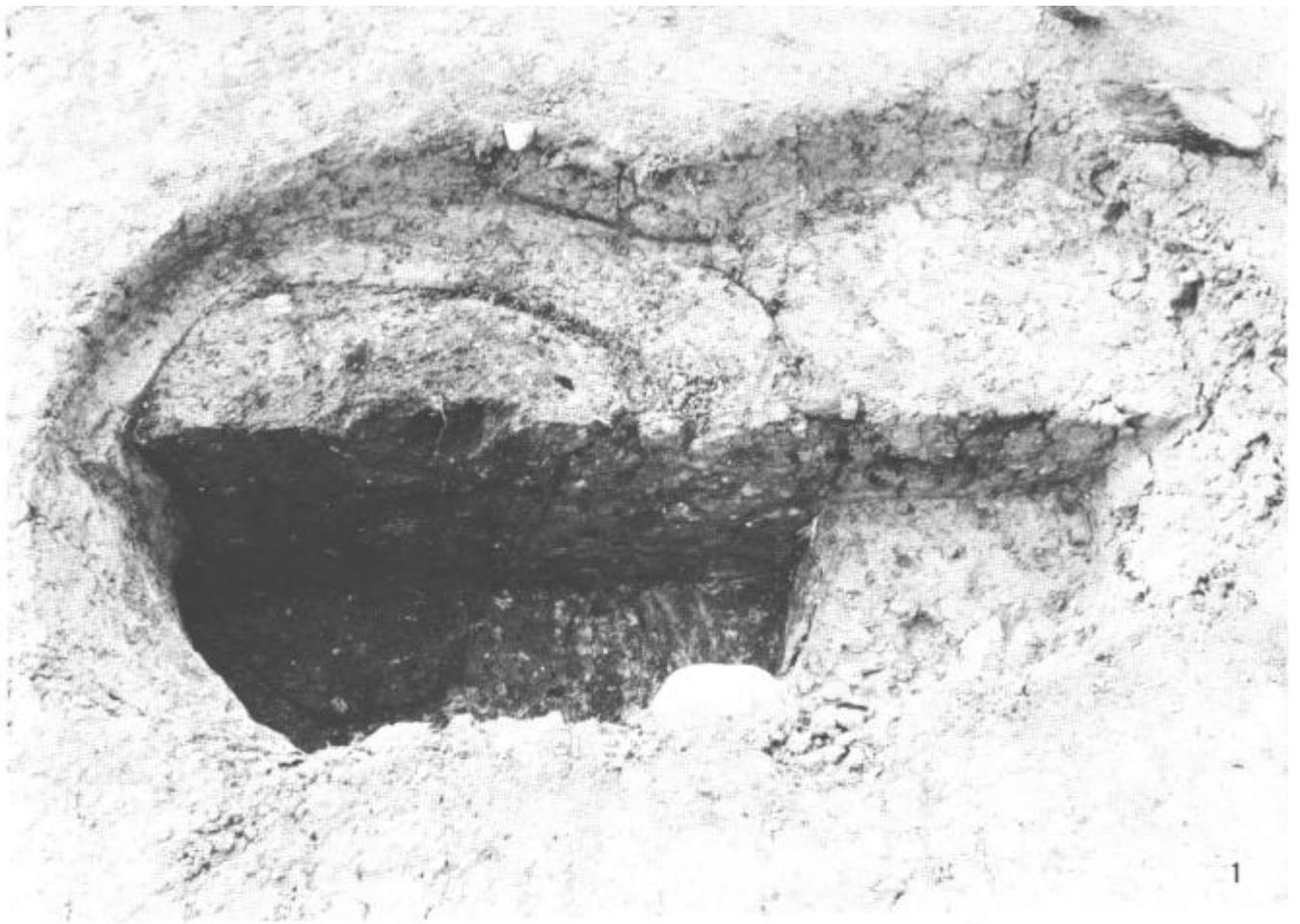
図版3 第47次発掘調査

1 調査区全景〔南▶北〕

2 調査区全景〔西▶東〕



図版4 第47次発掘調査  
1 前殿跡〔北▶南〕 2 前殿跡〔東▶西〕



図版5 第47次発掘調査

1 SB541 - 10柱〔東▶西〕

2 SB540 - 7柱・SB541 - 15柱・SB542 - 13柱〔西▶東〕



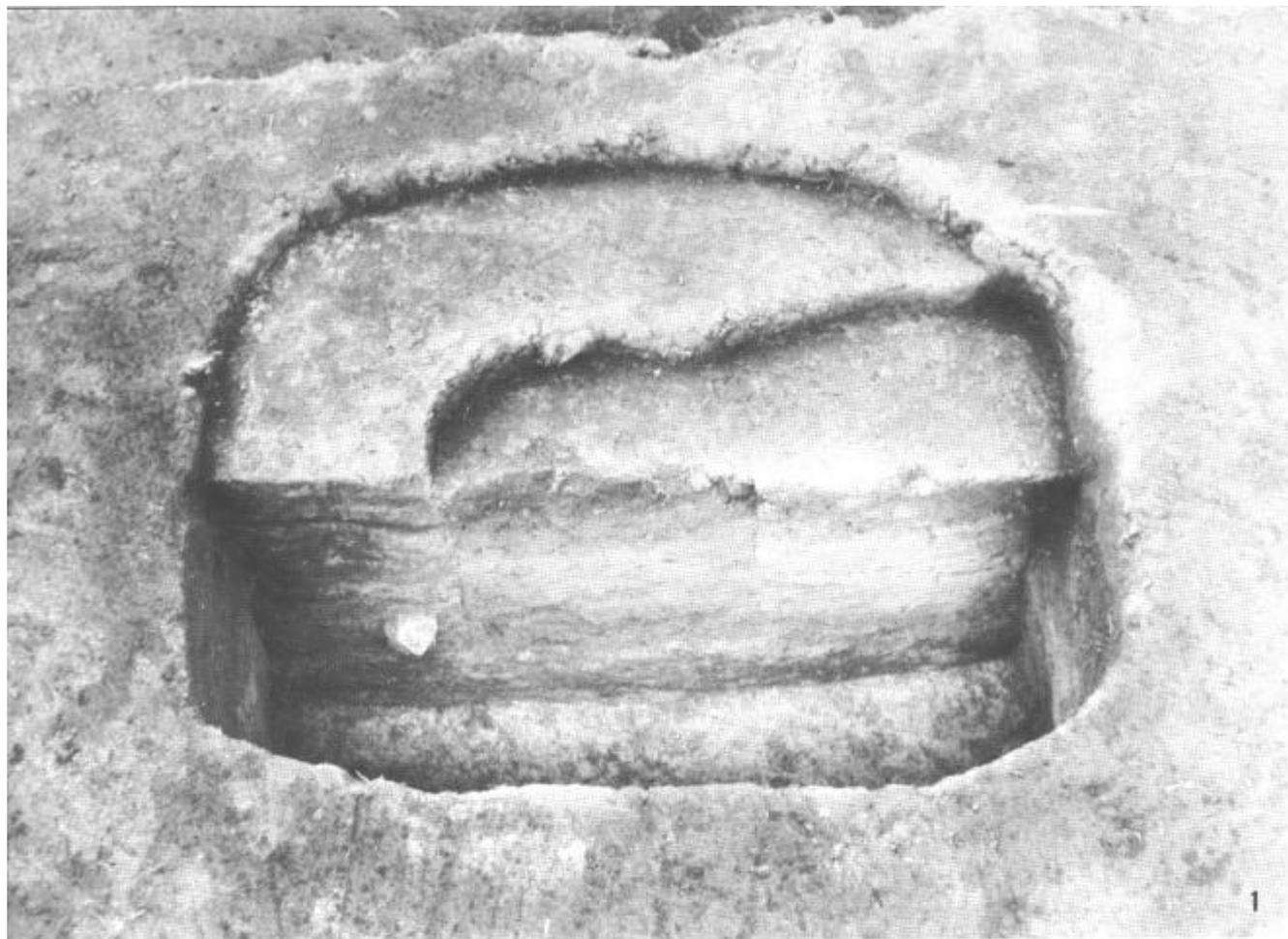
図版6 第47次発掘調査  
1 西脇殿跡〔南▶北〕 2 西脇殿跡〔北▶南〕



図版 7 第47次発掘調査

1 西脇殿跡南側柱〔東▶西〕

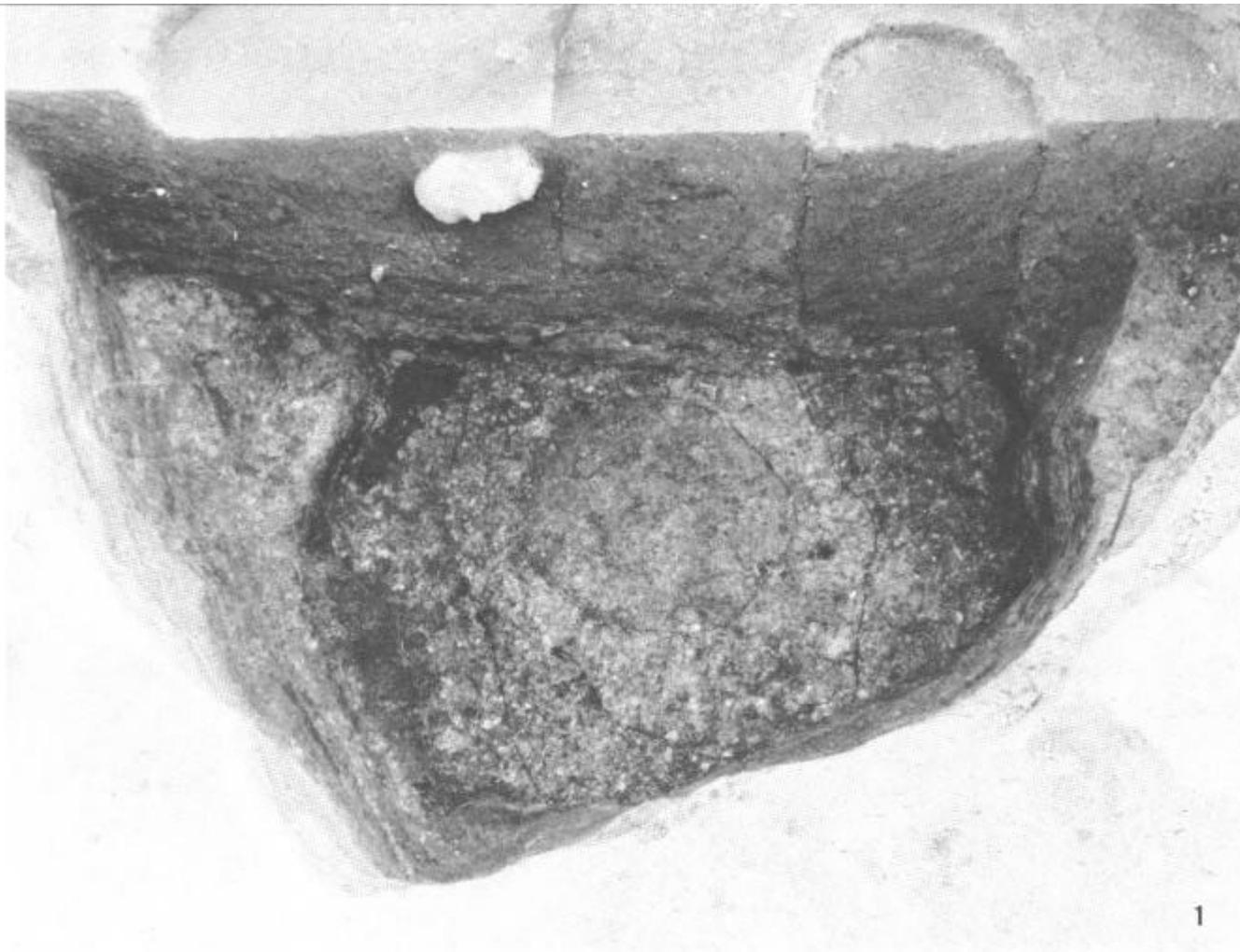
2 西脇殿跡北側柱〔東▶西〕



図版8 第47次発掘調査

1 SB499 - 20柱 [東▶西]

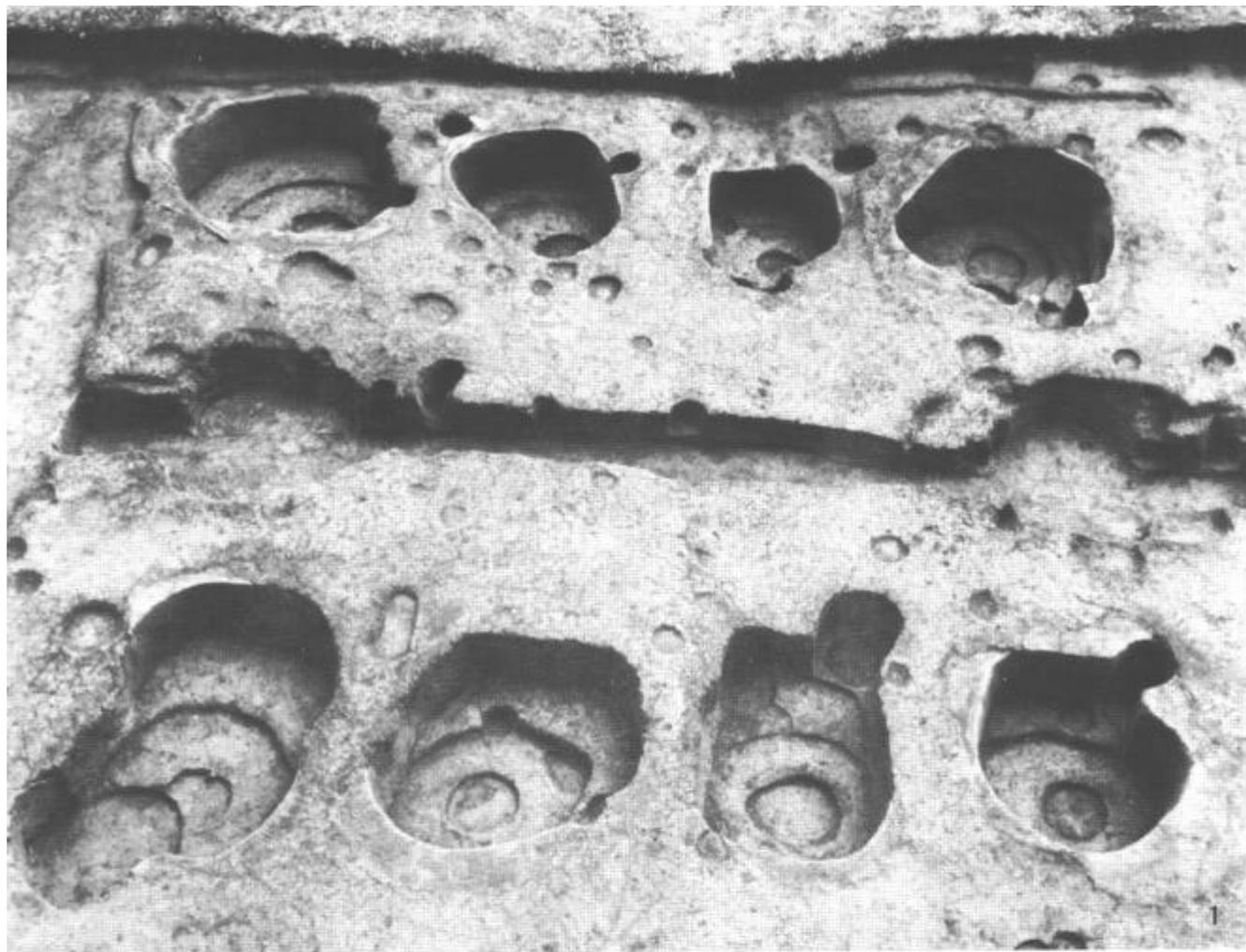
2 SB499 - 21柱 [南▶北]



図版9 第47次発掘調査

1 SB500 - 3柱〔西▶東〕

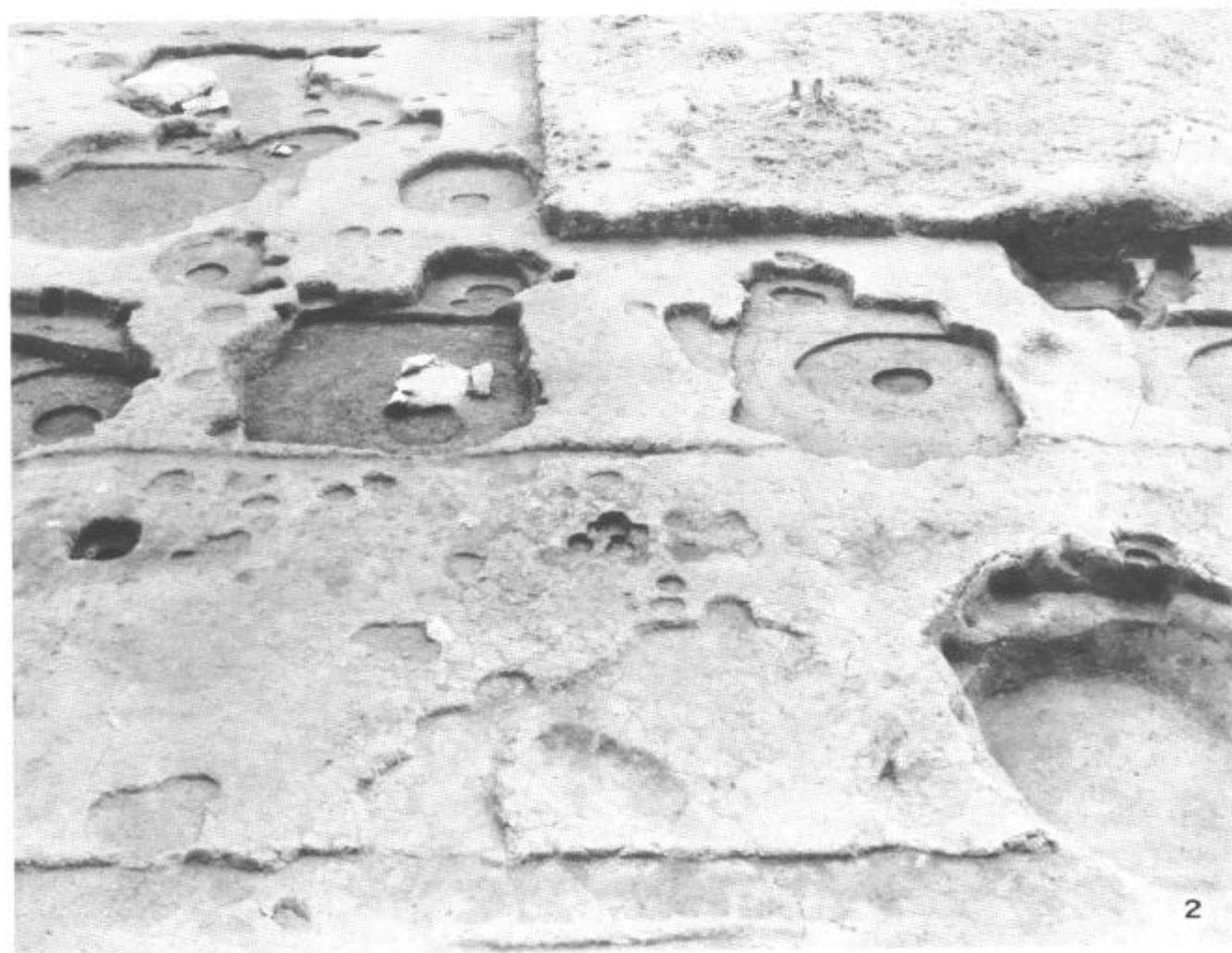
2 SB500 - 3柱〔西▶東〕



図版10 第47次発掘調査

1 政庁西門跡〔西▶東〕

2 SB530 - 10柱〔南▶北〕



図版11 第47次発掘調査

1 SA498柱列〔西▶東〕

2 SA543柱列〔西▶東〕



図版12 第47次発掘調査

1 調査区全景〔南▶北〕

2 SD481・SX495とピット群〔西▶東〕



図版13 第47次発掘調査

1 SD144溝・SD244溝〔東▶西〕

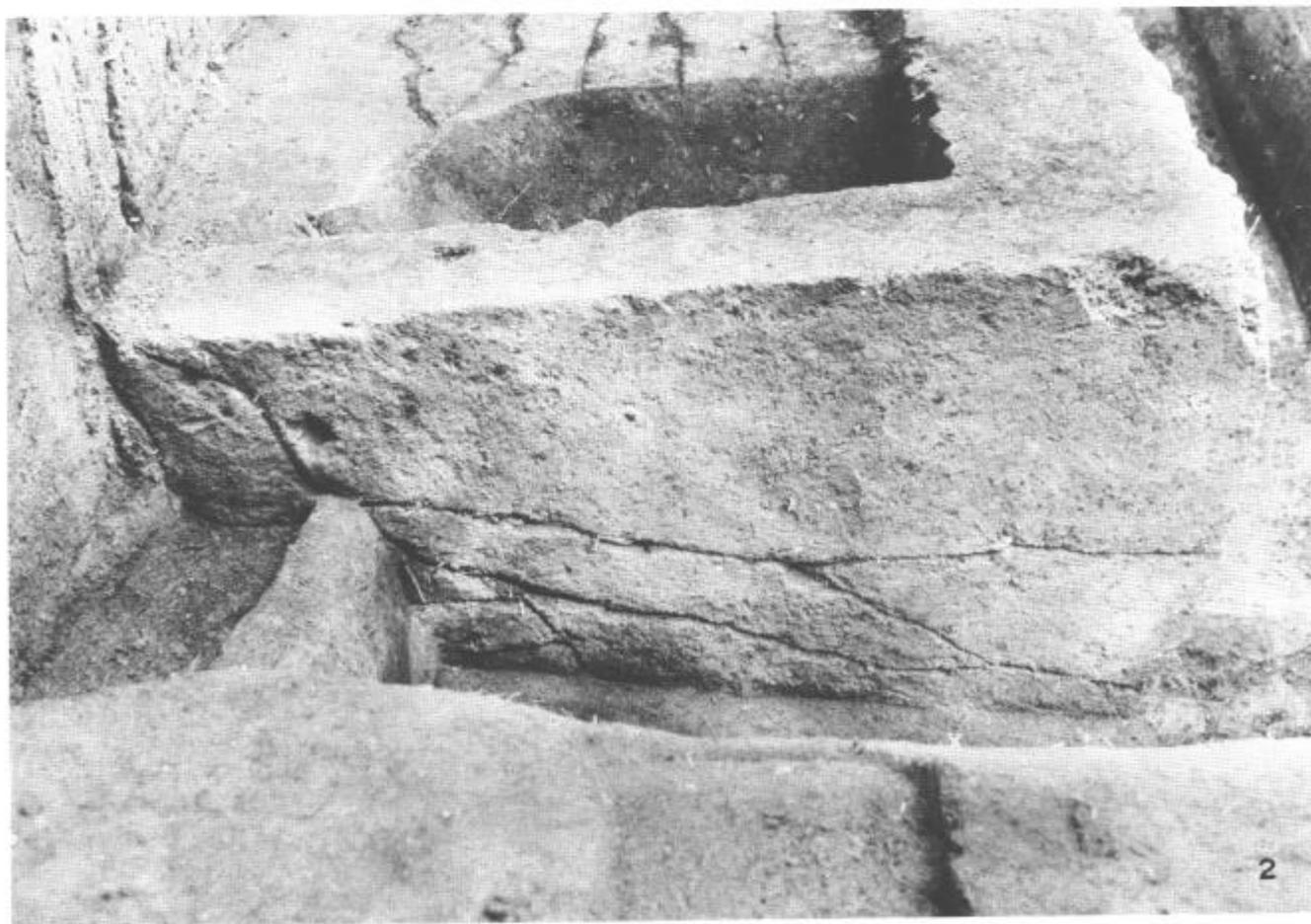
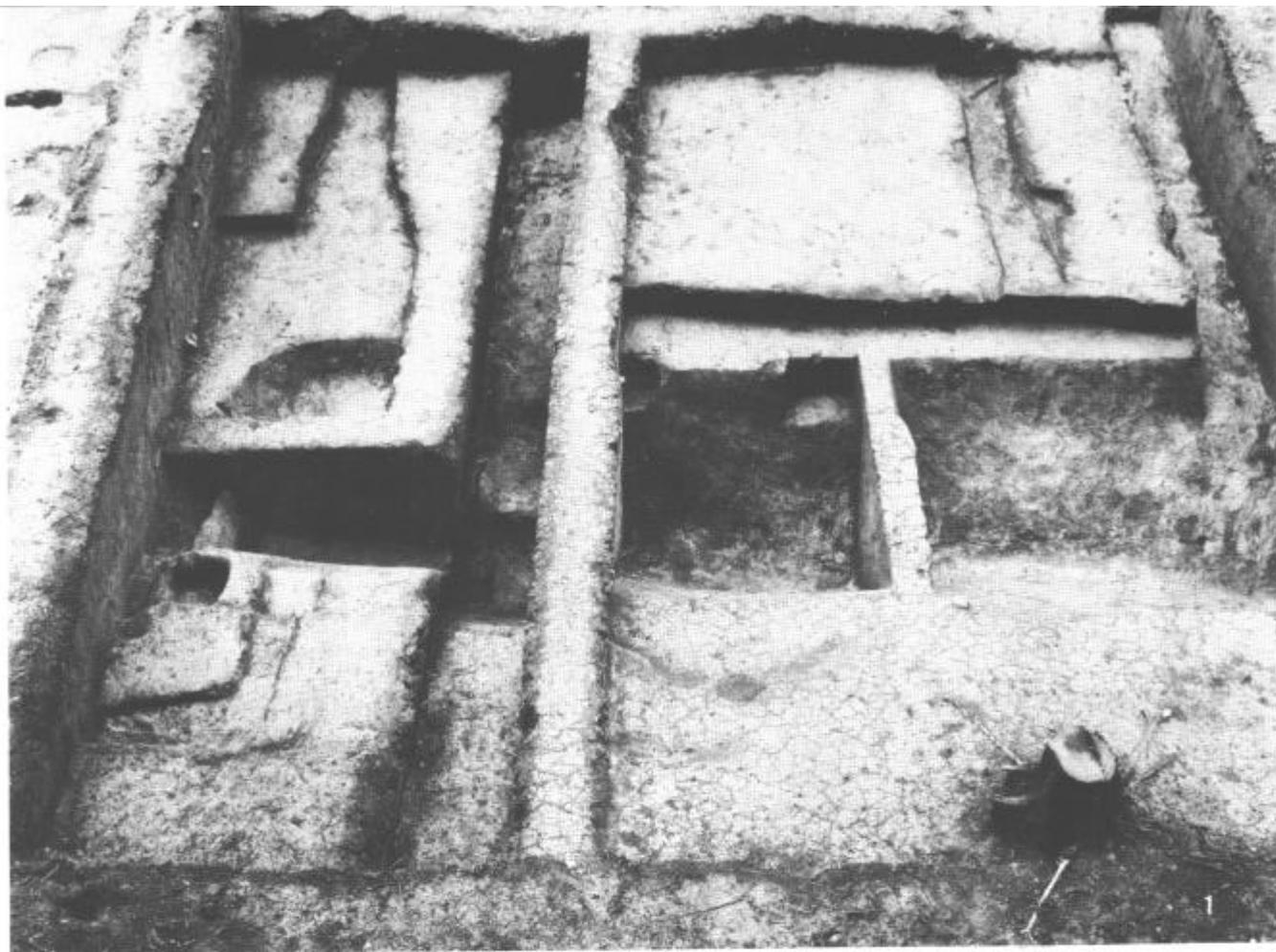
2 SD144溝・SD244溝〔西▶東〕



図版14

第47次発掘調査

- 1 SD144溝・SK489土壇・SK518土壇〔東▶西〕
- 2 SD144溝〔東▶西〕



図版15 第47次発掘調査

1 S X 529 (西▶東)

2 S D 144溝・S X 529 (西▶東)



図版16 第47次発掘調査

1 SD144溝・SD481A溝・SD481B溝・SD481C溝〔南▶北〕

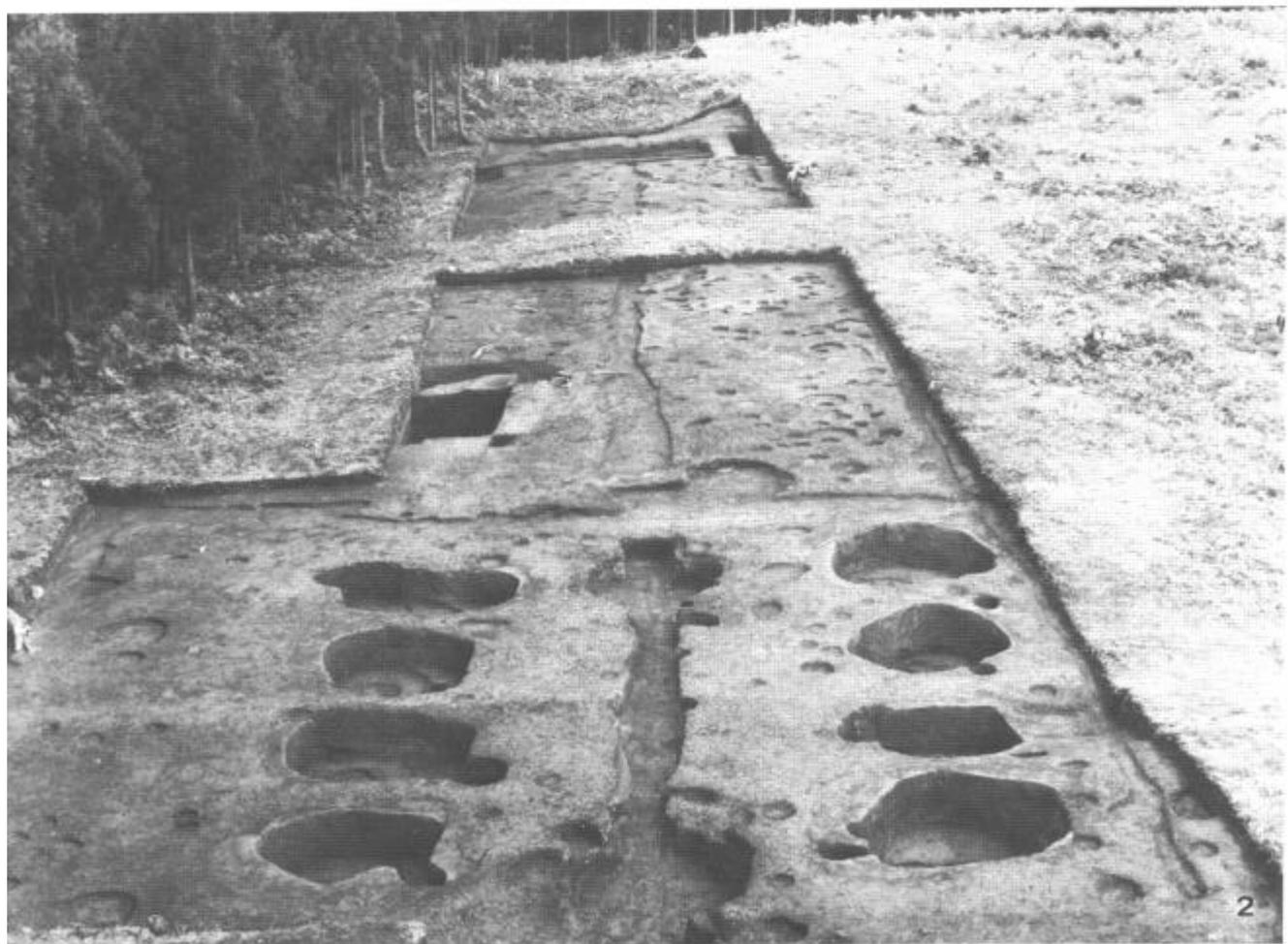
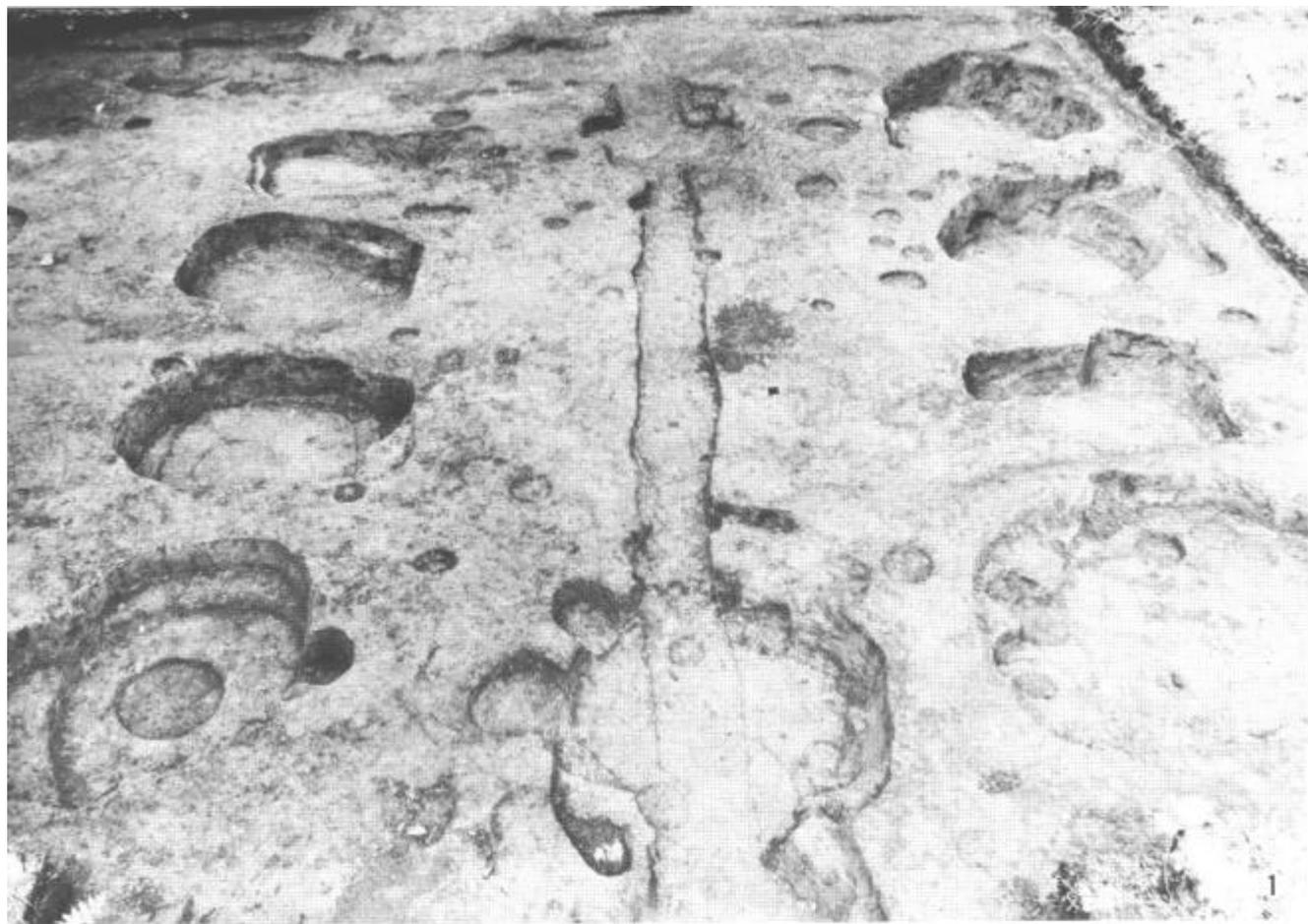
2 SD144溝・SD481A溝・SD481B溝・SD481C溝〔東▶西〕

図版17

第47次発掘調査

- 1 SB530建物・SD481溝・  
SD482溝 [北▶南]
- 2 SD125溝・SD481溝  
[西▶東]





図版18 第47次発掘調査

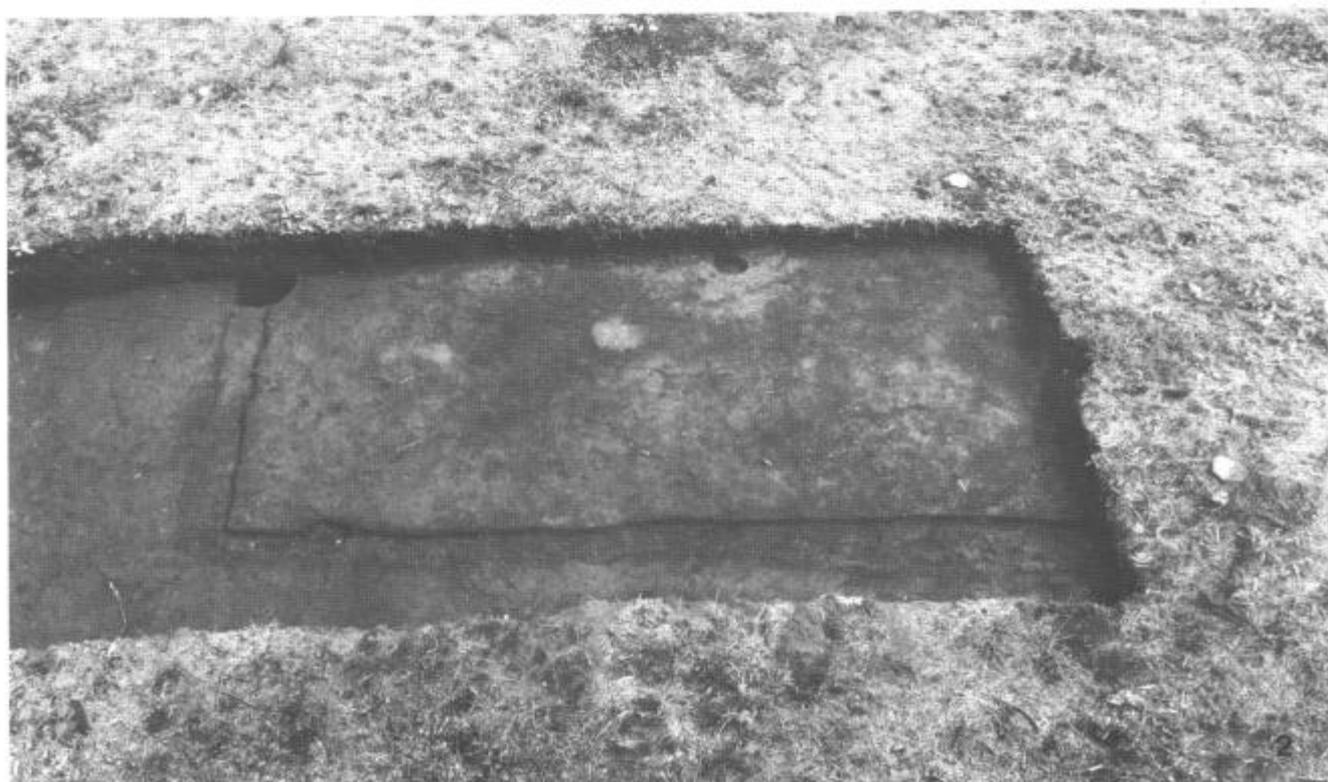
1 SB530建物・SD481溝〔南▶北〕

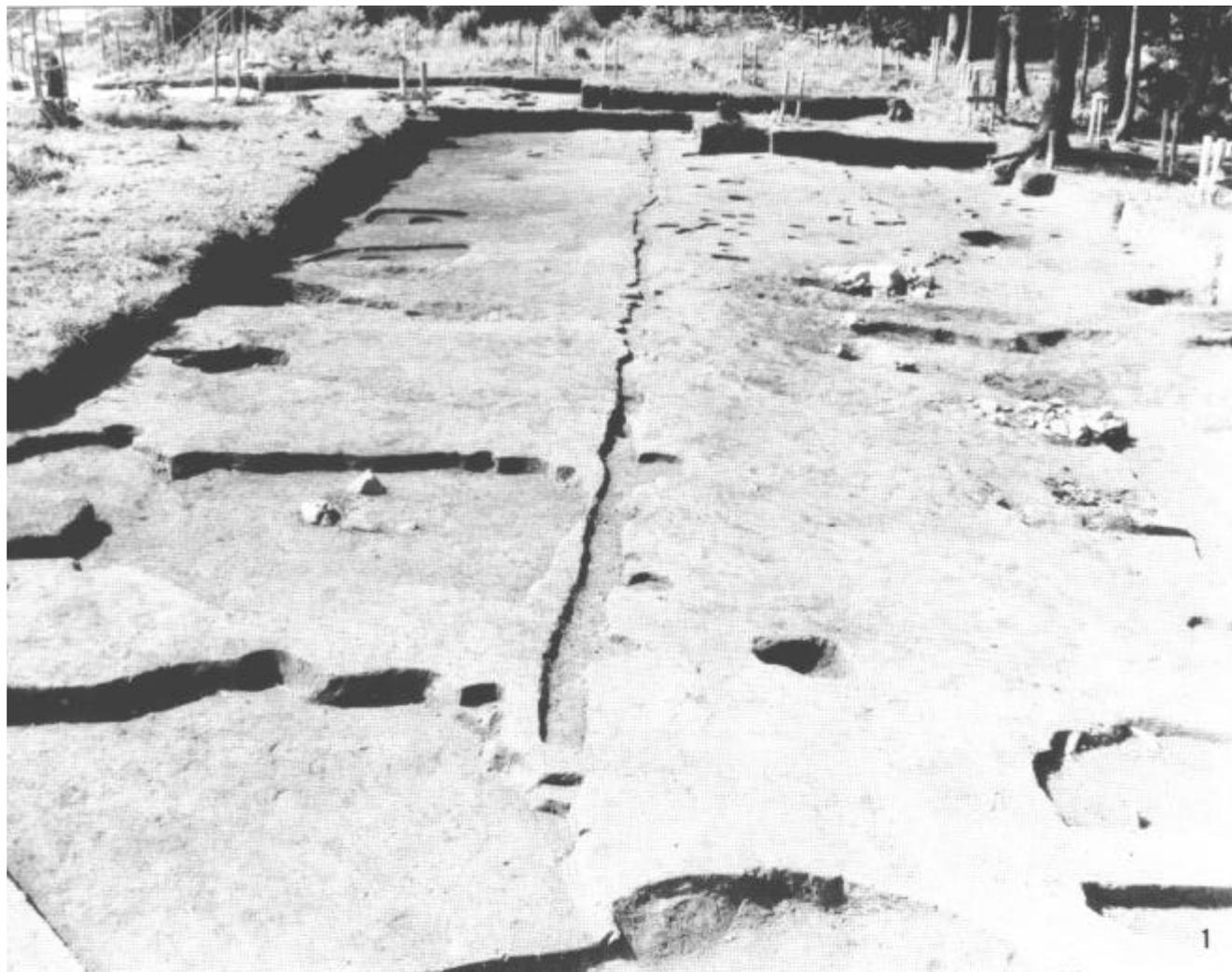
2 SB530建物・SD481溝〔南▶北〕

図版19

第47次発掘調査

- 1 SD481溝・SX524  
〔南▶北〕
- 2 SD481溝・SD187溝  
〔西▶東〕





図版20

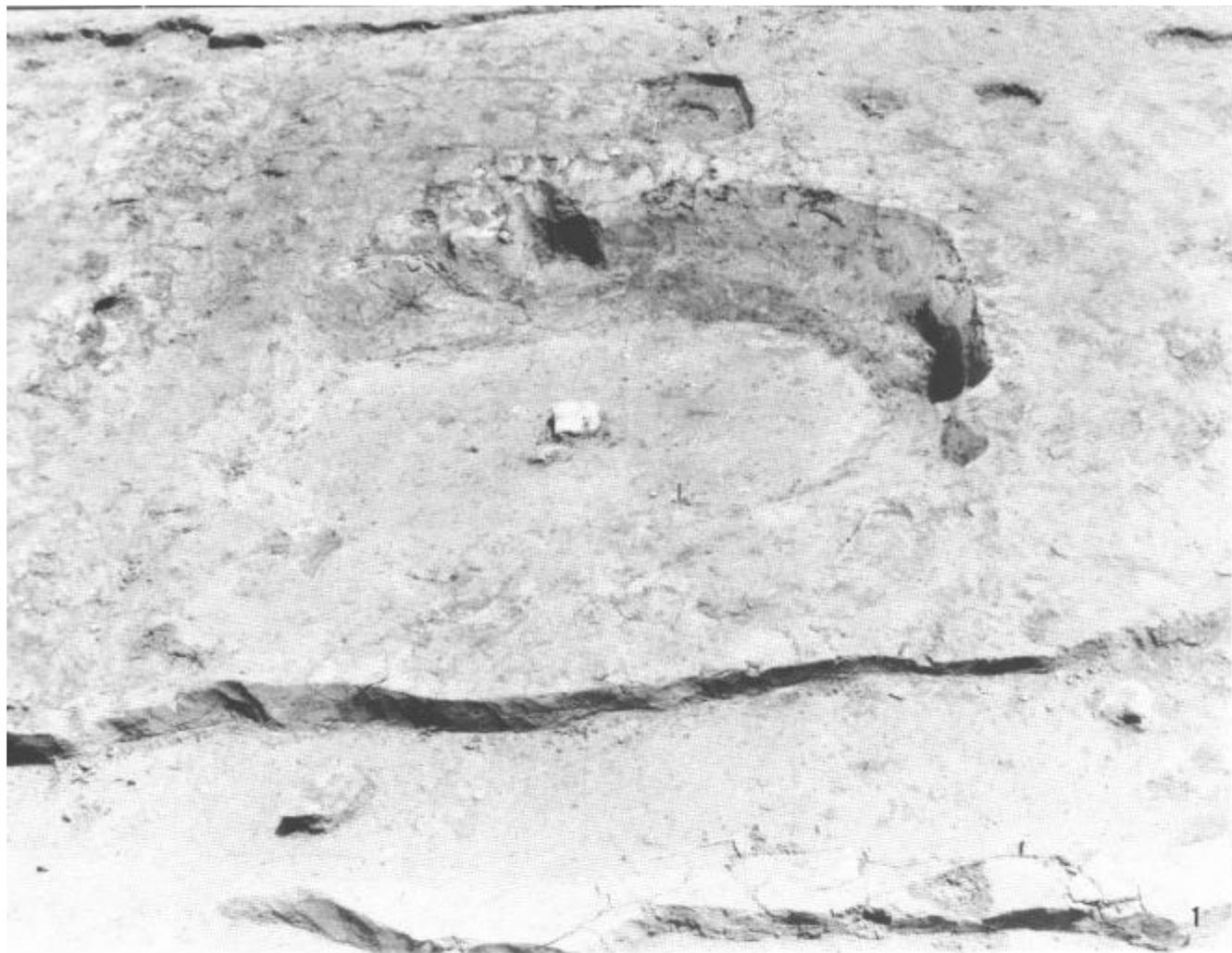
第47次発掘調査

- 1 SD483溝 (北▶南)
- 2 SD483溝 (南▶北)



図版21 第47次発掘調査

1 SK511・SK512土壇〔北▶南〕 2 SK489土壇〔西▶東〕



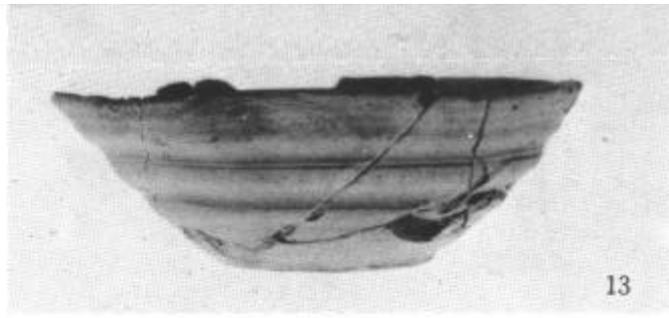
図版22 第47次発掘調査

1 SK514土壌〔西▶東〕

2 SX528〔東▶西〕



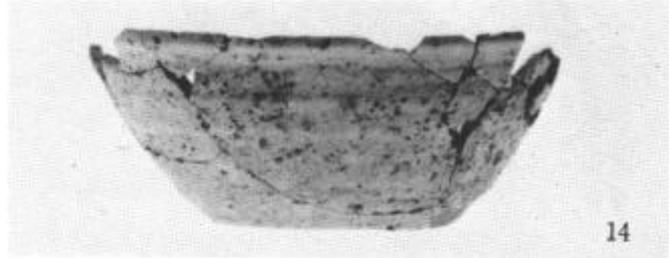
4



13



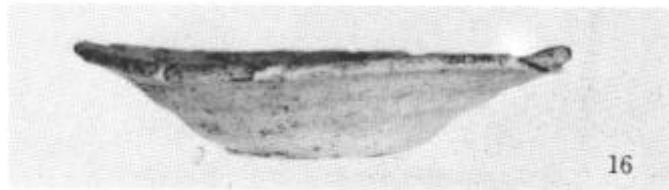
5



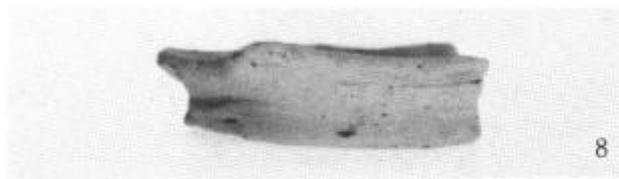
14



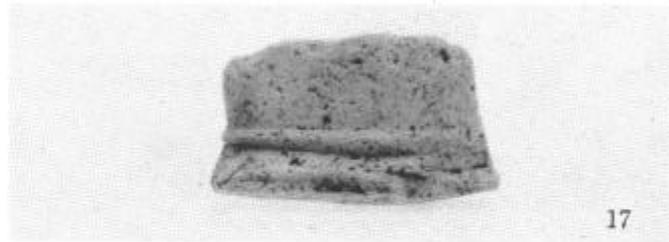
6



16



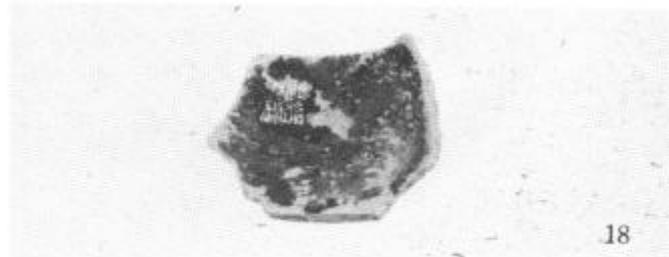
8



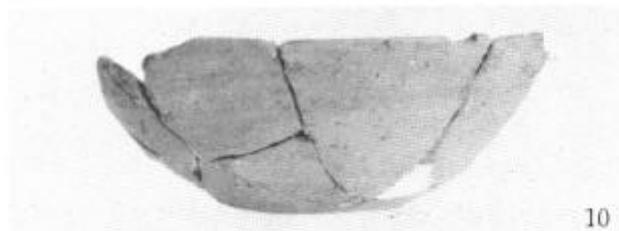
17



9



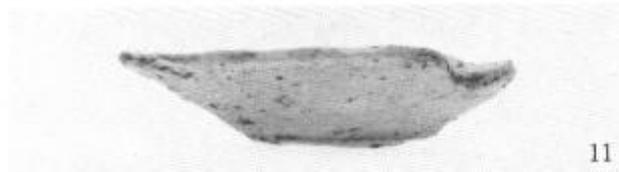
18



10



19

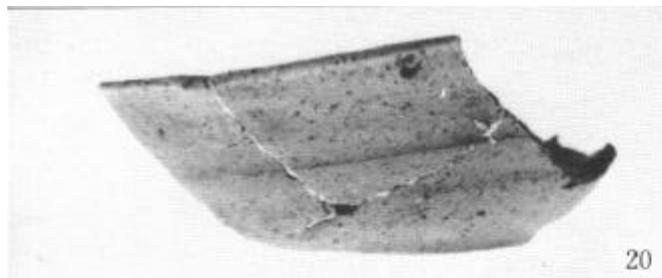


11

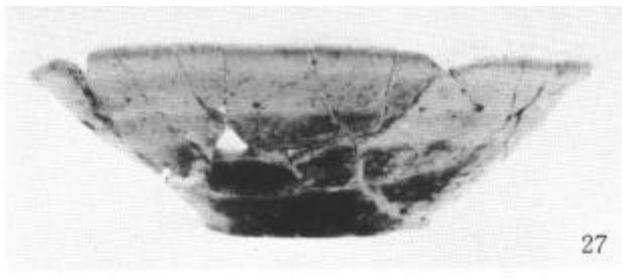


12

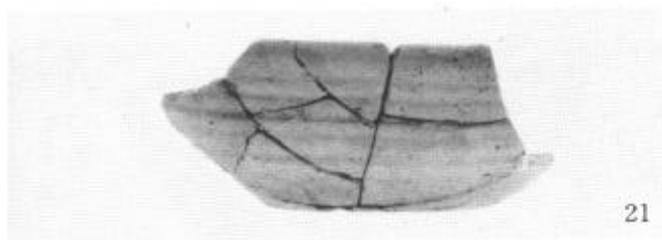
図版23 第47次発掘調査出土遺物1



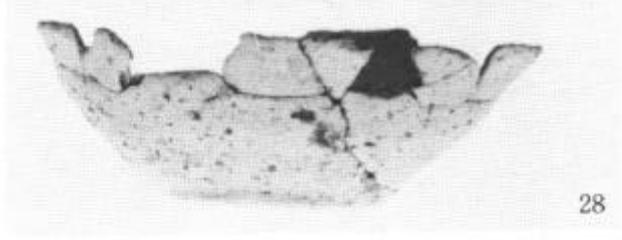
20



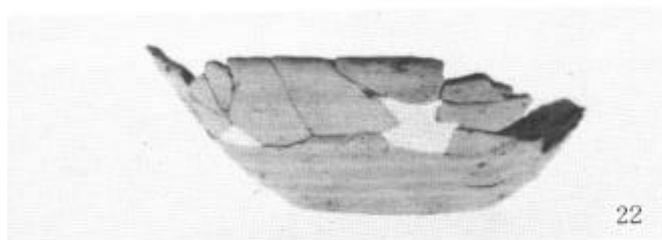
27



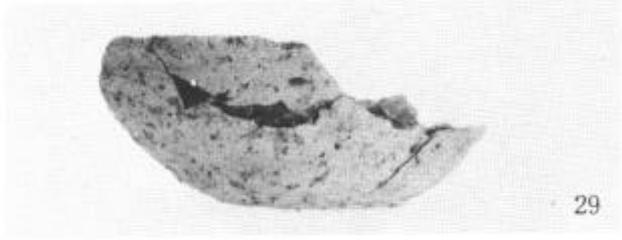
21



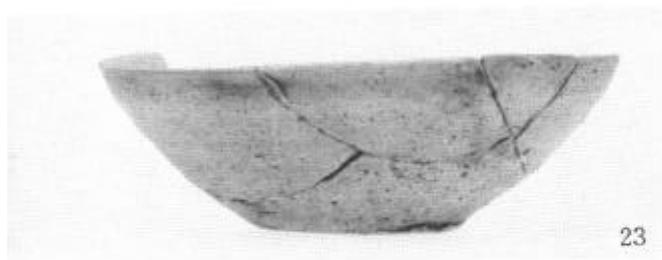
28



22



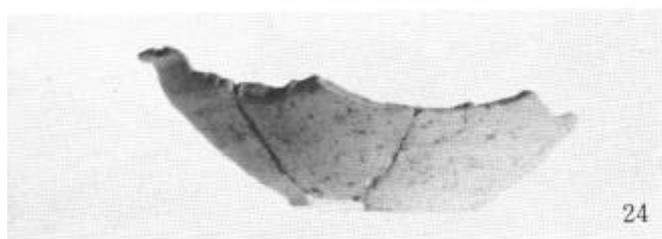
29



23



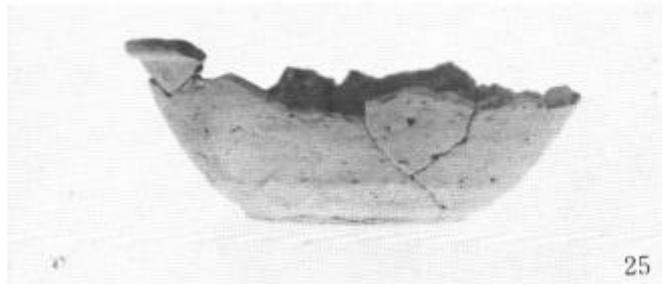
30



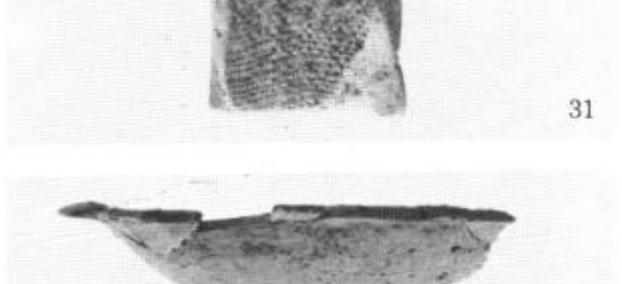
24



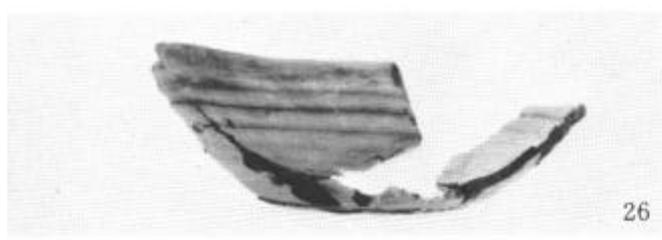
31



25



32

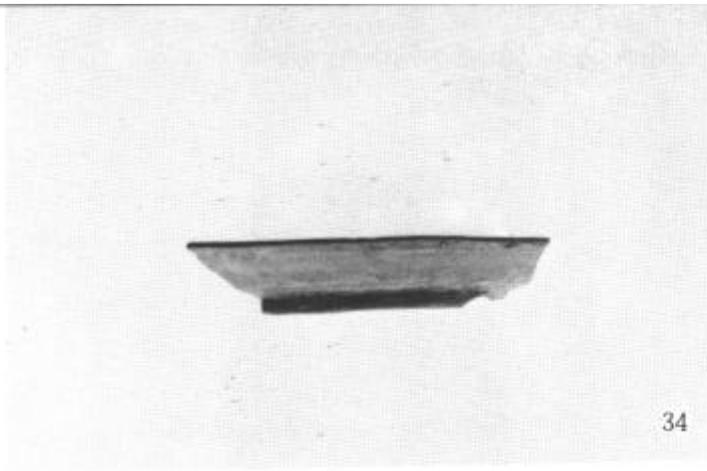


26

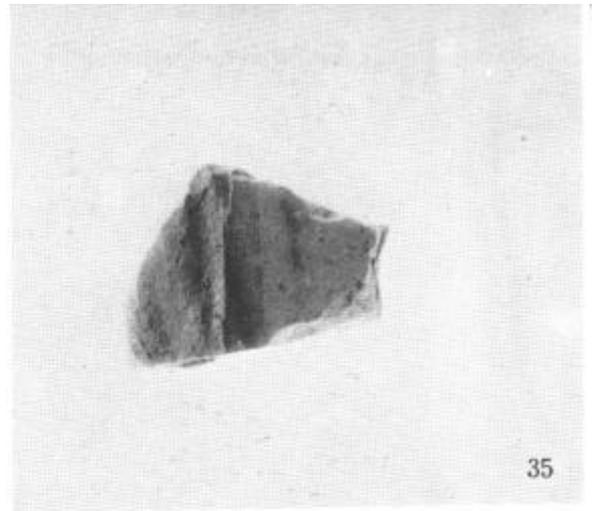


33

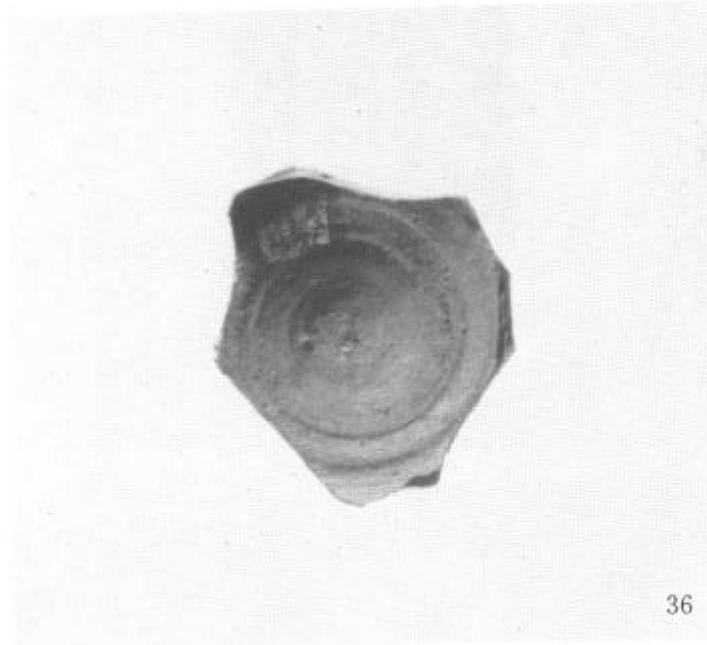
図版24 第47次発掘調査出土遺物 2



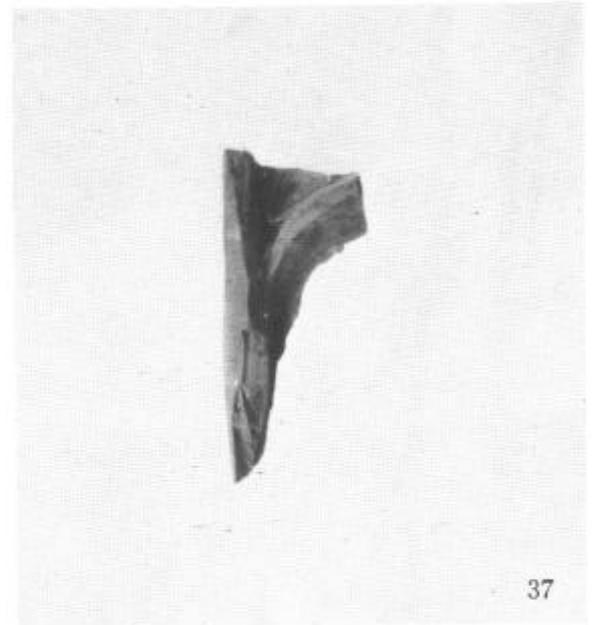
34



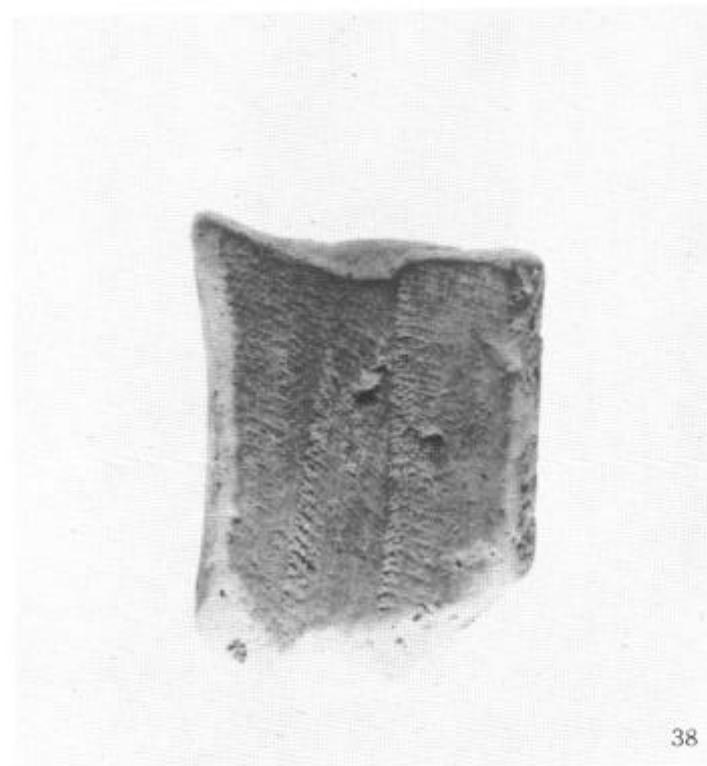
35



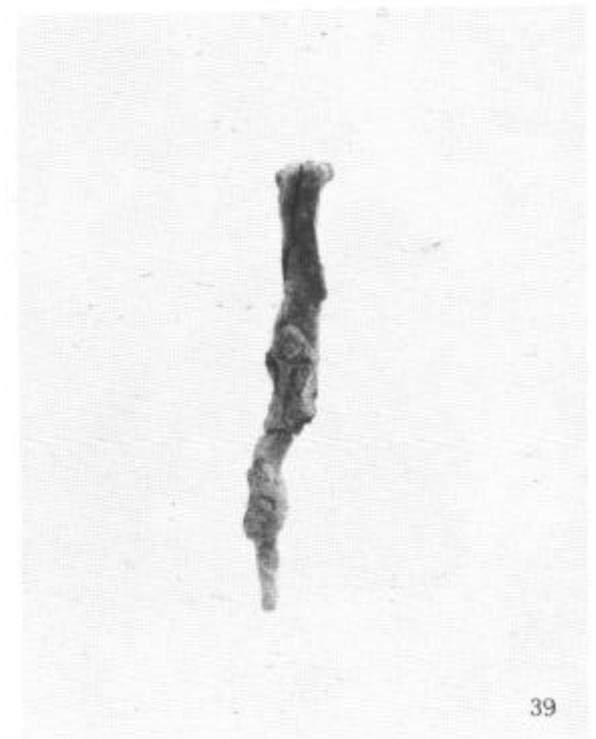
36



37

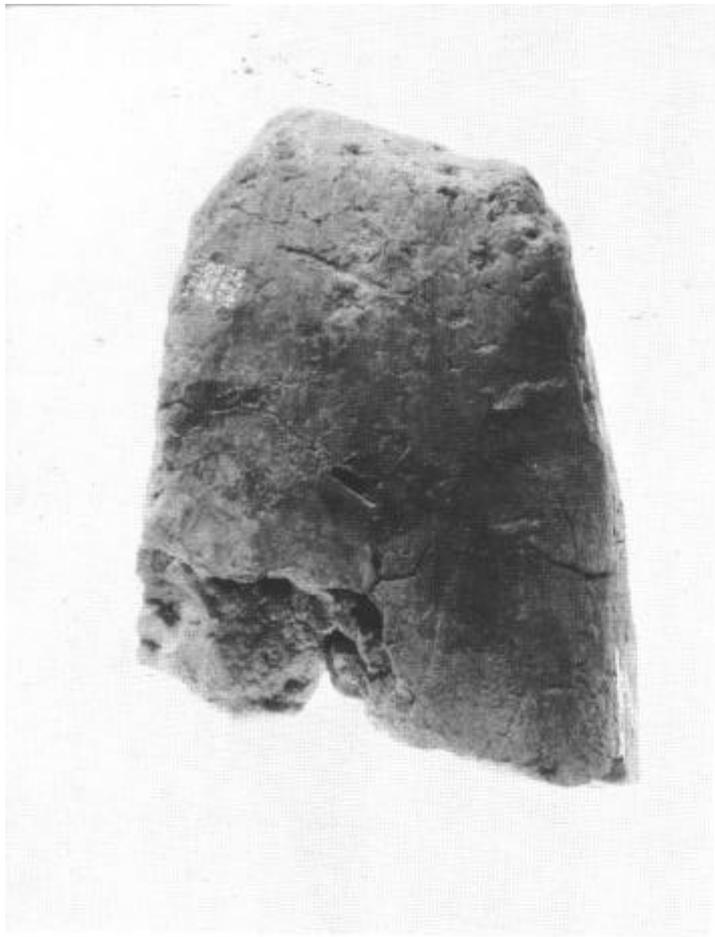


38

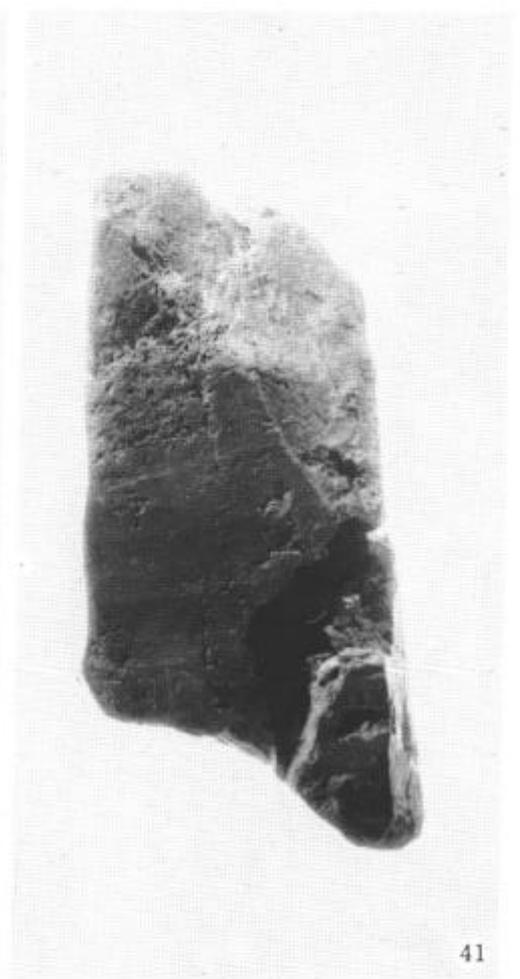
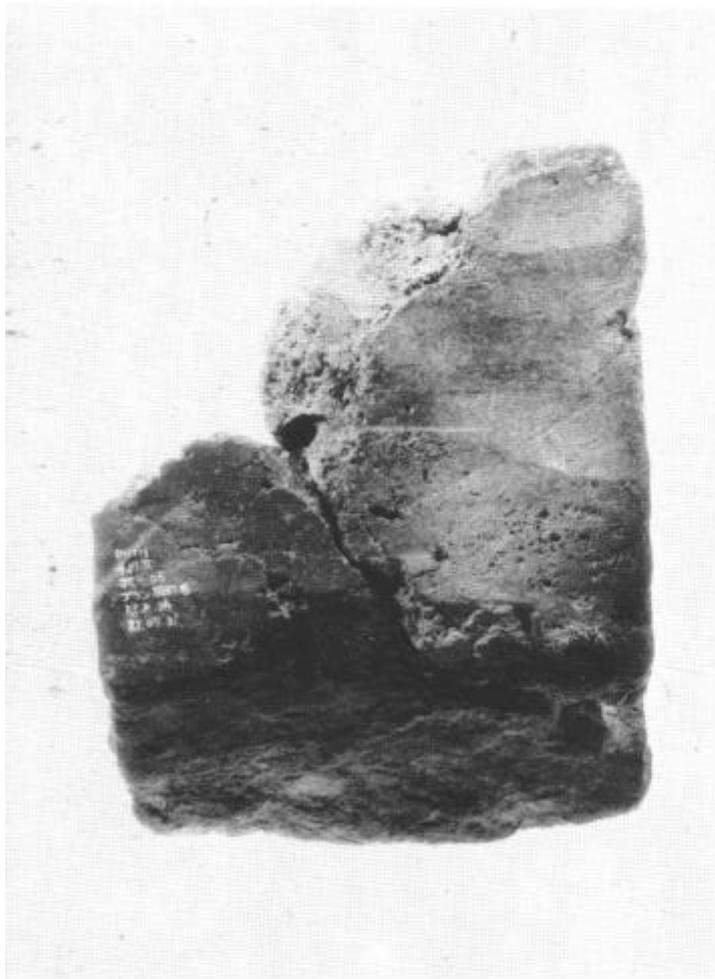


39

図版25 第47次発掘調査出土遺物 3

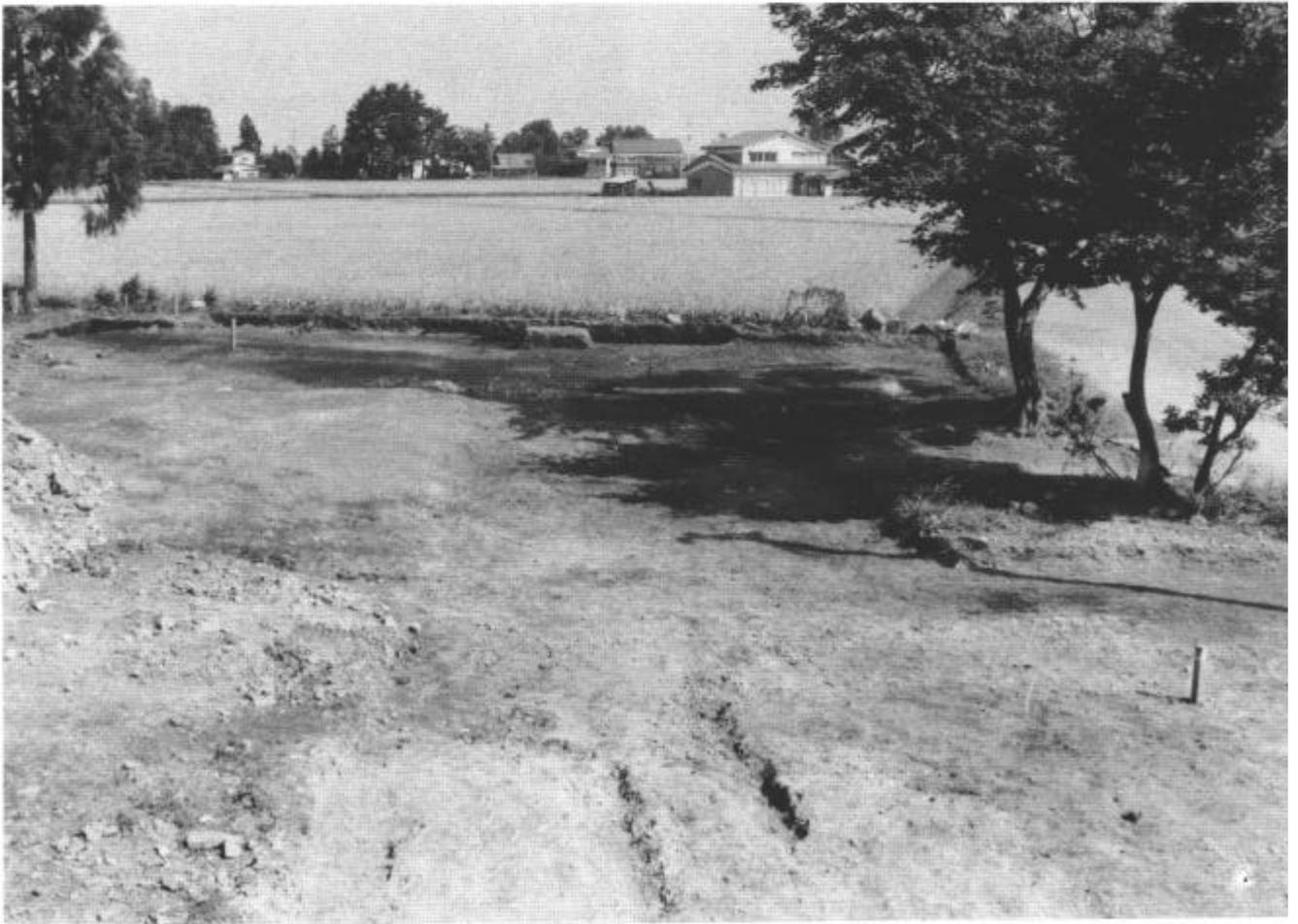


40



41

図版26 第47次発掘調査出土遺物4



図版27 第48次発掘調査

1 発掘調査前〔南▶北〕

2 調査区全景〔南▶北〕

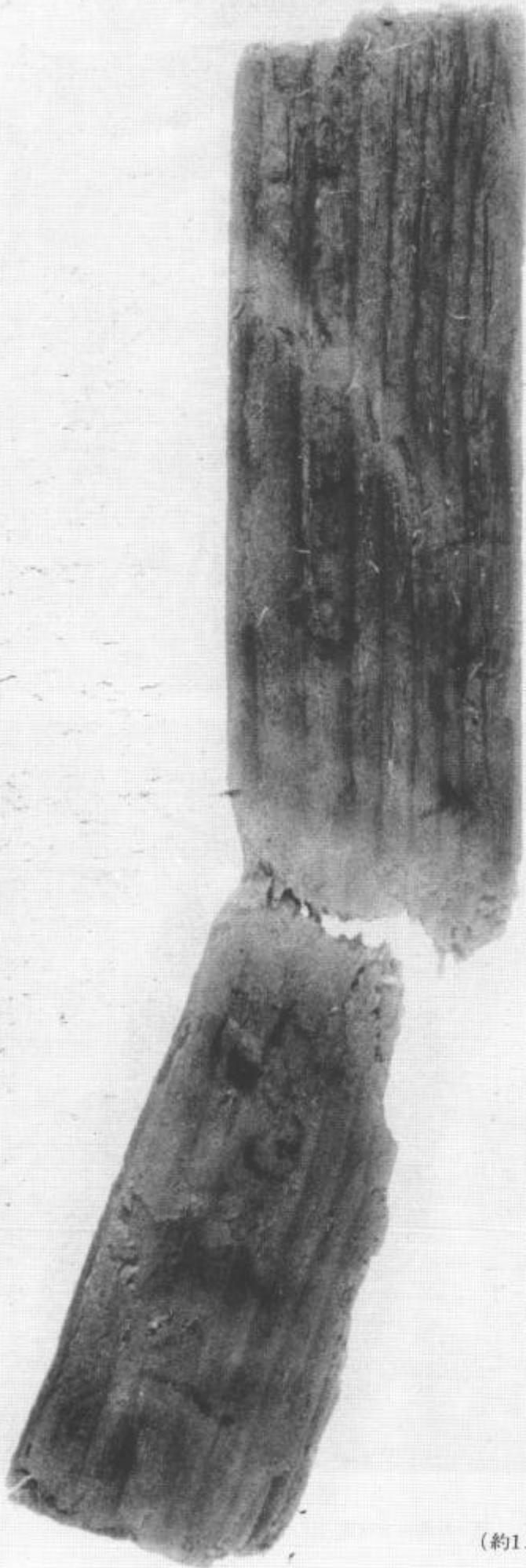


図版28 第49次発掘調査  
1 調査区全景〔東▶西〕      2 SE550井泉〔南▶北〕



図版29 第49次発掘調査  
1 第16号木簡出土状況 2 絵馬出土状況

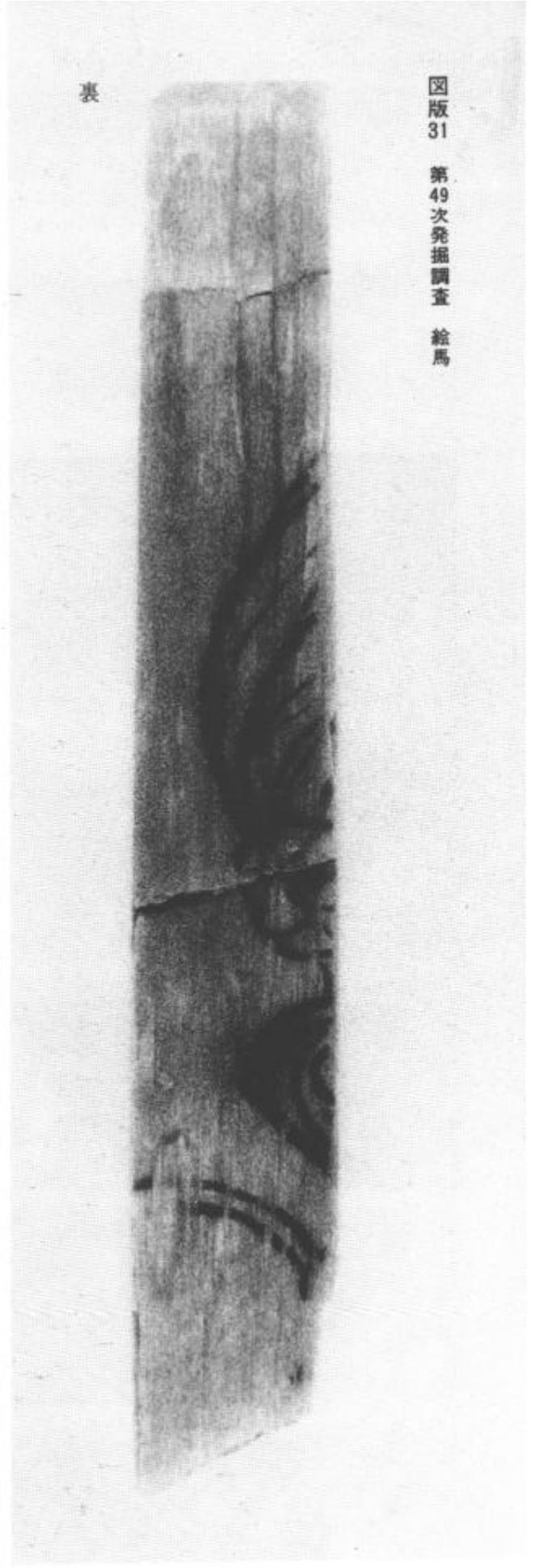
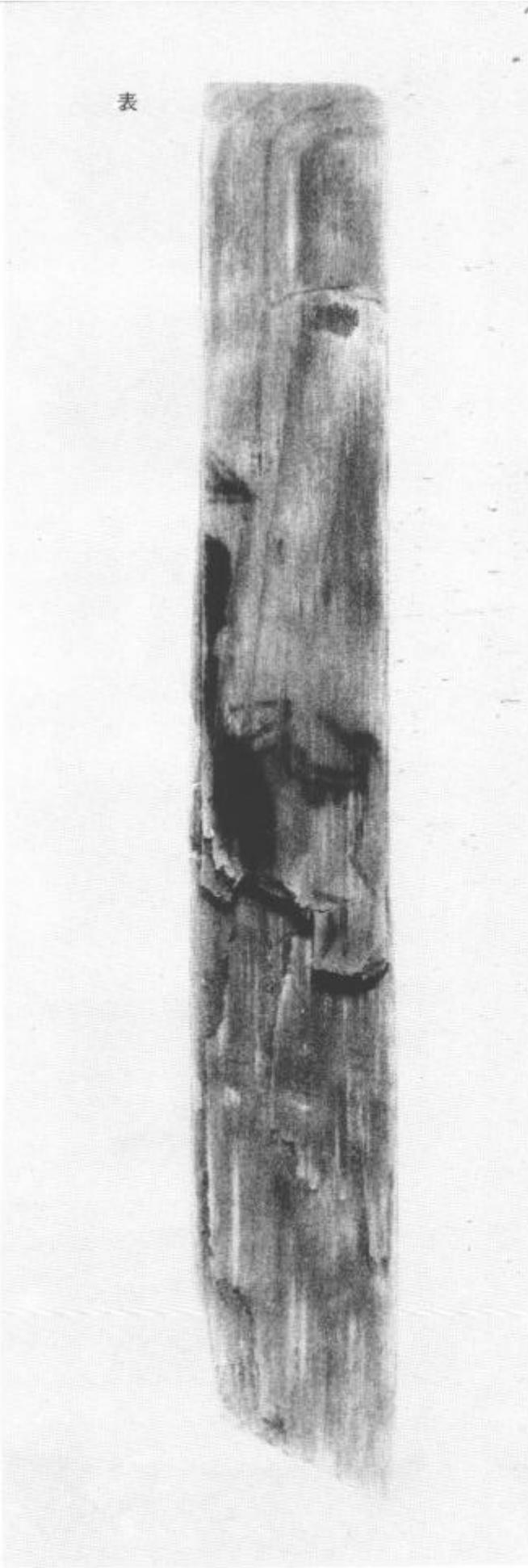
図版30 第49次発掘調査 第16号木簡



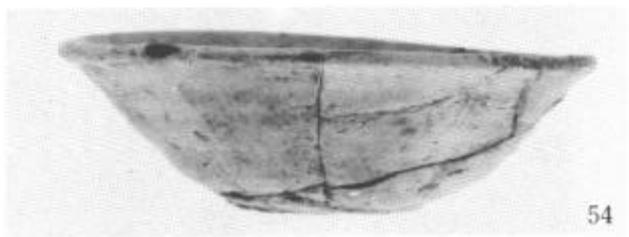
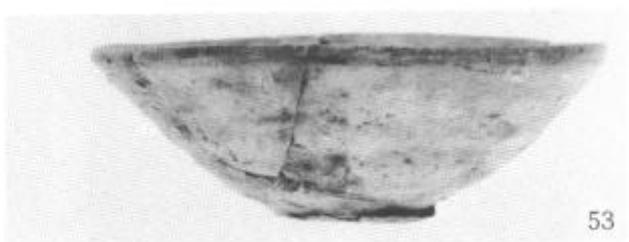
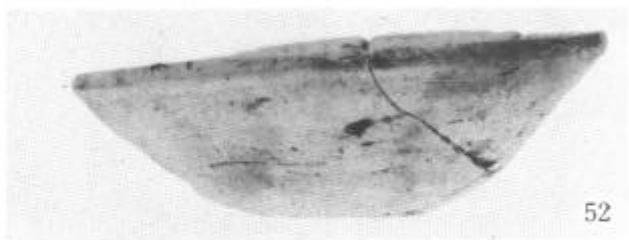
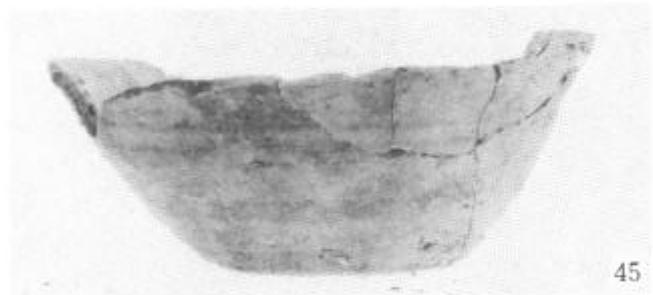
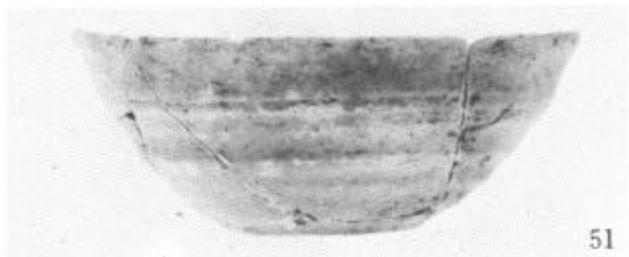
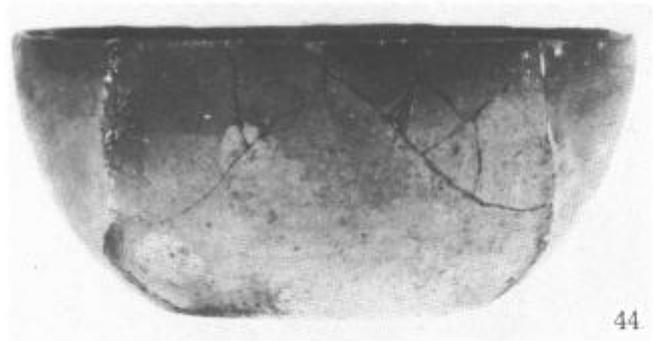
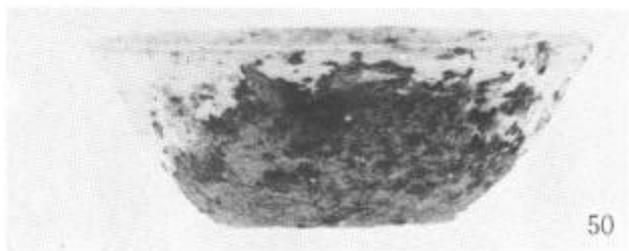
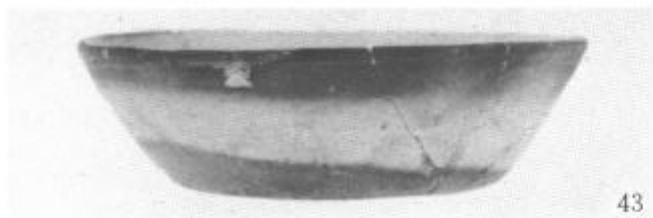
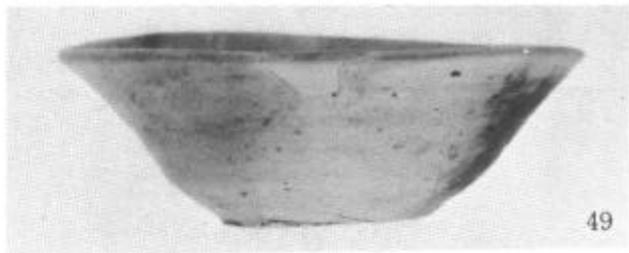
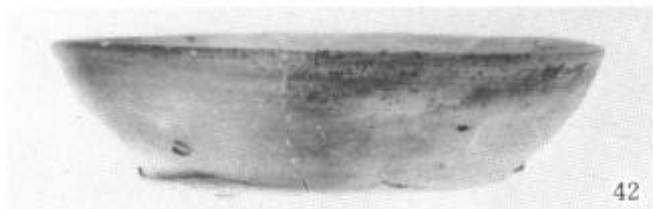
(約1.4倍)

裏

表



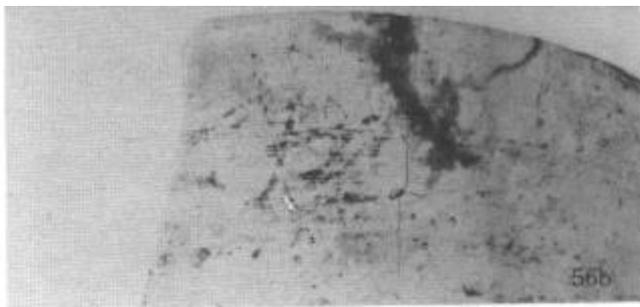
(約1.4倍)



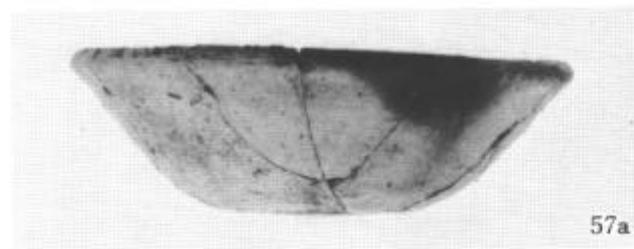
図版32 第49次発掘調査出土遺物1



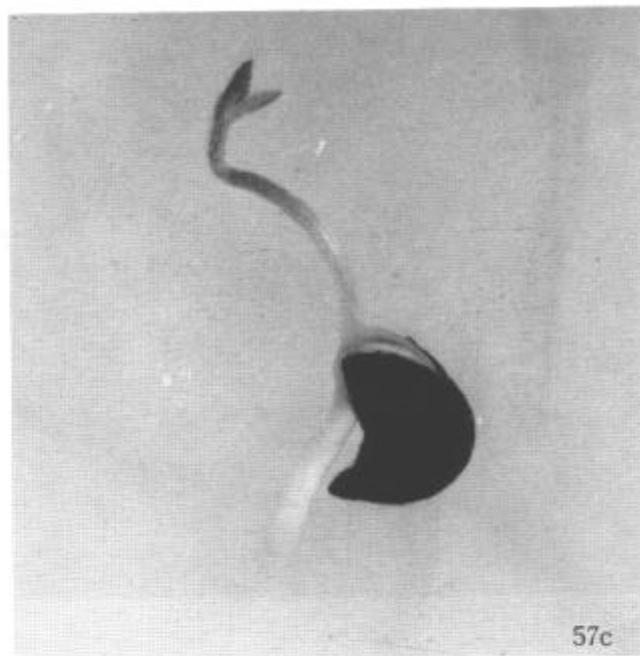
56a



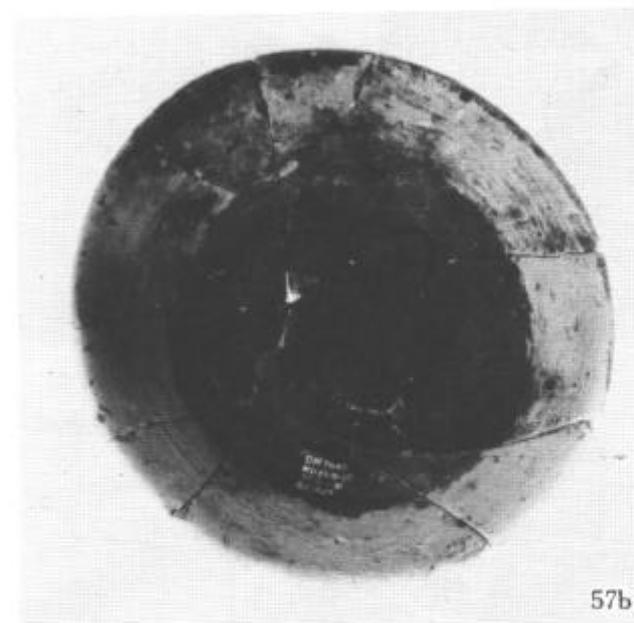
56b



57a



57c



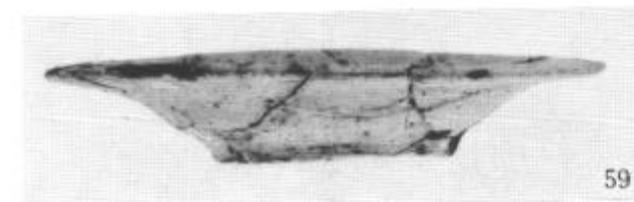
57b



58



61



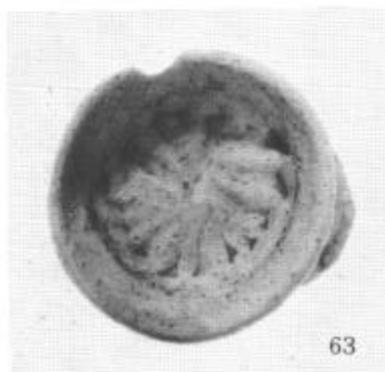
59



60

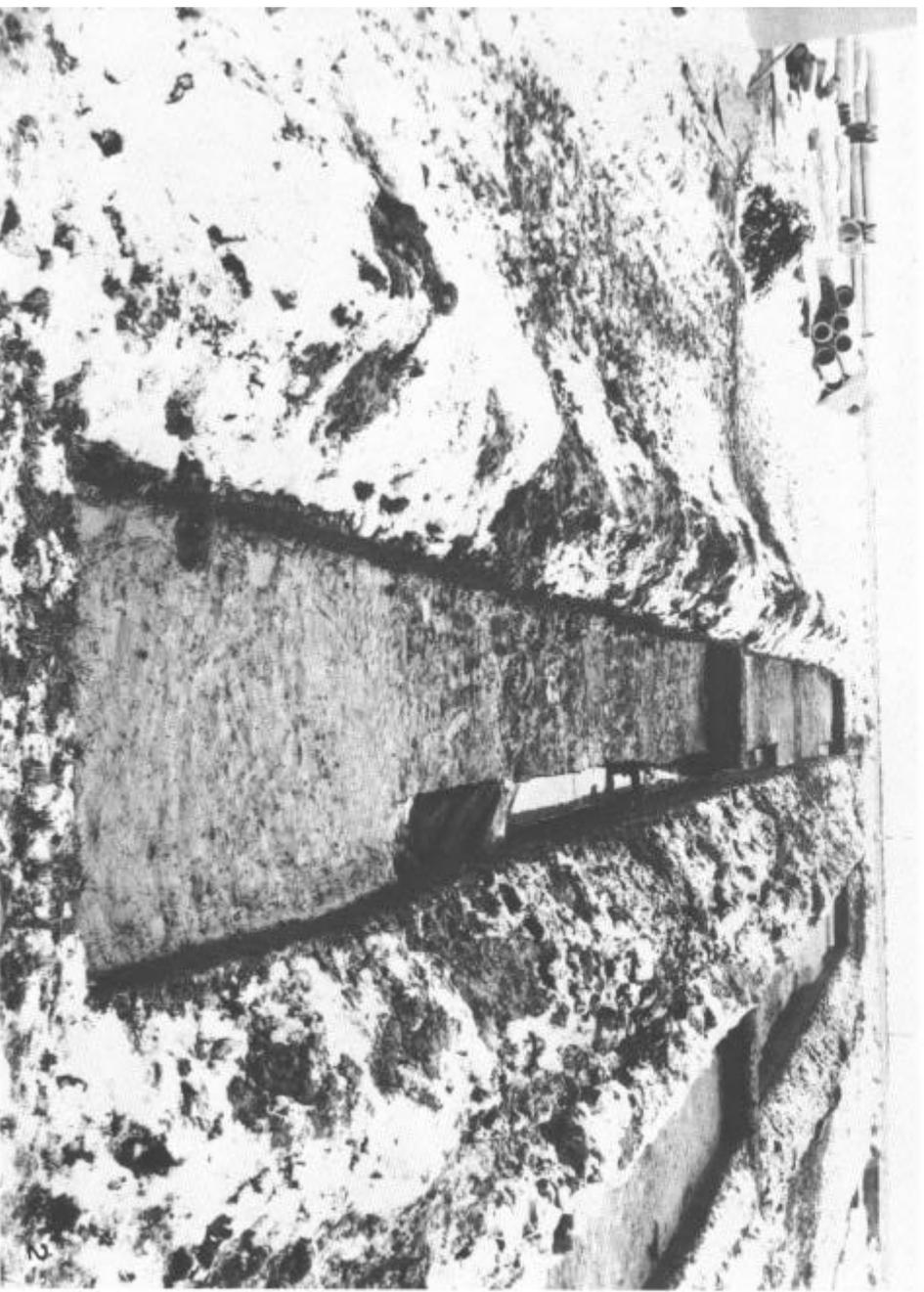
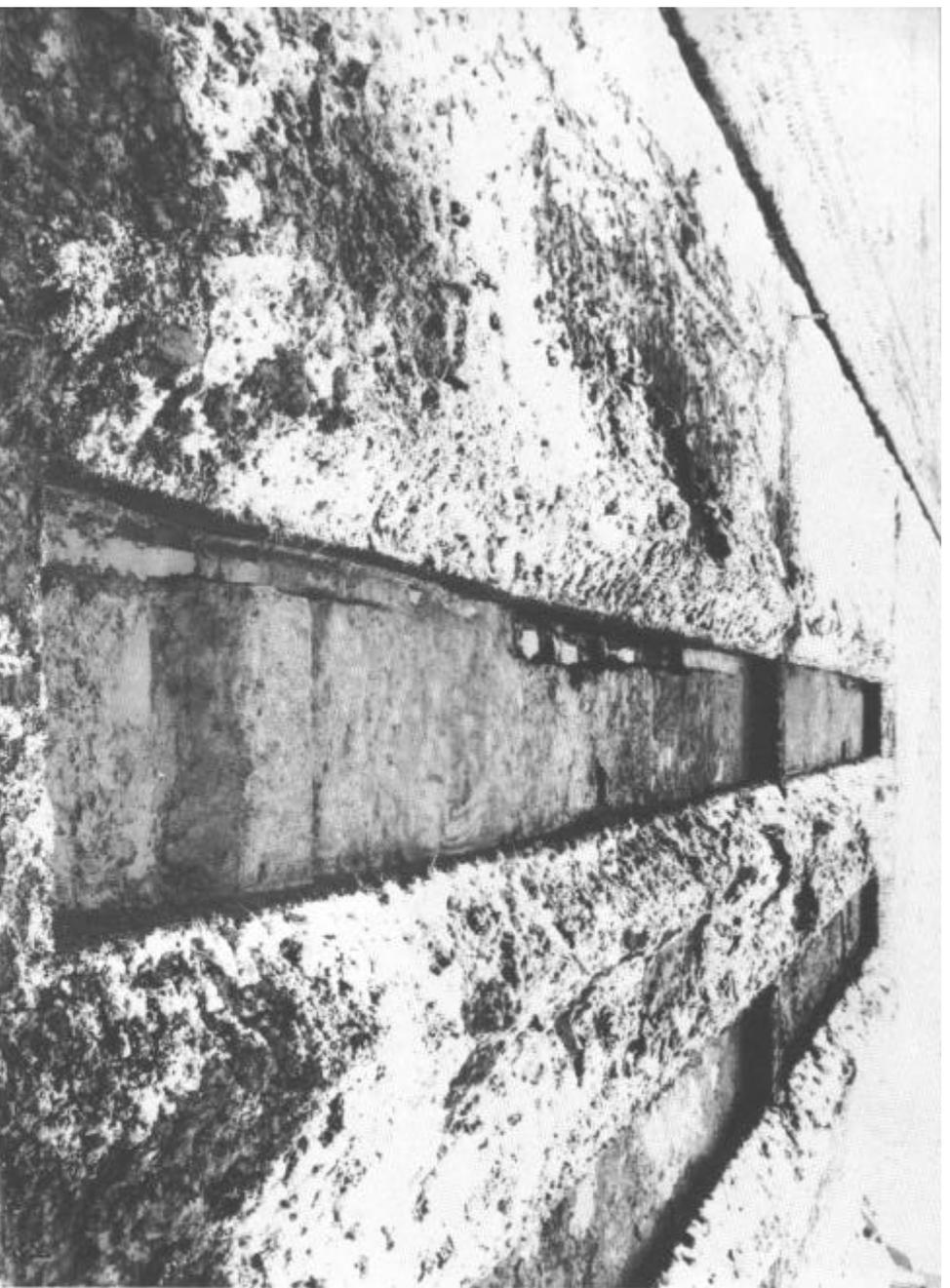


62



63

図版33 第49次発掘調査出土遺物 2



図版34 第50次発掘調査  
1 Bithynian調査区全景(南▶北)      2 Atrinean調査区全景(北▶南)



図版35 第51次発掘調査

1 7地区D〔西▶東〕

2 7地区D〔東▶西〕

図版36

第51次発掘調査



1 7地区 bサブトレンチ  
〔西▶東〕



2 bサブトレンチ  
S A466 〔西▶東〕

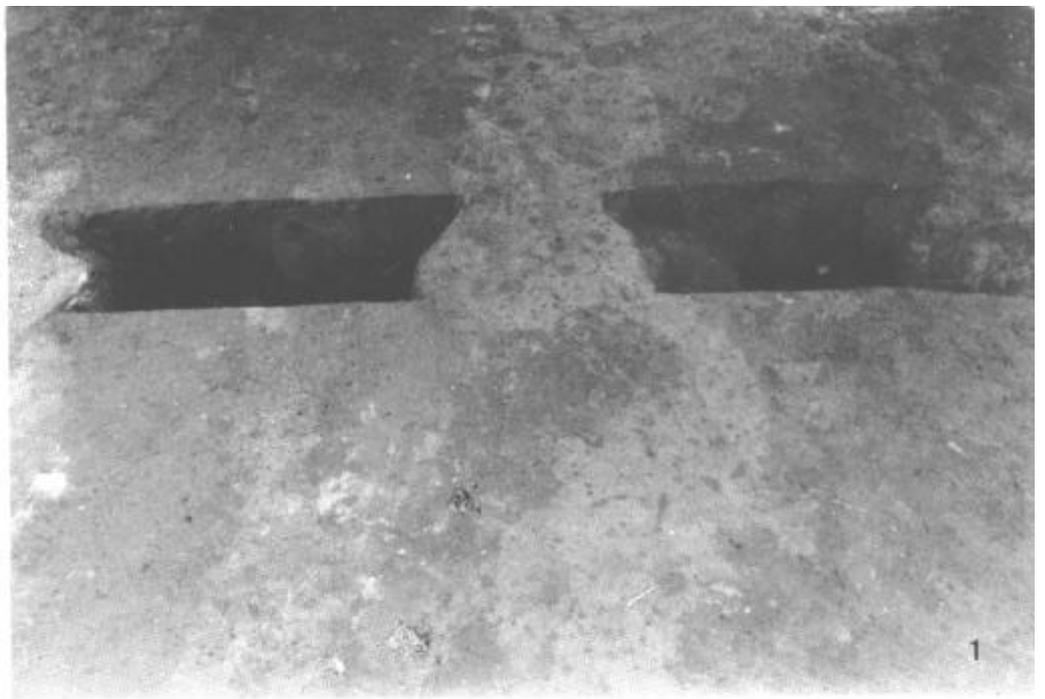


3 bサブトレンチ  
S A467 〔西▶東〕

図版37

第51次発掘調査

1 7地区dサブトレンチ  
〔西▶東〕



2 dサブトレンチ  
S A 466 〔西▶東〕

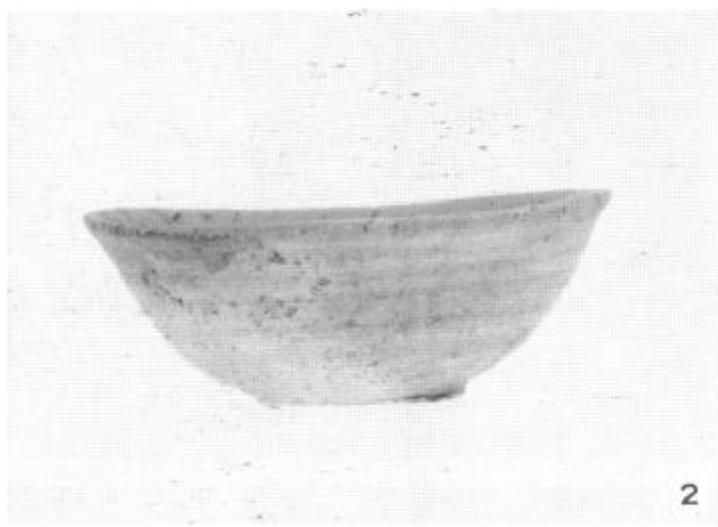


3 dサブトレンチ  
S A 467 〔西▶東〕





100012  
4.7



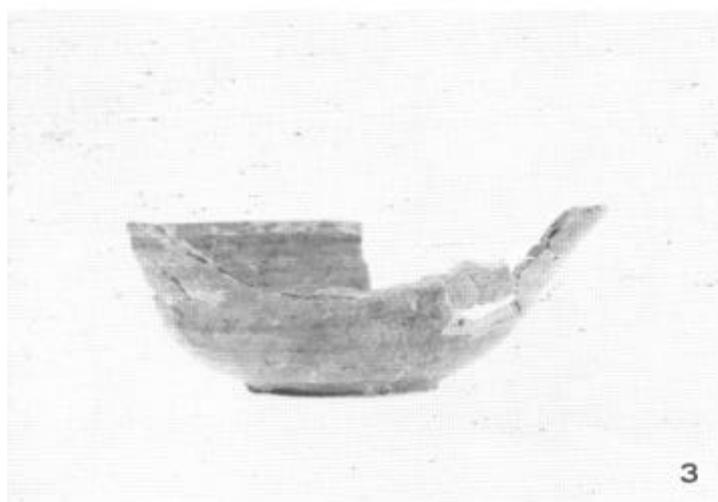
2

図版38

第51次発掘調査

1 3地区Aトレンチ〔南東▶北西〕

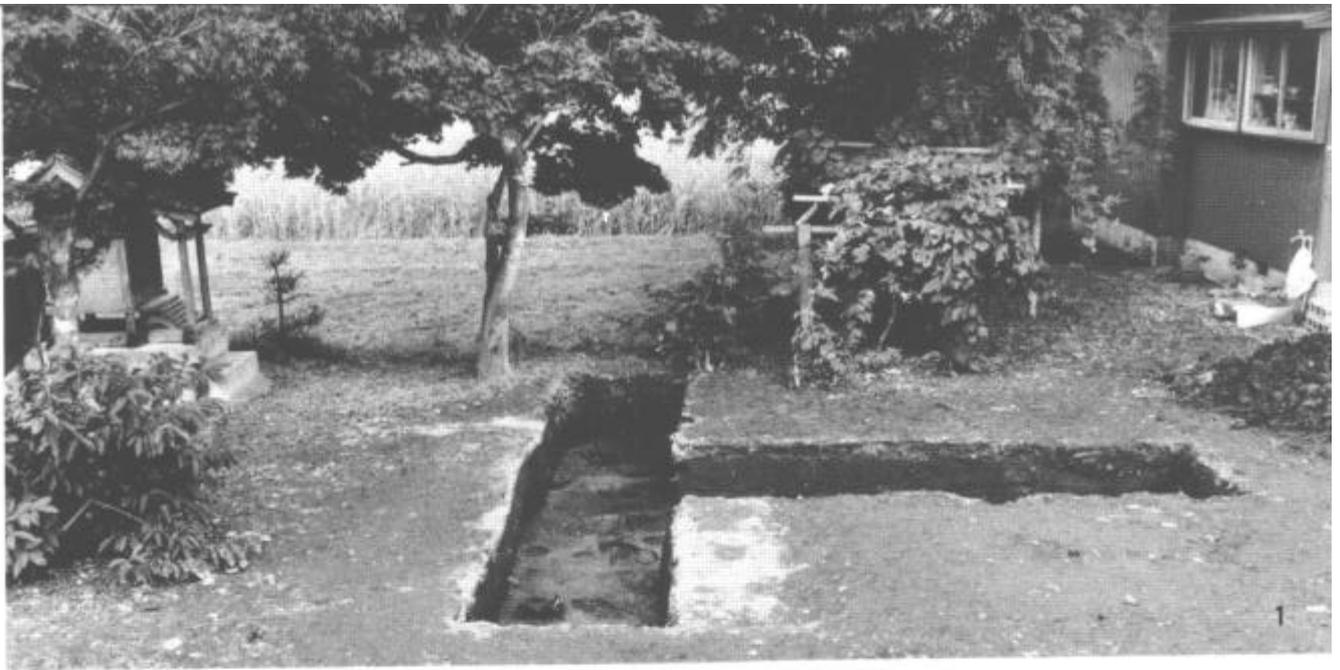
2 出土土器 64



3

3 出土土器 65

100012  
4.7



図版39

第52次発掘調査

1 調査区全景

(西▶東)

2 調査区全景

(北▶南)



## 弘田柵跡調査事務所要項

### 1 組織規定

秋田県教育委員会行政組織規則

第6条（地方機関の設置）

名 称	位 置
弘田柵跡調査事務所	仙北郡仙北町

第7条 文化課の所掌事務は、次のとおりとする。

8 弘田柵跡調査事務所に関すること。

第8条 第2項 弘田柵跡調査事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

1 史跡弘田柵跡の発掘およびこれに伴う出土品の調査研究に関すること。

### 2 職 員

（昭和58年<sup>3</sup>月現在）

職	氏 名	備 考
所 長	梶 原 忠 郎	本務 文化課長
学 芸 主 事	船 木 義 勝	本務 埋蔵文化財センター 兼務文化課
社会教育主事	大 野 憲 司	本務 埋蔵文化財センター
主 事	渡 辺 安 則	本務 文化課
主 事	山 崎 文 幸	仙北町総務課主事補
調 査 補 佐 員	栗 沢 光 男	

### 3 顧 問

弘田柵跡調査事務所の発掘・調査研究を適正に実施するため、顧問を委嘱した。

顧問 新野直吉（秋田大学教育学部教授 古代史学）